

双葉町復興まちづくり計画（第一次）
に基づく事業計画（実施計画）

平成28年3月
双葉町

双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）の策定にあたって

1. 事業計画の位置付け

本事業計画の位置付けは、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）＊」（平成25年6月策定）に記載された施策について、その実現を図るため、今後取り組むべき具体的な事業を記載するものです。平成27年3月に平成27年度の取組を中心として取りまとめましたが、平成28年1月の双葉町復興町民委員会の提言書を踏まえて必要な修正を行い、平成28年度の取組を中心とした新たな内容としました。

＊「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」は、双葉町の復興に向けた理念と基本方針を示すとともに、これを実現する施策を取りまとめたもので平成25年6月に策定したものです。

2. 事業計画の目的

本事業計画の目的は、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」に位置付けられた165の施策を実現するため、向こう3か年にわたる計画期間において取り組むべき具体的な施策・事業を計画的に進めることであり、具体的な町の復旧復興事業の取組を明らかにするとともに、復興に向けた取組に係る予算編成の指針ともなるものです。

3. 事業計画の計画期間

平成27年3月に策定した本事業計画の計画期間は、平成27（2015）年度から平成29（2017）年度までの3か年（改訂第2期）としていましたが、今回の見直しにより、本事業計画の計画期間は、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までの3か年（改訂第3期）とします。

4. 事業計画の策定体制

本事業計画の策定および改定にあたっては、町民の生の声を反映するねらいからワークショップ、住民意向調査など、多様な町民参画の仕組みのもとで広く町民の意見を聴取するとともに、町民及び専門家からなる策定委員会（「双葉町復興町民委員会」次頁図参照）を設け、多様な方法で聴取された町民意見等を含めて検討が重ねられ、町への提言内容がまとめられてきました。この提言内容を受けて、庁内における各課横断的な組織である「双葉町復興まちづくり計画推進会議」（次頁図参照）のもとで事業計画を策定および改定してきました。

本事業計画の改訂第三期にあたっては、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から4年以上が過ぎた中での改定作業であり、これまで策定してきた「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」（H25.6 策定）に基づく取組の更なる改善、及び「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」（H27.3 策定）に掲げられた施策の更なる具体化を目指しました。

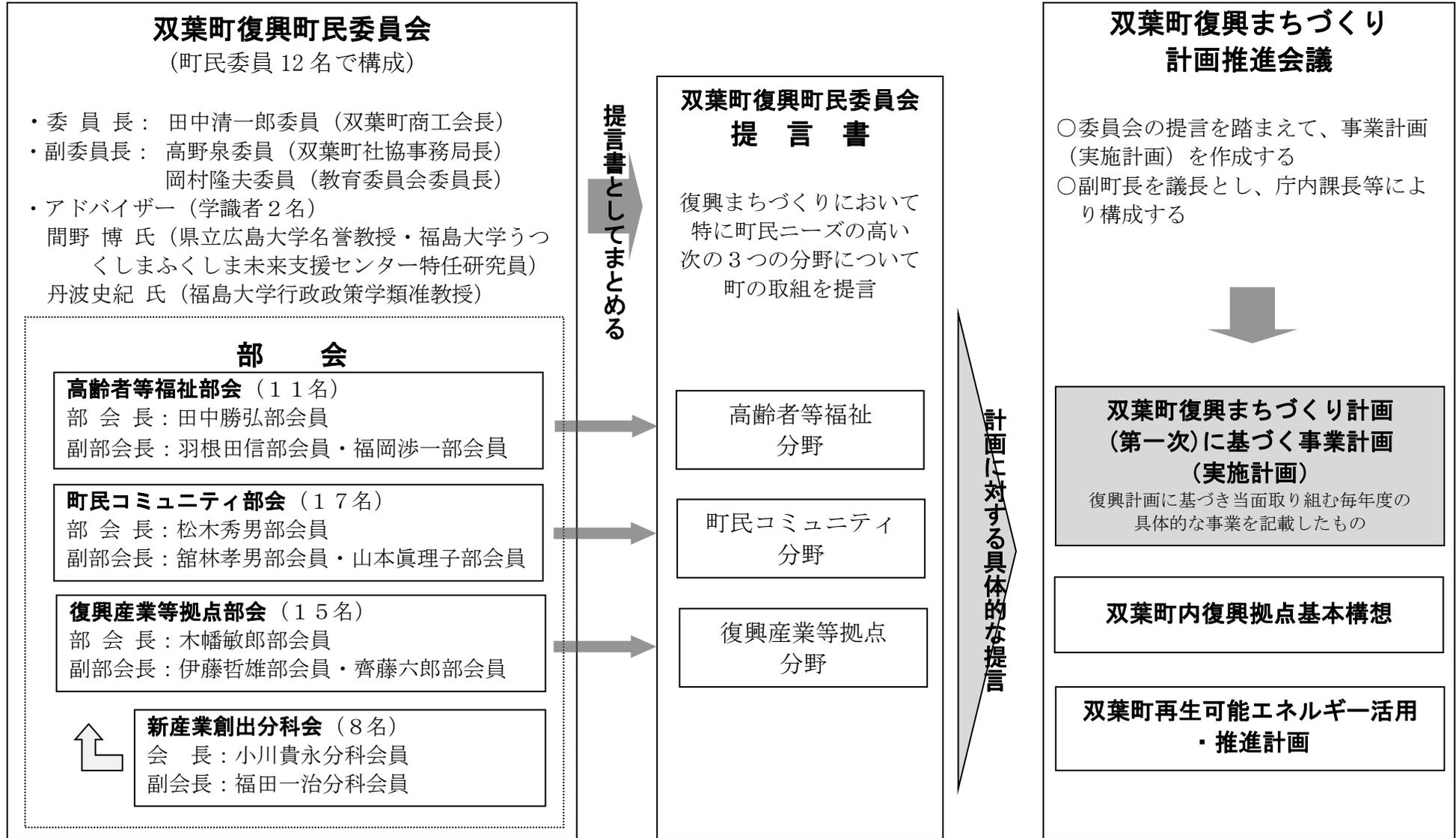
改定作業の進め方は、まず庁内各課に対する平成27年度の進捗状況調査を実施しました。その上で今回は、町民の関心が特に高い三つの分野に絞り、それぞれの分野について、当該分野に係る検討を重点的に行う組織として、「高齢者等福祉部会」、「町民コミュニティ部会」、「復興産業等拠点部会」の3つの部会（次頁図参照）を設け、ワークショップ等の方法を通じて、多くの町民の意見をいただきながら、改定に当たっての提言をいただきました。

この改定に当たっての提言を受け、さらに町民ニーズの変化を踏まえた時点修正を加えながら「双葉町復興まちづくり計画推進会議」のもとで事業計画を改訂しました。

双葉町復興まちづくり計画(第一次)に基づく事業計画(実施計画)第三版(平成28年3月)の策定体制

(町民参画)

(町役場)



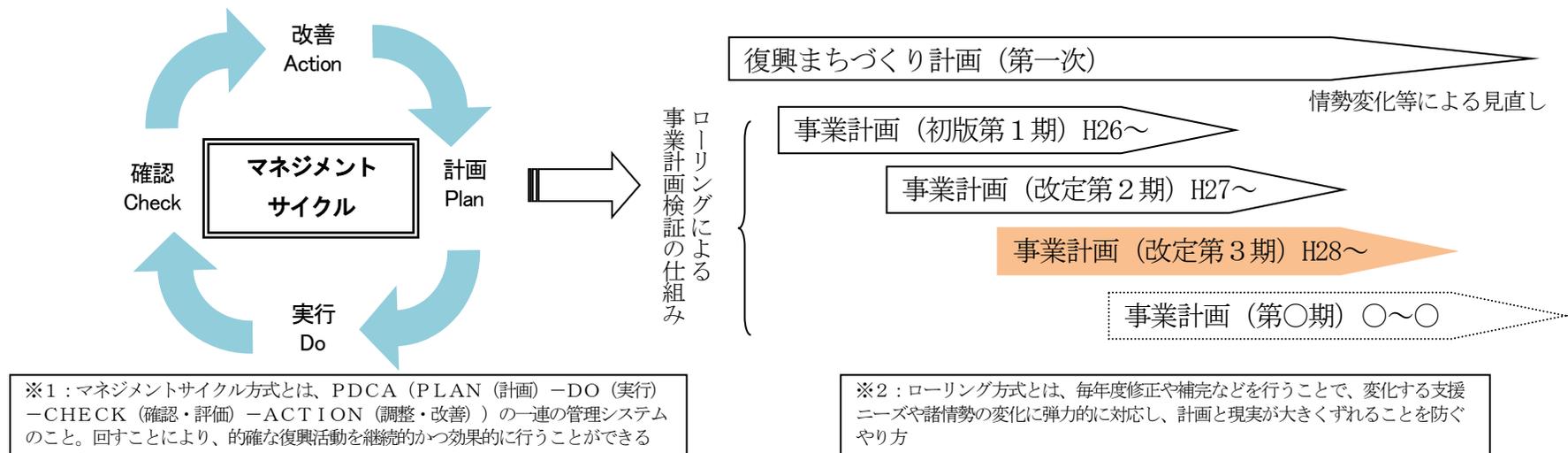
5. 事業計画の概要

「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」には、テーマに応じて165の施策が記載されており、事業計画はこの165の施策各々について、以下の項目から構成されています。

項目	内容
復興まちづくり計画（第一次）の見出し	復興まちづくり計画（第一次）に記載されている該当箇所を明示する。
復興まちづくり計画（第一次）の内容	復興まちづくり計画（第一次）に記載されている施策を抜粋する。
進行管理の担当課	当該項目の主たる担当課を記載する。複数の課にまたがる場合は合わせてその旨を記載する。
平成27年度の計画	事業計画（第2期）において、平成27年度に重点的に行うものとして計画した事業を記載する。
取組の現状	平成27年度までに実施した事業内容を具体的に記載し、現状と課題を明らかにする。
平成28年度の計画	これまでの取組を踏まえ、平成28年度に重点的に行うべき事業を記載する。
平成29年度・30年度の計画	復興に向けた中期的な見通しを踏まえながら、計画的な事業の推進が図られるよう平成30年度までの取組の考え方を記載する。 平成29年度・30年度の取組は、事業計画の進捗管理を進めていく中で、今後具体化を図る。

6. 事業計画進捗管理の仕組み

町民ニーズや諸情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、毎年度マネジメントサイクル方式^{*1}とローリング方式^{*2}により見直し（下記参照）を行います。



～ 目 次 ～

1. 不自由な避難生活の改善 及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組	
【不自由な避難生活の改善に向けた取組】	
①迅速、確実、十分な賠償(1-6)	1
②住居(仮設住宅、借上げ住宅等)の改善(7-12)	7
③避難生活における健康被害の防止(13-18)	13
④各種支援措置(高速道路の無料化・各種減免措置等)の継続(19)	21
⑤町からの情報提供【再掲】(20)	24
⑥町民のきずなの回復【再掲】(21-22)	25
【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】	
①町民の生活再建に必要な支援	27
(ア)住居の確保(23-27)	27
(イ)事業再開支援・雇用の確保(28-31)	34
(ウ)保健・医療・福祉体制の確保(32-42)	41
(エ)教育環境の確保(43-51,76)	50
②「双葉町外拠点」(仮の町)の整備	59
(i)「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備(52-56)	59
(ii)「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保(57-61)	66
(iii)「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保(62-68)	71
(iv)「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保(69-73)	80
(v)「双葉町外拠点」における教育環境の確保(74-75)	83
2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組	
【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】	
①町民の交流機会の確保(77-87,159)	85

②町民同士が連絡を取り合うことができる仕組みの構築(88-89)	102
③町からの情報提供の円滑化・充実化(90-96)	104
④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承(97-109)	114
⑤避難先住民との交流の促進(110-113)	129
⑥震災・事故の教訓の記録と伝承(114-118)	132
⑦町民のきずなを維持する拠点としての「双葉町外拠点」の整備【再掲】 (119)	138
3. ふるさとへの思いをつなぎ、 ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組	
【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】	
①一時帰宅の改善(120-124)	139
②墓参への支援(125-127)	145
③ふるさとの荒廃の防止(128-133)	147
④町民のきずなの維持【再掲】(134)	157
【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】	
①帰還条件の達成に向けた取組	158
(ア)放射線量の低減(135-139)	158
(イ)福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保(140-143)	161
(ウ)インフラ等の復旧(144-146)	164
②津波被災地域の復旧・復興への取組(147-150)	166
③双葉町の復興・再興へ向けた考え方(151)	171
4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて	
①復興の取組への町民の参画(152-156)	173
②町民による復興の取組への支援(157-158,160)	179
③行政と町民等の協働による計画の推進体制(161-165)	182

*目次項目最後の(番号)は、該当する施策番号を示す

1 2	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>①迅速、確実、十分な賠償</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(1) 現在の賠償指針・基準はあくまで最低基準です。町民の被害実態を把握し、指針・基準には明記されていない項目を含めて町民の被害に沿った賠償を進めるよう、東京電力に要求していきます。また、国に対して東京電力への指導の徹底を要求していきます。</p> <p>(2) 町民の生活再建が可能となるように、賠償指針・基準の見直し・拡充について、双葉郡他町村と連携して、国・東京電力に要求していきます。その際、賠償指針が明らかとしない事故後6年以降の賠償の取り扱い、将来にわたる健康被害に対する賠償の取り扱いなども求めていきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き、町民の被害実態に沿った賠償を国・東京電力に要求していきます。</p> <p>○特に、町政懇談会等において町民から寄せられている賠償金の相続税や贈与税の特例措置については、双葉地方町村会と連携して国へ要求していきます。</p> <p>○引き続き、指針の改善を要求していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○国、東京電力において協議を重ねてきた賠償項目について、請求受付を開始しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年4月 墓石等の移転にかかる賠償 ・平成27年7月 営業損害にかかる賠償 ・平成27年9月 その他の実費等にかかる賠償の延長 <p>○東京電力に対して、「福島第一原子力発電所の廃炉と原子力損害賠償の完全実施に関する要求書」を提出いたしました。（平成27年4月22日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者に寄り添った賠償、迅速かつ確実な賠償を行うことはもちろんのこと、個別の事情について柔軟に対応する姿勢を持ち、被害に遭われた方を区別することなく、誠意ある賠償を行うこと。 ・平成27年3月以降の営業損害については、関係諸団体等の意見・要望を尊重し、早急に素案を見直し、事業の再建が可能となるよう長期的な視点を踏まえた賠償を行うこと。 ・平成27年3月以降の就労不能損害について、個別の事情を広く伺ったうえで判断するとしながらも、生命・身体的損害によらず減収となっている方を賠償の対象外にしていくと聞く。生活の再建の見通しが立っていない現状や雇用情勢を改めて把握し、個別の事情を広く捉え、積極的に賠償を行うこと。 ・東京電力社員も、他の住民と同様に避難を余儀なくされていることに他ならないことから、廃炉作業への士気に影響することのないよう、平等な賠償を行うこと。 <p>○国、政党、東京電力に対して、福島県原子力損害対策協議会において「商工業等に係る営業損害の賠償に関する緊急要望活動」を行いました。（平成27年5月12日、13日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 素案の迅速な見直し、2 被害者の意向を踏まえた素案の見直し、3 避難指示区域内における賠償、4 避難指示区域外における賠償、5 賠償金の税制上の取扱い、6 政府による事業再建築等の確実な実施（5、6は国、政党のみ） <p>○政府与党による「東日本大震災復興加速化のための第5次提言（案）」を受けて、福島県原子力損害対策協議会「全体会議」が開催され、国、東京電力に対し</p>		

て要求・要望を行いました。(平成27年6月7日)

- 政府関係機関並びに自民党東日本大震災復興加速化本部長、衆議院議長に対して、双葉地方町村会及び双葉地方町村議長会より、過去に類を見ない極めて過酷な原子力災害であるという特殊事情を再度認識し、原子力発電所の安全対策や除染作業等を強力に進展させるとともに、東京電力から迅速、公平かつ適正な賠償を促すなど諸課題に総力を挙げて取り組み、双葉郡の復興・再生に向け国の責務として対応するよう強く要望しました。(平成27年6月24日)
- 東京電力に対して、町及び町議会より、原子力損害賠償にかかる15項目の意見、要望等を提出しました。(平成27年7月17日)
- 復興庁、文部科学省、経済産業省に対して、今後町の区域見直しを行ってもなお高線量のところが残りと、避難を強いられた状態が相当期間続く見込みがあるなど、他の被災地域と比較した際の町の特殊な事情について十分理解していただき、被災地域について一律に対応するのではなく、町の被害実態に即した賠償がなされるよう強く要望しました。(平成27年12月16日)
- 東京電力に対して、原子力損害賠償の完全実施について要求いたしました。(平成28年1月4日)
 - ・避難を強いられた状態が相当期間続く見込みであり、町の置かれている状況を改めて理解し、町の被害実態に即した賠償を、町民に寄り添い、丁寧かつ真摯に行うこと。
 - ・平成24年3月8日に提出した町有財産に係る原子力損害賠償請求書について、実質のある回答がなされておらず、復興の取組を進める上で町有財産の賠償問題が大きな障害となることが懸念されるため、町有財産に対する損害賠償の方針を早期に示すこと。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民の被害実態に沿った賠償と指針の改善について国・東京電力に要求していきます。
- 特に、町政懇談会等において町民から寄せられている賠償金の相続税や贈与税の特例措置については、双葉地方町村会と連携して国へ要求していきます。
- 引き続き、被害実態に応じて指針の改善を要求していきます。

《平成29年度の計画》

- 平成28年度と同様に事業を実施していきます。

《平成30年度の計画》

- 平成29年度と同様に事業を実施していきます。

3	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>①迅速、确实、十分な賠償</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>消滅時効の取扱いについて、東京電力の運用のみによるのではなく、法的な担保がなされるよう、引き続き国に要求していきます。また、賠償請求手続きの広報を推進するとともに、請求手続きが難しい方に対して、関係機関と連携しながら、請求を促します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き、広報紙、町ホームページ等により未請求者へ賠償請求の働きかけを実施し、未請求者の解消に向けて取り組んでいきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○消滅時効の取扱い等について、これまで国への要望活動を継続して実施してきており、国会において「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ确实な賠償を実現するための措置及び当該原子力災害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（原賠時効特例法）」が制定され、東京電力福島第一原子力発電所事故で生じた損害賠償請求権の時効が、民法に定められている3年から10年に延長され、また賠償請求権を行使できる除斥期間（法律上の権利が消滅する期間）についても損害が生じてから20年とされました。</p> <p>○東京電力からの未請求者情報により町から個別に通知を行い、賠償請求について促しており、今後も定期的に行っていく予定です。</p> <p>○東京電力においても、個別の連絡やダイレクトメールの送付等を行い、未請求者*の解消に取り組んでいます。</p> <p>*平成24年11月30日時点での未請求者は909名でしたが、平成28年1月31日現在で61名になりました。</p> <p>○今後も、町民一人一人から確実に請求がなされるよう取り組んでいきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、広報紙、町ホームページ等により未請求者へ賠償請求の働きかけを実施し、未請求者の解消に向けて取り組んでいきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、広報紙、町ホームページ等により未請求者へ賠償請求の働きかけを実施し、未請求者の解消に向けて取り組んでいきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、広報紙、町ホームページ等により未請求者へ賠償請求の働きかけを実施し、未請求者の解消に向けて取り組んでいきます。</p>	

4	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>①迅速、確実、十分な賠償</p> <p style="text-align: right;">24ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>弁護士を利用されている方の手続きが迅速に行われるよう、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充などを国等に要求していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充を引き続き国等に求めています。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センターの組織体制は、平成28年1月31日現在で592名であり、設立当初よりも拡充されています。</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、従来よりも簡易的な様式の和解仲介申立書を準備し、申立者の負担を減らす対策を講じており、和解仲介手続きに要する時間*も当初と比較し大幅に短縮されるようになってきています。</p> <p style="padding-left: 20px;">*当初は半年から1年を要していましたが、現在は約6か月に短縮されています。</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続きを適正かつ迅速に行うよう、引き続き国等に対して求めています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充等を引き続き国等に求めています。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充等を引き続き国等に求めています。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充等を引き続き国等に求めています。</p>	

5	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>①迅速、確実、十分な賠償</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>個別の事情を抱える町民のみなさんの賠償手続きを支援するため、双葉町弁護団との連携を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○弁護団会議へ積極的に参加し、弁護団との連携を図るとともに、今後の弁護団のあり方についても協議・見直しを行っていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町民のみなさんの賠償手続きを支援するため、双葉町弁護団*との連携を進めております。</p> <p>*双葉町弁護団立ち上げの経緯等</p> <p>損害賠償に応じるため東京電力が避難者に送付した請求書は、複雑かつ分量も多く町民は戸惑いを感じるとともに、賠償額の低さにも困惑を隠せない中、双葉町としては町民の被った被害に対する適切な賠償を受けるための活動をする弁護団が必要と考えました。弁護士費用を予算化し、町民一人当たり1万円を補助することを決定し、双葉町弁護団の立ち上げを要請し、全国各地で原発被害の救済にあたっている救済センターや弁護団の有志が結束することより、双葉町弁護団が結成された経緯があります。</p> <p>・受任状況 延べ280世帯716名（平成28年1月31日現在）</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町民の要望等を踏まえつつ、連携を引き続き図っていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町民の要望等を踏まえつつ、連携を引き続き図っていきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○町民の要望等を踏まえつつ、連携を引き続き図っていきます。</p>	

6	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ①迅速、確実、十分な賠償</p> <p style="text-align: right;">24ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>双葉町ホームページや広報紙を活用して賠償に係る情報提供を一層推進します。また、東京電力に対して、賠償事例の開示・Q&Aの充実など情報公開の徹底を要求していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き、町のホームページ、広報紙等への賠償に係る情報掲載を行っていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町のホームページ、広報紙において、賠償に係る情報掲載を随時行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓石等の移転にかかる賠償 ・その他の実費等にかかる賠償の延長 ・各種説明会、相談会の情報提供 <p>○住民への説明会、相談会の周知を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力損害賠償・廃炉等支援機構による説明会 24回 参加人数：(個別説明会) 39組 ・原子力損害賠償・廃炉等支援機構による借上げ住宅向け説明会 2回 参加人数：(全体説明会) 10名 (個別説明会) 1組 ・福島県不動産鑑定士協会による原子力損害賠償（宅地・建物）巡回相談（平成27年4月～平成28年1月 47回開催） ・福島県弁護士会による原子力損害賠償巡回相談（平成27年4月～平成28年1月 65回開催） <p>○賠償に係る情報収集に努め、情報提供をより一層推進していきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、広報紙等を通じて賠償に係る情報提供に取り組みます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、広報紙等を通じて賠償に係る情報提供に取り組みます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、広報紙等を通じて賠償に係る情報提供に取り組みます。</p>	

7	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p> <p style="text-align: right;">25ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>借上げ住宅を含めた応急仮設住宅の入居期限の延長、借上げ住宅の住み替え制限の緩和等について、引き続き、国・県に要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅建設の進捗が遅れているため、当分の間は借上げ住宅を含めた応急仮設住宅は必要であることから、引き続き入居期間の延長及び借上げ住宅の住み替え制限の緩和について、福島県へ要請していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○みなし仮設住宅としての民間住宅の借上げ制度については、平成29年3月まで延長になりました。現在、平成28年度の再契約の手續と、貸主都合により再契約ができない物件について、住み替えの支援をしています。</p> <p>○みなし仮設住宅としての民間住宅の借上げ住宅の住み替え制限の緩和は進んでいないため、今後も引き続き福島県へ要請していきます。</p> <p>●平成29年4月以降も、復興公営住宅の建設状況を見ながら住み替え支援や国・県への制限緩和の要請を進めていくこととなりますが、当分の間は民間住宅制度の入居期間の延長が課題です。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅建設の建設状況を見ながら、借上げ住宅の入居期間の延長・住み替え制限の緩和を引き続き福島県へ要請していきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅建設の見通しを踏まえながら、借上げ住宅の入居期間の延長・住み替え制限の緩和を引き続き福島県へ要請していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅建設の見通しを踏まえながら、借上げ住宅の入居期間の延長・住み替え制限の緩和を引き続き福島県へ要請していきます。</p>	

8	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p> <p style="text-align: right;">25 ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>東京電力による家賃賠償について、賠償期間の延長、対象の範囲・金額等の周知、入居費用や家賃の立替払いが困難な方に対する支援等を国・東京電力に要求していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民の実態に応じた適切な家賃の賠償をするとともに、賠償期間を延長するよう国・東京電力に要求していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○家賃の賠償については、平成30年3月31日まで賠償期間の延長がされています。</p> <p>○東京電力では中間指針第四次追補に基づき、従前の住居が借家であった方に対して、移住等または帰還のための住居を確保するための費用を賠償しています。</p> <p>①新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金 ②新たな借家と従前の借家との家賃の差額相当分の8年分 （賠償金額：①及び②として、一人世帯162万円（世帯人数が一人増えるごとに61万円を加算））</p> <p>○従前住居が借家であった方に対する家賃の賠償と住居確保にかかる費用の賠償との関係について問い合わせが多く寄せられたことから、東京電力に回答を求め、家賃の賠償を請求している時点においても、現在避難している先の借家を移住先として住居確保にかかる費用の賠償を請求できることで回答*がありました。</p> <p>*なお、東京電力では、住居確保にかかる費用の賠償を請求することにより、精神的損害の賠償を打ち切ることなく、避難費用（家賃等）の賠償は避難指示解除後相当期間まで、もしくは、従前もしくは他所で取得または賃借した住居を生活の本拠とした時点までとしています。ただし、個々の事情があることから、住居確保にかかる費用の賠償を請求した事実のみでは避難終了とはみなさず、請求者の申告を尊重したうえで判断する方針を示しています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○平成30年3月31日までとされている家賃賠償を町民の実態に応じた適切な時期まで延長を求めています。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町民の実態に応じた適切な措置を国・東京電力に要求していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○町民の実態に応じた適切な措置を国・東京電力に要求していきます。</p>	

9	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p> <p style="text-align: right;">25ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">生活支援課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>旧騎西高校に設置されている一時避難所の解消に向けて、避難者の意見を聞きながら、受入先の確保などの取組を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">—</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○旧騎西高校避難所閉鎖について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法に基づく第1次避難所として開設しました旧騎西高校避難所は、平成26年3月27日をもって閉鎖しました。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">—</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">—</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">—</p>	

10	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>生活支援課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>県への要請を通じて、仮設住宅の居住環境の改善に取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅の住環境整備については、住民要望の度に県へ要請していきます。 ○応急仮設住宅に設置してある、生活に関連する施設の法定点検等を実施していきます。 ○復興公営住宅入居等への誘導を図ります。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅の住環境整備については、住民要望の度に県へ要請し、対応していただいています。 ○福島県内の応急仮設住宅4箇所を設置されている合併浄化槽及び1箇所を設置されている受水槽等の生活に関連する施設の法定点検等を毎年実施しています。また、使用にあたって問題等が発生した場合は、入居者に対して注意喚起を実施しています。 ○設置後4年が経過したため、福島県が不具合箇所、外構、スロープ等の点検ヒアリングを行い、修繕等を実施しています。 ○平成27年4月20日～4月30日に県内9応急仮設住宅入居者を対象に「双葉町管理応急仮設住宅入居者意向調査」を実施しました。 配布世帯：408世帯 提出世帯：273世帯 提出率：66.9% 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興公営住宅入居等への誘導を図ります。 ○応急仮設住宅の住環境整備については、住民要望の度に県へ要請していきます。 ○応急仮設住宅に設置してある、生活に関連する施設の法定点検等を実施していきます。 ○仮設の中で入居者が孤立しないように、入居者の集合化を図っていきます。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅入居等への誘導を図るとともに、部分的に応急仮設住宅の集約化を図っていきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅入居等への誘導を図るとともに、部分的に応急仮設住宅の集約化を図っていきます。</p>	

11	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p> <p style="text-align: right;">25 ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>仮設住宅の住環境を根本的に解決するため、一刻も早く恒久住宅への入居が可能となるように国・県・受入自治体との協議を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">自立再建については、施策23から27に同じ 復興公営住宅については、施策52から56に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○仮設住宅の住環境を根本的に解決し、恒久住宅への入居を可能とするには、大別して二つの方向に分かれると考えます。</p> <p>○一つは、賠償、二重ローン対策、融資、税制優遇策などを元手に自力で住居を再建する方向です。もう一つは、福島県が進めている復興公営住宅に入居するという方向です。</p> <p>○この二つの方向のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力再建に係る取組の現状と平成27年度以降の取組方針については、施策23から27に記載しています。 ・復興公営住宅に係る取組の現状と平成27年度以降の取組方針については、施策52から56に記載しています。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">自立再建については、施策23から27に同じ 復興公営住宅については、施策52から56に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立再建については、施策23から27に同じ ○復興公営住宅については、施策52から56に同じ 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立再建については、施策23から27に同じ ○復興公営住宅については、施策52から56に同じ 	

12	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善</p> <p style="text-align: right;">25 ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>仮設住宅と市街地を結ぶ復興支援バスについて、国・事業者への要請を通じて、運行の継続と運用の改善に取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○平成27年度までは復興支援バス事業が認められており、事業を継続していきます。 ○復興支援バスの今後の運行については、受益者負担のあり方や復興公営住宅への路線拡大について双葉町単独では対応できない面もあり、関係自治体と協議、調整していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○各地域において、現在、仮設住宅と市街地を結ぶ復興支援バスが運行されています。 ＊運行主体はバス各事業者が行っています。 ＊いわき市、郡山市、福島市で運行されています。</p> <p>○市街地から離れたところに立地している仮設住宅と市街地を結び、仮設住宅の避難者の足として運行されている「復興支援バス」について、運行支援の根拠となっている特定被災地域公共交通調査事業が平成27年度までのため、継続または新規事業を要請したところ、平成28年度も「復興支援バス」が継続されることになりました。</p> <p>●復興支援バスは対象が仮設住宅からの輸送の路線であり、復興公営住宅単独の輸送路線は対象外になります。いわき地区の運行に関しては、地元のご理解と加盟する調査事業（浜通り地区地域公共交通確保維持改善調査事業連絡協議会（双葉町・いわき市・浪江町・大熊町・富岡町・檜葉町・広野町・川内村・学識経験者・地元バス事業者））において、補助事業の継続と自立に向けた取組として平成28年度から有料化の方向で調整が進められています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興支援バス事業と同等またはそれ以上の代替事業の検討により、町民の足の確保に努めていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興支援バス事業と同等またはそれ以上の代替事業により、町民の足の確保に努めていきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○復興支援バス事業と同等またはそれ以上の代替事業により、町民の足の確保に努めていきます。</p>	

13	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>③避難生活における健康被害の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課 生活支援課（支所関係）</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民への定期的・継続的な戸別訪問について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会や避難先自治体等と連携して、実施していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>（健康福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○65歳未満であっても、これまでに問題行動のあった方や要支援者などについて、家庭訪問を継続し、見守りや支援を行っていきます。 ○仮設住宅、借上げ住宅等に住んでいる高齢者世帯、単独世帯、母子父子家庭等については、これまでと同様に訪問を行い、見守りを続けていきます。訪問を拒否する方については、電話で聞き取りをするなど状況の把握に努めていきます。 ○健康管理システムを活用し、いわき事務所、郡山支所、埼玉支所との情報の共有を図り、避難先自治体と連携を取りながら支援体制を構築します。 ○民生委員・児童委員が配置されているので、高齢者世帯、単身世帯等の家庭訪問を実施していきます。 ○要支援者については、関係機関と連携会議を実施し、処遇について検討し、適切な支援につないでいきます。 <p>（生活支援課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と情報を共有し連携して、町民への定期的・継続的な戸別訪問を実施します。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>（健康福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島県内の仮設住宅及び借上げ住宅等に避難している町民の訪問については、健康福祉課保健師等、社会福祉協議会の生活支援相談員等、民生委員・児童委員が計画的に実施しています。現在、いわき事務所保健師等7人（うち臨時職員3人）、郡山支所保健師等6人（うち他機関派遣職員5人）、埼玉支所管内については保健師2人（うち臨時職員1人）が配置されています。 ○その他の県外については、災害特措法により避難先自治体の事業として実施されています。 ○平成25年度仮設住宅等の訪問相談件数は5,335件、平成26年度は2,038件、平成27年度1月末現在では2,291件でした。 ○平成28年1末日現在、福島県内に約4,054人、県外に2,916人と広域に避難生活をしており、一人ひとりの健康状態の把握、生活実態状況の確認は厳しい現状にあります。 ○県内もいわき市、福島市、郡山市のほか県内各地に分散しており、町民すべてに手を差し伸べることは大変困難な状況です。そこで、避難先自治体に協力を頂いて健診や訪問をお願いしています。 ○重複訪問を避け、効果的な訪問指導を行うため、健康福祉課・社会福祉協議会・地域包括支援センター等と連携・調整を図り、必要に応じて同行訪問を実施しています。 		

○関係機関と情報を共有するため、連絡会及び打合せ会を定期的に開催しています。

双葉町保健福祉実務者連絡会

開催箇所・・・いわき地区：月1回 相馬地区：2か月1回 県北地区：月1回 県中地区：月1回 県南地区：月1回 埼玉地区：月2回

参集範囲・・・町保健師等、社会福祉協議会職員及び生活支援相談員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、県保健福祉事務所職員、心のケアセンター職員

その他・・・必要に応じて各方部で関係機関との連携会議を適宜開催しています。

○平成27年度は、「子ども健やか訪問事業」（福島県事業）ということで、3件の訪問を実施しました。（意向調査結果の希望者による）

○健康管理システムは、いわき事務所・郡山支所・埼玉支所で利用ができ、確実な支援体制に役立っています。（施策37、38）

（生活支援課）

○県内10応急仮設住宅では、絆支援員（福島県絆づくり応援事業）による「安否確認」を応急仮設住宅設置後から実施しております。

○生活支援課いわき事務所、郡山支所は町健康福祉課、双葉町社会福祉協議会との情報の共有等を行い、連携を図っています。

○生活支援課埼玉支所は関東地方に避難している町民に対して随時、戸別訪問を実施し、また、加須市、埼玉県社会福祉士会、町健康福祉課、双葉町社会福祉協議会と情報の共有等を行い、連携を図っています。

《平成28年度の計画》

（健康福祉課）

○65歳未満であっても、これまでに問題行動のあった方や要支援者などについて、家庭訪問を継続し、見守りや支援を行います。

○仮設住宅、借上げ住宅等に住んでいる高齢者世帯、単独世帯、母子父子家庭等については、これまでと同様に訪問を行い、見守りを続けます。訪問を拒否する方については、電話で聞き取りをするなど状況の把握に努めます。

○健康管理システムを活用し、いわき事務所、郡山支所、埼玉支所との情報の共有を図り、避難先自治体と連携を取りながら支援体制を構築します。

○民生委員・児童委員が配置されているので、高齢者世帯、単身世帯等の家庭訪問を実施します。

○要支援者については、関係機関と連携会議を実施し、処遇について検討し、適切な支援に繋がります。

（生活支援課）

○関係機関と情報を共有し連携し、見守りを行うとともに県外避難者への定期的・継続的な戸別訪問を実施します。

《平成29年度の計画》

（健康福祉課）

○平成28年度と同様、家庭訪問、見守り支援を継続していきます。

（生活支援課）

○関係機関と情報を共有し連携し、見守りを行うとともに県外避難者への定期的・継続的な戸別訪問を実施します。

《平成30年度の計画》

（健康福祉課）

○平成29年度と同様、家庭訪問、見守り支援を継続していきます。

（生活支援課）

○関係機関と情報を共有し連携し、見守りを行うとともに県外避難者への定期的・継続的な戸別訪問を実施します。

14	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>③避難生活における健康被害の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民のみなさんが気軽に利用できるように、健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターを避難者が多い複数の地域に設置します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サポートセンターによる健康支援、生活相談などの事業を行います。 ○生活支援相談員等による介護予防事業を展開していきます。 ○復興公営住宅の建設に伴うサポートセンターの在り方に配慮した事業の展開をしていきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成24年1月にいわき市南台応急仮設住宅内にサポートセンター「ひだまり」を開設し、総合相談、交流サロン（運動、リクリエーション等）を実施しています。開所は土日祝日を除く週5日で、1日約20数名の利用者があります。サポートセンターの利用状況は、平成25年度は144回3,434人、平成26年度は153回、3,958人、平成27年度は200回、3,956人の参加がありました。 ○平成26年4月には、郡山市内にサポートセンターを開設し、開所は土日祝日を除く週5日で総合相談を実施しています。 ○県外においては、埼玉県加須市で平成26年度よりサポートセンターを開設し、総合相談、交流サロン（運動、リクリエーション等）を実施しています。開所は、土日祝日を除く週5日で、1日20数名の利用があります。（平成28年1月末までの利用者 3,319人） 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○サポートセンター等において介護予防、健康支援、生活相談、心のケア事業の実施、及び利活用の促進を図っていきます。 ○生活支援相談員等による介護予防事業を展開していきます。 ○復興公営住宅の建設に伴うサポートセンターの在り方に配慮した事業を展開します。 ○各地のサポートセンターの特性を踏まえつつ、それらの利活用の促進策を検討します。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度と同様、健康支援、生活相談等の事業を実施していきます。 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度と同様、健康支援、生活相談等の事業を実施していきます。 	

15	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>③避難生活における健康被害の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>介護予防のため、健康体操等の施策を引き続き実施していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き、介護予防のために健康教室を開催していきます。</p> <p>○より多くの方に参加していただくため、介護予防事業の啓発を行っていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○全国に避難している要支援、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に対し、介護予防「健康度評価基本チェックリスト」を実施しました。その結果を避難先自治体に提供して、介護予防事業への誘導及び訪問等を依頼しました。また、町からも避難先での介護予防教室への参加を呼びかける結果のお知らせを送付しました。</p> <p>○社会福祉協議会に委託している介護予防事業として、次のとおり実施しています。</p> <p>【平成25年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいデイサービス(加須市旧騎西高校) 参加人数301人 ・にこにこサロン(いわき市、白河市、福島市、郡山市、須賀川市、会津若松市、本宮市、つくば市) 参加人数1,032人 <p>【平成26年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にこにこサロン(いわき市、南相馬市、白河市、郡山市、福島市、会津若松市、加須市、つくば市) 参加人数1,467人 <p>【平成27年度】(4月～1月末実績：延べ人数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひだまりサロン(いわき市、南相馬市) 参加人数200人 ・社協サロン(郡山市、福島市、白河市、会津若松市) 参加人数604人 ・ふれあいネスト(白河市郭内応急仮設住宅集会所) 参加人数579人 ・健康運動教室(郡山市卸センター、郡山市富田応急仮設住宅集会所、郡山市せんだん広場) 参加人数1,708人 <p>○いわき市と南相馬市においては、連携を図り避難先での介護予防教室参加も取り組みました。今後さらに避難先市町村での介護予防教室への呼びかけと橋渡しを行っていきます。</p>		

《平成28年度の計画》

- 健康度評価基本チェックリストを実施、町民の協力体制のもとでの介護予防の仕組みの検討を行います。
- 引き続き、介護予防のために健康教室等を開催します。
- より多くの方に参加していただくため、介護予防事業の啓発を行います。
- 双葉町社会福祉協議会と連携を図り、町民主体のボランティア活動団体の育成に努め、サービス提供への仕組みづくりを検討します。

《平成29年度の計画》

- 平成28年度と同様に事業を実施していきます。

《平成30年度の計画》

- 平成29年度と同様に事業を実施していきます。

16	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>③避難生活における健康被害の防止</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難生活による精神的ストレス等健康被害を抱えている町民のみなさんに対して、避難先自治体等の関係機関と連携して心のケア支援プログラム（周期的な相談・病院の紹介等）を継続して実施していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○月1回程度実務者連絡会を開催し、関係者間で連携を密にし、ネットワーク構築をしていきます。</p> <p>○ケース検討を行い、より適切な関わりに繋げるよう専門職種との連携を図っていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○保健福祉実務者連絡会等において、精神的・健康リスクを抱えている町民の情報を把握した時点で、電話相談や家庭訪問ができるよう調整を行っています。県外に避難している町民に対しては、避難先自治体に情報提供をしてケースの情報把握や見守り等ケースにあった対応を依頼しています。</p> <p>いわき地区：1回/月 相馬地区：1回/2か月 県北地区：1回/月 県中地区：1回/月 県南地区：1回/月 埼玉地区：2回/月</p> <p>○心のケアセンターと同行訪問をし、必要に応じ継続訪問や専門医療機関への受診勧奨等を慎重に行っています。（うつ・閉じこもり・アルコール依存等）</p> <p>○啓発目的で全世帯に「こころ、元気ですか？」（相談窓口ダイヤル掲載）のクリアファイルを配布、ポケットティッシュ「ちゃんと眠れていますか？長く続く不眠は「うつ」のサインかもしれません。」を作成して家庭訪問で配布及び庁舎内カウンター等に設置したりしました。</p> <p>○戸別訪問の実施は、福島県においては応急仮設住宅、借り上げ住宅、戸建て住宅、復興公営住宅への訪問を行っています。埼玉支所においては、加須市を中心に関東圏内の訪問を必要に応じ実施しています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○心の健康に関する普及啓発を目的とした広報活動を継続、強化に努めます。</p> <p>○月1回程度実務者連絡会を開催し、関係者間で連携を密にし、ネットワーク構築をします。</p> <p>○ケース検討を行い、より適切な関わりに繋げるよう専門職種及び機関との連携を強化します。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○平成29年度と同様に事業を実施していきます。</p>	

17	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>③避難生活における健康被害の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>高齢者や障害者に対する緊急時の安否確認を迅速に行うための緊急通報システム体制を活用します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○継続事業として、新規設置も含めて実施を予定しており、民生委員・児童委員、生活支援相談員等と協力しながら進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○継続事業として、新規設置も含めて実施しています。</p> <p>民生委員・児童委員、生活支援相談員などの情報により高齢者世帯や一人暮らし高齢者等に対して、緊急時に最寄りの消防署や親近者に通報される緊急通報システムを設置しています。平成26年度末68件、平成27年度1月末現在で74件の設置となっています。</p> <p>○今後も引き続き、利活用されるよう民生委員・児童委員等を通じて対応をしています。</p> <p>○委託事業者が毎週安否確認の電話連絡を行い、必要に応じて町と連携を図っています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○継続事業として、新規設置も含めて実施を予定しており、民生委員・児童委員、生活支援相談員等と協力しながら進めます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○平成29年度と同様に事業を実施していきます。</p>	

18	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>③避難生活における健康被害の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>																																
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>保健師等の人材の恒久的な確保を国・県等に要請し、町民のみなさんの健康管理を適切に実施していく体制を構築していきます。</p>																																		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き保健師・看護師の派遣を要請するとともに、新規採用職員を募集し、人材確保に努めていきます。</p> <p>○定期的に連絡会を開催し、3か所の保健チームの連携を図り、町民の健康管理の維持に努め、継続した体制で支援事業を展開していきます。</p> <p>○生活支援相談員（社会福祉協議会）の増員確保に努めていきます。</p>																																		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成27年度の保健チーム体制は以下のとおりです。（平成27年11月4日現在）</p> <table border="1" data-bbox="190 683 1968 828"> <thead> <tr> <th></th> <th>町正規保健師</th> <th>管理栄養士</th> <th>町任期付保健師</th> <th>臨時保健師</th> <th>臨時看護師</th> <th>県派遣保健師</th> <th>県看護協会派遣保健師等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いわき事務所</td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>郡山支所</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>埼玉支所</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○正規職員の応募が無く、発展的な事業の展開が困難であり、県の保健師の派遣を要請しています。</p> <p>○平成26年度は、3事務所保健チームスタッフの情報共有を図るため「保健師等連絡会」及び「保健事業検討部会」を設置しました。連絡会を年4回開催し、検討部会を1回開催してきました。</p> <p>○平成27年度は、年3回の「保健師等連絡会」と9回の「保健事業検討部会」を計画し、係内の連携を図っております。</p> <p>○平成27年度において生活支援相談員は21名となり目標数を確保して、訪問活動の充実を図っています。</p>				町正規保健師	管理栄養士	町任期付保健師	臨時保健師	臨時看護師	県派遣保健師	県看護協会派遣保健師等	いわき事務所	3	1		1	2			郡山支所			1			2	3	埼玉支所	1			1			
	町正規保健師	管理栄養士	町任期付保健師	臨時保健師	臨時看護師	県派遣保健師	県看護協会派遣保健師等																											
いわき事務所	3	1		1	2																													
郡山支所			1			2	3																											
埼玉支所	1			1																														
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き保健師・看護師の派遣を要請するとともに、新規採用職員を募集し、人材確保に努めます。</p> <p>○定期的に連絡会を開催し、3か所の保健チームの連携を図り、町民の健康管理の維持に努め、継続した体制で支援事業を展開します。</p> <p>○専門職確保のために、町でできる補助制度（住居や資格取得など）の推進策を検討します。</p>																																		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○平成29年度と同様に事業を実施していきます。</p>																																	

19	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>④各種支援措置（高速道路の無料化・各種減免措置等）の継続</p> <p style="text-align: right;">27ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>高速：総務課、税：税務課 医療・介護：健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>高速道路の無料化、医療費負担の減免など各種被災者支援制度の継続について、国に引き続き要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>(総務課)</p> <p>○今年度と同様の高速道路の無料化措置の継続を国に引き続き要請していきます。</p> <p>避難生活を強いられている状況下においては、本制度は必須です。平成28年度以降の高速道路無料化の延長、継続について復興庁、国土交通省等に強力に要望していきます。</p> <p>(税務課)</p> <p>○税の減免について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の減収に対する補てん策（震災復興特別交付税措置等）や他町村の動向を鑑み、減免措置を講じることとします。 <p>(健康福祉課)</p> <p>○国民健康保険の医療費の一部負担金の免除について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の免除については、平成28年3月1日以降も継続を強く要請します。 <p>○後期高齢者医療保険の一部負担金及び保険料の減免について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部負担金の免除については、平成28年3月1日以降も継続を強く要請します。 ・保険料の減免については、平成28年度以降も継続を強く要請します。 <p>○国民年金保険料免除について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料の特例免除については、平成27年度以降も継続を強く要請します。 <p>○介護保険サービス利用料及び保険料の減免について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス利用料の免除については、平成28年3月1日以降も継続を強く要請します。 ・65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の減免については、平成28年度以降も継続を強く要請します。 		

《取組の現状》

(総務課)

○高速道路の無料化について

- ・高速道路は、全国に避難している町民のきずなを維持していくためにも、必要不可欠なものです。
- ・平成27年2月10日に、高速道路の無料措置が平成28年3月31日まで延長されました(双葉町からの避難者は、東北道・加須IC、常磐道・桜土浦ICを入口または出口として取り扱う通行料金も無料となっています)。
- ・出口料金所で提示する必要がある「被災証明書」のカードサイズ化を実施しました。(平成26年7月25日発行)
- ・高速道路の現制度での無料化措置の継続を復興庁、国土交通省に要望しました。(平成26年7月16日、11月26日)
- ・今後の高速道路無料措置の延長について、平成27年6月24日・25日に双葉地方町村会・双葉地方町村会議長会で、平成27年12月16日には双葉町・双葉町議会で復興庁・国土交通省等の関係省庁に「帰還できるまで延長する」ことを要望しました。

(税務課)

○税の減免について

- ・町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税については、「平成27年度東日本大震災等による被災者に対する町税の減免に関する条例」により減免を実施しています。
- ・町民の厳しい現状を鑑みて、平成26年度からは前年中の所得金額が1,000万円を超える人には10分の1の個人町民税の減免を実施しています。

(健康福祉課)

○国民健康保険の一部負担金の免除について

- ・一部負担金(療養費を除く)の全額免除については、国の財政支援の延長により平成28年2月29日まで実施となりました。

○後期高齢者医療保険の一部負担金及び保険料の減免について

- ・一部負担金(療養費を除く)の全額免除については、国の財政支援の延長により平成28年2月29日まで実施となりました。
- ・保険料については、平成26年福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会で条例が可決され、昨年に引き続き全額免除となっています。

○国民年金保険料免除について

- ・被災時に双葉町に住み票があった者については、転出者であっても国民年金保険料特例免除の申請を行い、平成28年6月分まで保険料の全額免除を受けることができます。

○介護保険料サービス利用料及び保険料の減免について

- ・介護保険サービス利用料の免除については、国の財政支援の延長により平成28年2月29日まで実施となりました。
- ・65歳以上(第1号被保険者)の平成27年度介護保険料の減免については、町議会定例会において条例が可決され、昨年に引き続き全額免除となっています。

○平成26年7月16・17日 国民健康保険・後期高齢者医療等医療保険及び介護保険・障害者福祉サービスの免除措置の延長について復興庁、厚生労働省に継続要望をしました。

○平成26年11月26日 国民健康保険・後期高齢者医療等医療保険及び介護保険・障害者福祉サービスの免除措置の延長について復興庁、厚生労働省に継続要望をしました。

○地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用して、出産祝金、敬老祝金の支給を実施しました。

《平成28年度の計画》

(総務課)

- 高速道路の無料化措置の継続を国等へ要請していきます。避難生活を強いられている状況下においては、本制度は必須です。平成28年度以降の高速道路無料化の延長、継続について復興庁、国土交通省等に強力に要望していきます。

(税務課)

○税の減免について

- ・他町村の動向や国の減収に対する補てん策（震災復興特別交付税措置等）などを考慮し、減免措置を講じることとします。

(健康福祉課)

○国民健康保険の医療費の一部負担金の免除について

- ・一部負担金の免除については、平成28年3月1日以降も継続を強く要請します。

○後期高齢者医療保険の一部負担金及び保険料の減免について

- ・一部負担金の免除については、平成28年3月1日以降も継続を強く要請します。
- ・保険料の減免については、平成28年度以降も継続を強く要請します。

○国民年金保険料免除について

- ・国民年金保険料の特例免除については、平成28年度以降も継続を強く要請します。

○介護保険サービス利用料及び保険料の減免について

- ・介護保険サービス利用料の免除については、平成28年3月1日以降も継続を強く要請します。
- ・65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料の減免については、平成28年度以降も継続を強く要請します。

《平成29年度の計画》

(総務課)

- 高速道路の無料化措置の継続を国等へ要請していきます。避難生活を強いられている状況下においては、本制度は必須です。平成29年度以降の高速道路無料化の延長、継続について復興庁、国土交通省等に強力に要望していきます。

(税務課)

○税の減免について

- ・他町村の動向や国の減収に対する補てん策（震災復興特別交付税措置等）などを考慮し、減免措置を講じることとします。

(健康福祉課)

- 平成28年度と同様、事業の継続を要請します。

《平成30年度の計画》

(総務課)

- 高速道路の無料化措置の継続を国等へ要請していきます。避難生活を強いられている状況下においては、本制度は必須です。平成30年度以降の高速道路無料化の延長、継続について復興庁、国土交通省等に強力に要望していきます。

(税務課)

○税の減免について

- ・他町村の動向や国の減収に対する補てん策（震災復興特別交付税措置等）などを考慮し、減免措置を講じることとします。

(健康福祉課)

- 平成29年度と同様、事業の継続を要請します。

20	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【不自由な避難生活の改善に向けた取組】</p> <p>⑤町からの情報提供</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民の避難生活の不安軽減、きずなの維持に資するべく、町からの情報提供の円滑化・充実化に取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策90～96に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策90～96に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策90～96に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策90～96に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策90～96に同じ</p>	

21	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ⑥町民のきずなの回復</p> <p style="text-align: right;">28 ページ</p>	《進行管理の主担当課》
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民が安心して避難生活を送れるよう、全国各地に避難しバラバラになってしまった町民のきずなを維持・回復させるための取組を積極的に進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策77～118に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策77～118に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策77～118に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策77～118に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策77～118に同じ</p>	

22	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【不自由な避難生活の改善に向けた取組】 ⑥町民のきずなの回復</p> <p style="text-align: right;">28 ページ</p>	《進行管理の主担当課》
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>仮設住宅だけでなく、借上げ住宅等にて避難生活を送っている町民のみなさんも集まれる場の設置について検討を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策83～84に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策83～84に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策83～84に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策83～84に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策83～84に同じ</p>	

23	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ア) 住居の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>新たな住居の確保等生活再建が可能となるような賠償基準の見直し・拡充について、双葉郡他町村と連携して国・東京電力に要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○住居確保損害に係る賠償の迅速かつ着実な実施を求めています。</p> <p>○引き続き、町民の被害実態に見合った賠償を国・東京電力に要求していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○第四次追補に基づき、東京電力で、新たに住居を確保するための費用の賠償の請求受付が開始されています。</p> <p>※1：従来の住居が持ち家であった方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物（住宅）について、避難先で住宅取得のために実際に発生した費用と双葉町に所有していた住宅の賠償額の差額が、一定の範囲で賠償されます。 [賠償上限金額：(従来の住宅の想定新築価格－従来の住宅の時価相当額) × 75%] ・土地（宅地）について、事故当時に所有していた双葉町の宅地の価値と、避難先で宅地取得のために実際に発生した費用との差額が、一定の範囲で賠償されます。 [賠償上限金額：従来の宅地の面積（250㎡上限）× 38,000円/㎡(*)－従来の宅地の面積（400㎡上限）× 従来の宅地の単価（円/㎡）] <p>*なお、平成28年1月28日に中間指針第四次追補が改定され、「38,000円/㎡」から「41,000円/㎡」に見直されています。</p> <p>※2：従来の住居が借家であった方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに借家に入居するために負担した礼金等の一時金および新たな借家と従前の借家との家賃の差額相当分の8年分として、一人当たり定額162万円（世帯の人数が一人増えるごとに61万円加算）が賠償されます。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○住居確保損害に係る賠償の迅速かつ着実な実施を求めています。</p> <p>○引き続き、町民の被害実態に見合った賠償を国・東京電力に要求していきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○住居確保損害に係る賠償の迅速かつ着実な実施を求めています。</p> <p>○引き続き、町民の被害実態に見合った賠償を国・東京電力に要求していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○住居確保損害に係る賠償の迅速かつ着実な実施を求めています。</p> <p>○引き続き、町民の被害実態に見合った賠償を国・東京電力に要求していきます。</p>	

24	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ア) 住居の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課 税務課（税制）</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>二重ローン対策、融資制度や税制優遇措置の拡充・継続、新たな支援措置の創設などを国、県に要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>(復興推進課)</p> <p>○新たな住まいの確保に向けた各種支援制度（融資制度、税制優遇、支援金、宅地の供給等）の継続・拡充の要請と、既存の支援制度の情報提供*を充実していきます。</p> <p>*制度の効果的な活用を図るために広報紙等による周知を行うとともに、利用者が利用しやすくするために制度の拡充を申し入れていきます。</p> <p>○集会や懇談会等において町民の意見を聞き、新たな支援措置の創設に向けて、国、県、関係機関との協議を行います。</p> <p>(税務課)</p> <p>○避難指示解除準備区域においても帰還困難区域と同じ住居の確保に係る税制優遇措置*が講じられるよう、引き続き国、県へ要望していきます。</p> <p>*双葉町の避難指示解除準備区域内の住民においても代替資産の取得を決断せざるを得ない実情は帰還困難区域の住民となんら異なることはありません。</p> <p>○住居の確保に係る税制優遇措置については、双葉町だけの問題ではないことから、今後とも近隣町村と連携し、要望活動を展開していきます。</p> <p>○相続・贈与税対策に関して住民要望があるため、税務署と連携して制度の周知に取り組みます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>(復興推進課)</p> <p>○各種支援制度については、継続して行われています。</p> <p>【二重ローン対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業 <p>東日本大震災で半壊以上被災した住宅にローンが500万円以上残っている方が、福島県内に住宅を再建等（建築・購入・補修）するため、新たな資金（500万円以上）を借り入れる場合、既存の住宅ローンの5年分の利子相当額（上限140万円）が補助されます。</p> <p>【融資制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人住宅金融支援機構 <p>平成23年3月1日時点で避難指示区域内に住んでいた方が、住宅を建設又は購入される場合、罹災証明書が交付されなくても、避難指示が解除されていないことを確認できた場合、災害復興住宅融資を受けられます。</p> <p>〔建設の場合：13㎡以上175㎡以下・・・被災前の住宅床面積が175㎡を超えている場合は被災前の住宅部分の床面積が上限となります。〕 〔補修の場合：床面積に制限はありません。〕</p>		

【給付金】

・住まいの復興給付金制度（復興庁）

①平成26年4月1日からの消費税率引き上げ（5%から8%）に伴う負担増加に対応した措置が受けられます。

〔再取得住宅の床面積：175㎡が上限で、消費税増税分3%が対象（175㎡を超える場合は175㎡まで）
給付金額＝床面積×給付単価5,130円×住宅持分割合〕

②今後予定されている更なる消費税率引き上げ（8%から10%）に伴う負担増加に対応した措置が受けられます。

〔再取得住宅の床面積：175㎡が上限で、消費税増税分5%が対象（175㎡を超える場合は175㎡まで）
給付金額＝床面積×給付単価8,550円×住宅持分割合〕

○集会や懇談会において町民の意見を聞き、新たな支援措置の創設に向けて、国、県、関係機関との協議を行います。

（税務課）

○帰還困難区域においては、「住民の帰還が長期間困難であると予想される」ことから、代替資産※1の特例措置（税制優遇）が引き続き適用されていますが、避難指示解除準備区域においては「住民の帰還を目指す区域」として位置づけられ、一定の期間が過ぎると原子力災害に係る代替資産の特例措置が受けられなくなります。※2

双葉町の避難指示解除準備区域においては、依然として除染やインフラの整備等が進まず、住民が帰還できる環境が整備されていないのが現状です。このような状況を踏まえ、帰還困難区域と同じく避難指示解除準備区域においても代替資産に係る特例措置（不動産取得税、固定資産税等の減免）が講じられるよう、国、県に要望し続けています。

※1 原子力災害により被災した家屋に代わる家屋（以下「代替家屋」という。）及びその敷地等をいいます。

※2 避難指示解除準備区域で津波・地震被害を受けたもの（滅失・損壊した家屋）については、東日本大震災に係る代替資産の特例措置を受けることができます。

・平成25年7月23・24日及び11月27・28日に避難指示解除準備区域内における代替資産特例の適用について、復興庁、総務省等に町独自で要望書※3を提出しています。

※3 国が示した原発被災地に関する代替資産特例（不動産取得税及び固定資産税の減免）の対象区域は居住困難区域（帰還困難区域及び居住制限区域）となっており、避難指示解除準備区域は対象となっていません。双葉町の避難指示解除準備区域にあつては、当面、帰還は望めないことから当該特例対象区域に含めるよう要望しています。要望に対して国からは、避難指示解除準備区域への代替資産特例の適用は「住民の流出を促進しかねない」という課題があり、慎重に検討する必要があるとの回答を得ています。

・平成26年7月16・17日に避難指示解除準備区域内における代替資産特例の適用について、復興庁、総務省等に町独自で要望書を提出しています。

・平成27年6月24日、原発被災地に関する代替資産特例の対象区域について避難指示解除準備区域を含めるようまた、相続税・贈与税に関する軽減措置について復興庁、総務省等に双葉地方町村会が要望書を提出しています。

〔代替資産に係る特例措置（税制優遇）の状況〕

・印紙税関係の非課税措置※4 (国)

※4 帰還困難区域及び避難指示解除準備区域内にある建屋に代わる家屋（以下「代替家屋」という。）を取得する場合等に、被災者が作成する「不動産の譲渡に関する契書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が取られています。

・登録免許税の免除措置※5 (国)

※5 帰還困難区域及び避難指示解除準備区域内にある代替家屋及び代替家屋の敷地等の所有権の移転登記等に係る登録免許税が免除されます。

- ・不動産取得税の軽減措置※6 (都道府県)
 - ※6 帰還困難区域内にある代替家屋及び代替建屋の敷地等を新たに取得した場合は、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。避難指示解除準備区域内にある代替家屋及び代替家屋の敷地等を取得した場合は、警戒区域の再編後3か月以内に取得された代替家屋（代替家屋が新築の場合は1年）及びその敷地に限り、代替資産に係る特例措置を受けることができます。
- ・固定資産税（都市計画税）の軽減措置※7（市町村）
 - ※7 帰還困難区域内にある代替家屋及び代替建屋の敷地等を新たに取得した場合は、固定資産税（都市計画税）の軽減措置を受けることができます。避難指示解除準備区域内にある代替家屋及び代替家屋の敷地等を取得した場合は、警戒区域の再編後3か月以内に取得された代替家屋（代替家屋が新築の場合は1年）及びその敷地に限り、代替資産に係る特例措置を受けることができます。
- ・相続税・贈与税に関する要望内容※8
 - ※8 平成25年度の税制改正により、平成27年1月1日以降に開始する相続分から基礎控除が引き下げられ相続税の課税対象が拡大されたが、土地・建物等の所有者の高齢化が進み、相続人となる子等の生活環境も一変していることから、被災者の生活再建を支援するためにも賠償金等に関する相続税・贈与税を軽減するなど税制上の特例措置の検討を要望しました。

《平成28年度の計画》

(復興推進課)

- 二重ローン対策、融資制度や給付金、税制優遇措置について、引き続き国、県に要請していきます。
- 新たな住まいの確保に向けた各種支援制度（融資制度、税制優遇、支援金、宅地の供給等）の継続・拡充の要請と、既存の支援制度の情報提供*を充実していきます。
 - *制度の効果的な活用を図るために広報紙等による周知を行うとともに、利用者が利用しやすくするために制度の拡充を申し入れていきます。
- 集会や懇談会等において町民の意見を聞き、新たな支援措置の創設に向けて、国、県、関係機関との協議を行います。

(税務課)

- 避難指示解除準備区域においても帰還困難区域と同じ居住の確保に係る税制優遇措置*が講じられるよう、引き続き国、県へ要望していきます。
 - *双葉町の避難指示解除準備区域内の住民においても代替資産の取得を決断せざるを得ない実情は帰還困難区域の住民となんら異なることはありません。
- 住居の確保に係る税制優遇措置及び相続・贈与税の減免については、双葉町だけの問題ではないことから、今後とも近隣町村と連携し、要望活動を展開していきます。

《平成29年度の計画》

- 二重ローン対策、融資制度や給付金、税制優遇措置について、引き続き国、県に要請していきます。

《平成30年度の計画》

- 二重ローン対策、融資制度や給付金、税制優遇措置について、引き続き国、県に要請していきます。

25	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ア) 住居の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>住宅・土地取得に係る情報提供・相談窓口の設置などを国・県・関係団体に要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後も引き続き「住宅再建相談会＊」を開催するよう働きかけるとともに、町民に周知していきます。</p> <p>＊「住宅再建相談会」は、被災された方の住宅再建に対する支援を充実するため、地方公共団体・事業者等から構成される各県住宅関係協議会及び住宅金融支援機構が連携して開催しています。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○関係機関との連携を取りながら町ホームページや広報紙等を利用して、「住宅再建相談会＊」の開催の周知を図っています。</p> <p>○「住宅再建相談会」の開催について町HPから情報を引き出せるようにしています。</p> <p>＊本年度の実績 いわき市：4月 2回、5月から3月まで毎月開催 南相馬市：年5回開催</p> <p>＊相談内容 「資金計画」「助成制度等」「住まいの計画」「復興給付金」</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○今後も引き続き「住宅再建相談会＊」を開催するよう働きかけるとともに、町民に周知していきます。</p> <p>＊「住宅再建相談会」は、被災された方の住宅再建に対する支援を充実するため、地方公共団体・事業者等から構成される各県住宅関係協議会及び住宅金融支援機構が連携して開催しています。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、国・県・関係団体に要請していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、国・県・関係団体に要請していきます。</p>	

26	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（ア）住居の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難者が集中して土地の需要がひっ迫している地域では、宅地の供給を県等に要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○避難者が集中して土地の需要がひっ迫している地域において宅地が円滑に取得できるような宅地供給の仕組みづくりを国・県等に引き続き求めていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○住宅取得に困難が生じないよう、良好な宅地の供給、税制面の拡充・継続、住宅情報の提供など、住宅取得に向けた支援体制*を構築するよう国などに働きかけを行っています。</p> <p>*特に避難者が集中している地域においては、宅地供給がひっ迫していることから、避難者が住宅再建するための優良宅地造成などの用途で民間事業者へ土地が売却された場合の譲渡所得に係る所得税の減免措置を講ずるなど、良好な宅地供給を促進するための特段の措置を講ずること</p> <p>○双葉地方町村会及びいわき市長とともに、平成26年6月30日に国などに働きかけを行いました。</p> <p>（要望事項） 地域医療の充実について / 宅地供給の促進に向けた税制の優遇措置について / いわき市のごみ焼却施設修繕に係る財政支援について</p> <p>○この結果、宅地供給の促進に向けた税制の優遇措置については「民間事業者による宅地開発について、良好な居住環境を有する一団地の住宅施設として都市計画決定を行い、収用適格事業として土地の譲渡所得について5,000万円の控除が適用される」ことになりました。</p> <p>○平成27年12月16日に要望活動を行い、被災者生活再建支援金の申請期間の延長を復興庁・内閣府に申し入れています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○避難者が集中して土地の需要がひっ迫している地域において宅地が円滑に取得できるような宅地供給の仕組みづくりを国・県等に引き続き求めていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、宅地の供給を国・県・関係団体等に要請していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、宅地の供給を国・県・関係団体等に要請していきます。</p>	

27	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（ア）住居の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難先において公営住宅の入居を希望する町民に対して、その入居が可能となるよう、避難先自治体との調整、国・県への制度改正要望などに取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○災害救助法の適用が終了した場合に住民要件等*による問題が顕在化する懸念があるため、町民の具体的な要望を踏まえながら希望する避難先で公営住宅への入居や家賃の減免措置が可能となるように国・県・避難先自治体と連携し、制度の改正と充実を要望していきます。</p> <p>*避難先で既存の公営住宅に住むためには、住民要件を条例上定めている自治体があります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○公営住宅への入居については、住民意向調査結果*を見ながら、今後関係機関と調整を進めるとともに、国などに要望する必要があると考えています。</p> <p>*平成27年12月に行った住民意向調査では、復興公営住宅ではない公営住宅への入居希望は2件でした。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○災害救助法の適用が終了した場合に住民要件等*による問題が顕在化する懸念があるため、町民の具体的な要望を踏まえながら希望する避難先で公営住宅への入居や家賃の減免措置が可能となるように国・県・避難先自治体と連携し、制度の改正と充実を要望していきます。</p> <p>*避難先で既存の公営住宅に住むためには、住民要件を条例上定めている自治体があります。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、避難先自治体との調整、国・県への制度改正要望などに取り組みます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、避難先自治体との調整、国・県への制度改正要望などに取り組みます。</p>	

28	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（イ）事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町と商工会が連携して、避難先で事業再開を希望する事業者に対する支援制度の周知や利用支援、事業者のニーズに応じた支援措置の拡充に関する国等への要請などに取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、商工会による事業再開の取組を支援し、町と商工会が連携して避難先で事業再開を希望する事業者に対する支援制度の周知や利用支援を行います。 ○商工会の機能強化を図ります（臨時職員の増員、補助金の増額など）。 ○事業を再開する事業者のニーズに応じた支援措置の拡充を国等に要請します。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町と商工会が連携し、事業者等を対象に各種支援の実施や情報提供を行っています。 ○商工会による事業再開の取組を町として支援しています。 （商工会による事業） <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度相談実績766件（平成28年1月末現在、巡回相談169件・窓口相談597件、創業指導0件） ○福島再開官民合同チームが、平成27年8月24日に発足し、事業者を個別訪問し、課題を把握したうえで、支援策を講じることになっています。 ○平成27年6月19日に改訂された「避難指示区域における活動」により、帰還困難区域でも復旧・復興に不可欠な事業であって、適当と認められるものについては、事業の再開又は新たな事業所の開設が可能となりました。（平成27年10月23日に、1事業者の事業再開と、1事業者により新たな事業所が開設されました。平成28年1月末現在、1事業者による事業再開の手続きを進めているところです。） ●震災から長期間が経過し、事業者の事業再開への支援のあり方を検討していく必要があります。 ●「移転先の確保」、「資金繰り」、「雇用の確保」、「後継者問題」、「東京電力原子力損害賠償」など多くの課題を抱えている商工業者を支援していくため、商工会ではこれまでの支援継続のほかに「復興専門員」の活用を図っているところです。町としても商工会に対し運営補助事業を通じて支援していきます。 		

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町と商工会が連携して避難先で事業再開を希望する事業者に対する支援制度の周知や利用支援を行います。
 - 帰還困難区域での復旧・復興に資する事業の再開等に意欲のある事業者を支援していきます。
 - 商工会の機能強化を図るため、運営補助事業を通じて支援していきます。
 - 事業を再開する事業者のニーズに応じた支援措置の拡充を国等に要請します。
 - 福島再開官民合同チームの訪問活動により策定された、原子力災害による被災事業者の自立支援策や、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金*の活用を支援していきます。
- *津波浸水地域及び原子力災害被災地域内での事業者支援

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町と商工会が連携して避難先で事業再開を希望する事業者に対する支援制度の周知や利用支援を行います。
- 帰還困難区域での復旧・復興に資する事業の再開等に意欲のある事業者を支援していきます。
- 商工会の機能強化を図るため、運営補助事業を通じて支援していきます。
- 事業を再開する事業者のニーズに応じた支援措置の拡充を国等に要請します。
- 原子力災害による被災事業者の自立支援策や、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用を支援していきます。

《平成30年度の計画》

- 引き続き、町と商工会が連携して避難先で事業再開を希望する事業者に対する支援制度の周知や利用支援を行います。
- （区域再編の場合は修正）帰還困難区域での復旧・復興に資する事業の再開等に意欲のある事業者を支援していきます。
- 商工会の機能強化を図るため、運営補助事業を通じて支援していきます。
- 事業を再開する事業者のニーズに応じた支援措置の拡充を国等に要請します。
- （支援策等の終了後の扱いにより修正）原子力災害による被災事業者の自立支援策や、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用を支援していきます。

29	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(イ) 事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難先で営農再開を希望する町民に対する、避難先自治体との連携を通じた営農再開支援制度の情報提供や利用支援、初期投資補助等の助成に関する国等への要請などに取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○営農再開希望者が営農再開に踏み出すことができるよう、支援制度等の要件緩和措置*を要請していきます。</p> <p>*現行の支援制度には、認定農業者でなければ支援を受けられない等、小規模農業者が支援を受けるための制約も多く、営農再開の際の支援制度が限定されています。</p> <p>○営農再開希望者からの情報を基に、避難先での農地確保、補助事業等の情報提供、利用支援を行っていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○営農再開希望者からの情報を基に、避難先での営農指導、補助事業等の情報提供、利用支援*を行っています。避難先での農地確保には、関係自治体との連携が不可欠であるため、その都度関係自治体と連携を図りながら支援を行っています。</p> <p>*平成26年度より引き続き復興庁からの支援を受け、受入自治体と農家との連絡調整のための支援員を1名埼玉支所へ配置しています。</p> <p>*営農再開実績（平成28年1月末現在）：14件（うち県外10件）</p> <p>○避難先での営農再開には農地確保の他、農業機械の整備等が必要ですが、支援制度には福島県内での営農再開者に限定されているものも多く、県外再開者への支援等要請を行っています。</p> <p>【一時就農等支援事業補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先で一時就農するための経費の一部を助成しています。（営農再開初年度1回のみ助成） ・補助限度額 100万円／上限（園芸農家等） 150万円／上限（畜産農家） ・平成27年度実績（平成28年1月末現在） 2名 <p>【経営所得安定対策支援事業交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の生産数量目標に従って生産を行う農業者や戦略作物の生産を行う農業者を支援し、収量や品質の向上、食糧自給率の向上を図っています。 ・平成27年度実績見込み（平成28年1月末現在） 10名 		

【青年就農給付金】

- ・経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して給付金を給付しています。
- ・給付金額 150万円／年（最長5年間）

【農と福祉のシニア能力活用事業補助金】

- ・避難先の仮設住宅等に入居者が利用できる農園を設置し、農業経験豊富な高齢者による技術指導の下で、被災者の農作業を通じた心身のケアを支援しています。
- ・平成27年度実績（平成28年1月末現在） 1団体

《平成28年度の計画》

- 避難先での営農指導、補助事業等の支援情報を提供します。
- 営農再開者からの意見を聴取し、課題点を把握しながら支援策を充実していきます。

《平成29年度の計画》

- 避難先での営農指導、補助事業等の支援情報を提供します。
- 営農再開者からの意見を聴取し、課題点を把握しながら支援策を充実していきます。

《平成30年度の計画》

- 避難先での営農指導、補助事業等の支援情報を提供します。
- 営農再開者からの意見を聴取し、課題点を把握しながら支援策を充実していきます。

30	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（イ）事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知し、顧客獲得等を支援します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き、町と商工会が連携して事業再開した事業者の情報を「広報ふたば」や「町ホームページ」で広く関係者に周知し、顧客獲得や従業員の確保等を支援します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○事業再開された方について「広報ふたば」等で紹介しています。</p> <p>○商工会活動について、町ホームページ等への掲載など幅広い周知を検討しています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、町と商工会が連携して事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知していきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、町と商工会が連携して事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、町と商工会が連携して事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知していきます。</p>	

31	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】 ①町民の生活再建に必要な支援 （イ）事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>県内外を問わず避難先で仕事を得られるように、就職相談・職業訓練等の体制整備を国・県に要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○福島県緊急雇用創出基金事業（震災等緊急雇用対応事業）を活用し雇用環境の維持・継続に取り組むとともに、事業の継続を国・県に要望します。 ○引き続き福島広域雇用促進支援協議会事業等において、対象者の要望に沿った就労に係る相談や就労に直結する職業訓練の企画・実施並びに資格取得への支援に取り組みます。 ○求職中の町民に対して県内外での雇用情報を提供するとともに、全ての避難先において雇用を確保できるような体制整備を国・県に要請していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○福島県緊急雇用創出基金事業（震災等対応雇用支援事業）を活用して町臨時職員を雇用し、被災者・避難者の生活再建を支援しています。 平成27年度実績：延べ60名（平成28年1月末現在）</p> <p>○福島広域雇用促進支援協議会事業において雇用につながる就労に係る相談や就労に直結する職業訓練の企画・実施並びに資格取得への支援に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度事業（実績は平成28年1月末時点） <ul style="list-style-type: none"> （1）雇用の確保に係る事業 <ul style="list-style-type: none"> ①雇用に係る支援制度・研修会事業（実績：6回 324社 377人（うち双葉町0人）） ②人材獲得セミナー（実績：8回 157社193人（うち双葉町1人）） （2）就職促進に係る事業 <ul style="list-style-type: none"> ①避難者等職業相談事業（実績：1, 015人（うち双葉町1人）） ②資格取得講座開設（建設機械等運転技能講習・介護職員初任者講習ほか）事業（実績：73回 1, 293人（うち双葉町18人）） （3）職場体験実習に係る事業ほか（実績：62人 実習数77回（うち双葉町0人）） （4）地域合同就職面接会（実績：4回 203人（うち双葉町0人）） <p>○町ホームページ・広報ふたば等により就職支援情報提供を適時行うとともに、町民が県内外を問わず避難先での雇用の確保を機会あるごとに国・県に対して要請しています。（現在の事業再開に伴う雇用を支援するメニューは、福島県内のみや津波被災地に限定されるなど被災事業者の実情にマッチしていないことから、県外での支援制度の拡充を要請しています。）</p> <p>●平成27年度で緊急雇用創出基金事業が廃止（一部平成28年限りで継続）され、その後の活用事業で雇用の確保に取り組んでいくこととなります。しかし、帰還時期がはっきり示されていない当町に当てはめて、地元に戻って安定的な雇用につなげることは現時点で困難であるため、新たな事業スキームの創設を要</p>		

望したいと考えています。

《平成28年度の計画》

- 県内外を問わず避難先の事業再開の支援制度の拡充・雇用の確保等を国・県に要請していきます。
- 引き続き福島広域雇用促進支援協議会事業等において、求職者の要望に沿った就労に係る相談や就労に直結する職業訓練の企画・実施並びに資格取得への支援に取り組めます。
- 被災求職者の安定的な雇用確保に向けた新たな事業スキームの創設を要望していきます。
- 町では、町民の方（平成23年3月11日現時点で住民登録のあった方）が就業に向けた資格取得のために専門学校などへ通った場合の受講料等についての支援を行います。

《平成29年度の計画》

- 県内外を問わず避難先の事業再開の支援制度の拡充・雇用の確保等を国・県に要請していきます。
- 引き続き福島広域雇用促進支援協議会事業等において、求職者の要望に沿った就労に係る相談や就労に直結する職業訓練の企画・実施並びに資格取得への支援に取り組みます。
- 被災求職者の安定的な雇用確保に向けた新たな事業スキームの創設を要望していきます。

《平成30年度の計画》

- 県内外を問わず避難先の事業再開の支援制度の拡充・雇用の確保等を国・県に要請していきます。
- 引き続き福島広域雇用促進支援協議会事業等において、求職者の要望に沿った就労に係る相談や就労に直結する職業訓練の企画・実施並びに資格取得への支援に取り組みます。
- 被災求職者の安定的な雇用確保に向けた新たな事業スキームの創設を要望していきます。

32	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>放射線関連検査の全国での受診体制の確立等、検査体制の拡充を国・県等へ要請します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○継続的に検査を進め、受診率の向上を図ります。</p> <p>○受検者が年々減少傾向にあるため、広報啓発に努め、経過観察の大切さを周知し健康管理に努めていただくよう取り組みます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○放射線関連検査に関する実績は次のとおりです。</p> <p>【平成25年度】 WBC検査 392名 甲状腺検査 247名 尿検査 338名</p> <p>【平成26年度】 WBC検査 551名 甲状腺検査 337名 尿検査 288名</p> <p>【平成27年度】 WBC検査 332名 甲状腺検査 94名 尿検査 169名（申込数）</p> <p>○受検者が年々減少傾向にあるため、広報活動を強化し、経過観察の大切さを周知するとともに健康管理に努めていただくよう取り組みを行っています。</p> <p>○甲状腺検査については、より受診しやすい環境を整備することを目的に、受診券の発行を廃止し、被災証明等で受診できる体制にしました。</p> <p>○WBC検査については、平成25年度から県の移動検診車を活用し、県内の仮設住宅で受検できるよう努めています。なお、平成27年度は新たに南相馬連絡所を会場としたWBC検査を実施し、受検機会の拡充を図りました。</p> <p>○県内外において、近隣の医療機関で健康管理のためスムーズに受診できる体制づくりをするとともに、町の総合健診と県民健康診査が同時に受診できるよう体制整備を図ってきました。（施策36）</p> <p>○現時点では、総合健診を受けていただくことに重点が置かれており、それらが定着し安定したらWBCの移動検診車の同時実施等について検討していきたいと考えています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○継続的に各種検査を進め、受診率の向上を図ります。</p> <p>○受検者が年々減少傾向にあるため、広報啓発に努め、経過観察の大切さを周知し健康管理に努めていただくよう取り組みます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○平成29年度と同様に事業を実施していきます。</p>	

33	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>健康手帳の配布等を通じた長期的な健康管理のフォローアップ体制の構築を図ります。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○各種検査結果の健康手帳への綴じ込みを勧めながら、長期的な健康管理のフォローアップ体制を構築していきます。</p> <p>○健康手帳の活用法を総合健診の案内や受診時などに周知していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○健康手帳は、将来起こりうる健康被害との因果関係を明らかにするため、避難状況、健康診査、内部被ばく検査、線量計測定結果等を記録するものです。平成25年3月31日までに配布は終了していますが、継続的なフォローアップ体制を構築していきます。</p> <p>○配布時に手帳の活用法を周知していますが、広報紙や、総合健診の案内時にもお知らせをしています。</p> <p>○各種の検査結果の送付時に、それらの結果を健康手帳で一括管理するよう周知しております。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○各種検査結果の健康手帳への綴じ込みを勧めながら、長期的な健康管理のフォローアップ体制を構築します。</p> <p>○健康手帳の活用法を総合健診の案内や受診時などに周知します。</p> <p>○健康手帳での検査結果の一括管理、健康診断結果返却説明会における健康指導を進めつつ、自律した健康管理を促すためのポイント制度等の導入を検討します。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○平成29年度と同様に事業を実施していきます。</p>	

34 35	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（ウ）保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(34) 健康調査を補完する放射線医学の専門家による相談会の開催を検討します。</p> <p>(35) 放射線の理解を深めるための講演会等を開催します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○一時帰宅の際の内部被ばく防止対策など町民の生活の安心につながる事業を実施します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○健康調査を補完するため、放射線医学の専門家による講演、相談会を開催しました。</p> <p>【平成25年度】 福島県内10か所、県外2か所で開催し、143名の参加がありました。</p> <p>【平成26年度】 実績はありませんでした。</p> <p>【平成27年度】 役場職員対象に4回開催しました。</p> <p>○町民の内部被ばくに関する関心が低下しているため、これまでの講演会のあり方を検証し、より効果的な事業が展開できるよう検討しています。</p> <p>○役場職員を対象とした、放射線と健康に関する基礎知識の習得を目的とした研修会を2回開催しました。</p> <p>○住民からの放射線に関連する質問に対応するため、役場職員を対象としたリスクコミュニケーション研修会を2回開催しました。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町民からの要望に応じて放射線に関する勉強会を開催します。</p> <p>○内部被ばく防止対策など町民の生活の安心につながる広報啓発に努めます。</p> <p>○役場職員のスキルアップを目的とした研修会等を実施します。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○平成29年度と同様に事業を実施していきます。</p>	

36 37 38	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(36) 県内外を問わない被災者の定期的な健康診断等の実施、子ども・妊婦の医療費免除、子どもの生涯にわたる健康診断の実施等を内容とした「子ども・被災者生活支援法」の実効ある運用がなされるよう国に要請し、全国どこに避難（居住）していても、原発事故に起因する健康管理への支援が受けられるように取り組みます。</p> <p>(37) 原発避難者特例法の徹底を国・関係自治体等に要請し、各避難先での保健・医療・福祉サービスの適切な提供の確保に努めます。</p> <p>(38) 避難先自治体と連携して避難先における保健・医療・福祉サービスの課題の把握に努め、課題の改善に向けて避難先自治体と調整します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町の総合健診と県民健康診査が同時受診できるよう継続して体制整備を図っていきます。 ○がん検診について3年以上未受診の方や特定健診未受診の方等に対し、健診の重要性について啓発を強化していきます。 ○県内外において、町民の健康管理のためスムーズに受診できる体制の整備（個別受診のための医療機関の増加等）を働きかけていきます。 ○県内各方部及び埼玉県加須市においては、集団健診会場を確保するのがかなり困難な環境ですが、より多くの町民が受診しやすい体制づくりに取り組んでいきます。 ○「原発避難者特例法」については、継続的に周知徹底を図り、全国の避難先自治体との連携を密に取り組んでいきます。 ○健康診査を受診しやすくする体制の整備*に取り組みます。 * 郡内他町村と連携した受診体制の整備（複数日の設定や交通手段等）、健康診査サービスの充実（実施箇所の増加等） ○健康管理システムは、いわき事務所と2支所(郡山支所・埼玉支所)でも利用ができ、各種健康診査、内部被ばく検査の他、訪問指導や予防接種実施等の情報を随時入力していきます。 ○健康管理システムの活用として早期に未受診者の把握を行い、受診勧奨に取り組むとともに、高齢者及び障がい者等、弱者の福祉サービスについても適切なサービスの提供に努めます。さらに、町民が避難先を移動しても、迅速に支援の対応を図っていきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町の総合健診と県民健康診査が同時に受診できるよう体制整備（避難先の最新情報の提供等）を図っています。 ○県内外において、近隣の医療機関で健康管理のためスムーズに受診できる体制づくりをしました。婦人がん検診は、65か所で、また、特定健診は、東日本地域で受入医療機関が増えており、平成26年度までの実績を踏まえ1,248か所で健診ができるようになりました。 ○集団検診である総合健診及び乳がん検診において、仮設住宅から会場までの送迎バスを運行しました。 ○内部被ばく検査状況についても18歳未満の子どもの検査状況を見ますと、年々減少傾向にあります。これは、平成23年3月11日当時18歳未満の年齢の方を対象に継続的に実施していますが、進学、就職等で県内や避難先（親元）を離れたため、受検ができなくなったものと思われます。 		

- 「原発避難者特例法」については、母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種事業などが受けられるよう、広報紙、タブレット、ホームページで周知をしています。また、平成26年3月、福島県より「原発避難者特例法に基づき実施した保健事業の情報提供依頼書」を送付していただき、全国から各種サービス（乳幼児健診や予防接種）の情報提供があり、町民の現状を徐々に把握することが可能となりました。
- いわき市内において、平成25年度から郡内8町村の協定事業の「ちびっ子相談会（2歳児対象）」を実施し、スタッフとして参加しています。また、平成26年度には「離乳食教室」を協定事業に追加し、毎月1回ずつ開催しましたが、参加者数が少なかったために平成26年度で終了となりました。
- 県内の総合健診においては、指定している期日・会場での受診が困難な方への対応として、郡内町村が実施する総合健診を受診ができるような体制を整備しており、幅広い受診機会の提供に取り組んでいます。
- いわき地域の総合健診については、平成26年度は2会場2日で実施しましたが、平成27年度は3会場3日に増やし土曜日の健診日を1日設定しました。また、乳がん検診については、3会場3日に設定し、受診しやすい環境を整備しました。
- 総合健診及び各種がん検診において、何らかの事情により受診ができなかった県内避難者に対し、福島市、郡山市、いわき市医師会の協力により、「避難者健診（がん検診）」を実施します。これは、がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん）の受診機会を拡大するため、避難先で施設健診が受けられる体制を整備し、疾病の早期発見、早期治療につなげるものです。
- 健康管理システムは、いわき事務所と郡山支所、埼玉支所でも利用ができ、各種健康診査、内部被ばく検査、訪問指導や予防接種実施等の情報を随時入力し、情報共有を図っています。
- 健康管理システムの活用として、介護保険及び障がい等の福祉情報についても共有化が図れるように検討しています。さらに、町民が避難先を移動しても、的確、迅速に対応できるよう努めています。

≪平成28年度の計画≫

- 町の総合健診と県民健康診査が同時受診できるよう継続して体制整備を図ります。
- がん検診について3年以上未受診の方や特定健診未受診の方等に対し、健診の重要性について啓発を強化します。
- 県内外において、町民の健康管理のためスムーズに受診できる体制の整備（個別受診のための医療機関の増加等）を働きかけます。
- 県内各方部及び埼玉県加須市においては、集団健診会場を確保するのがかなり困難な環境ですが、より多くの町民が受診しやすい体制づくりに取り組みます。
- 「原発避難者特例法」については、継続的に周知徹底を図り、全国の避難先自治体との連携を密に取り組みます。
- 健康診査を受診しやすくする体制の整備*に取り組みます。
*郡内他町村と連携した受診体制の整備（複数日の設定や交通手段等）、健康診査サービスの充実（実施箇所の増加等）
- 健康管理システムを、いわき事務所と2支所（郡山支所・埼玉支所）に配備し、各種健康診査、内部被ばく検査の他、訪問指導や予防接種実施等の情報を随時入力します。
- 健康管理システムの活用として早期に未受診者の把握を行い、受診勧奨に取り組むとともに、高齢者及び障がい者等、弱者の福祉サービスについても適切なサービスの提供に努めます。さらに、町民が避難先を移動しても、迅速に支援の対応を図ります。

≪平成29年度の計画≫

- 平成28年度と同様に事業を実施していきます。

≪平成30年度の計画≫

- 平成29年度と同様に事業を実施していきます。

39	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（ウ）保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課 生活支援課（支所関係）</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民への定期的・継続的な戸別訪問について、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会や避難先自治体等と連携し実施していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策13に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策13に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策13に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策13に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策13に同じ</p>	

40	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民のみなさんが気軽に利用できるような、健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターを避難者が多い複数の地域に設置します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策14に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策14に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策14に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策14に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策14に同じ</p>	

41	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>（ウ）保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>保健師等の人材の恒久的な確保を国・県等に要請し、町民のみなさんの健康管理を適切に実施していく体制を構築していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策18に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策18に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策18に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策18に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策18に同じ</p>	

42	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難者が多い受入自治体に対しては、避難者の集中による支障が生じないように、医療・介護施設の充実に一層の支援を行うよう、国・県に要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○多くの避難住民の受け入れや被災市民も抱えているいわき市は、大変な状況であることを認識し、負担にならないよう国、県への要望活動に取り組んでいきます。</p> <p>○介護施設については、双葉町内で開所していた社会福祉法人がいわき市内に仮設の特別養護老人ホームの事業再開を検討しており、福島県及びいわき市との連携を図りながら、介護スタッフの人材確保等も含め、町としての役割に取り組んでいきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○多くの避難住民の受け入れや被災市民も抱えているいわき市は、大変な状況であることを認識し、負担にならないよう国、県への要望活動を継続して行っています。</p> <p>○介護施設については、双葉町内で開所していた社会福祉法人がいわき市内に開設の特別養護老人ホーム事業再開をするために、福島県及びいわき市の指導を受けながら進めており、町としても支援に取り組んでいます。</p> <p>○社会福祉法人の事務局体制の強化、介護スタッフの人材確保について支援に取り組んでいきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○特別養護老人ホームの開所及び認知症対応共同生活介護（グループホーム）継続に向けた人材確保の支援に努めます。</p> <p>○介護施設サービス等へのニーズの把握に努め、町民からの照会に基づき民間施設の情報提供や活用を進めます。</p> <p>○介護施設設備や人材確保に必要な財政確保については、国・県からの情報収集に努め、積極的に進めます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○特別養護老人ホームの開所に向けた人材確保の支援に努めます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○特別養護老人ホームの開所後においても、人材確保の支援に努めます。</p>	

43 44	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>38ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(43) 双葉町立の学校（幼稚園、小学校、中学校）の再開については、「双葉町外拠点」（仮の町）における学校の在り方とは切り離し、早期の学校再開に向けて検討を進めます。</p> <p>(44) 学校を設置する際には、より多くの子どもたちを集約できるようにするため、町独自の新たな教育方針・教育提供内容を打ち出していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉町教育ビジョンを策定（更新）します。 ○他にない特色ある学校をPRし、園児・児童・生徒の受入に努めます。特に少人数の良さを活かし個々に応じた指導や体験活動の充実に努めます。 ○平成27年度双葉町教育ビジョンを基本として、各学校でその実現に向けて取り組みます。 ○特に少人数教育、ICT教育、国内交流等の実施など、特色ある教育環境を提供します。 ○多くの保護者に町立学校をより深く理解いただけるよう、継続して見学会を実施します。 ○幼稚園においては、3歳児を受け入れます。 ○町立学校を活用して行われる学習会や行事への幅広い参加の周知を実施します。 ○学校教育における、地域にいる人材の活用に努めます。 ○双葉町にあった企業への社会見学についても検討を行います。 ○ALTを活用して、英語教育の充実を図っていきます。 ○学校教育の充実を目指して、教育長からのメッセージを毎月町のホームページに掲載します。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年4月1日、いわき市錦町作鞍地内の民間の建物を借用して開校しました。 ○平成26年8月にいわき市錦町御宝殿地内に軽量鉄骨造1階建の幼稚園仮設園舎と2階建の小・中学校の仮設校舎が完成し、8月25日（2学期）より仮設校舎等の使用を開始しました。平成28年1月現在、ふたば幼稚園4名、双葉南小学校3名、双葉北小学校7名、双葉中学校10名計24名の子どもたちが元気に通園通学しています。 ○子ども1人1台タブレットを配布しました。また、各教室に反射防止付ホワイトボードやプロジェクターを設置するなど、ICT教育環境を整備し、少人数の良さを活かした教育に取り組んでいます。 ○多くの保護者に町立学校の良さを味わっていただき、より深く理解いただく機会を設定するため、見学会を平成27年2月より随時実施しています。 ○平成27年度双葉町教育ビジョンを基本として、各学校でその実現に向けて取り組んでいます。 		

- 園児・小学生・中学生がいる保護者に対して、平成28年度の就学予定についての意向調査を行い、教育委員会定例会にその結果を報告しました。(回収率76.8%)
- 特色ある教育環境の提供として、双葉町職員等の活用や標葉せんだん太鼓保存会、読書ボランティアや南台仮設住宅等に避難している町民との交流を通して、ふるさと双葉の伝統文化の理解と体験に努めてきました。また、公開授業を通して、教職員の質の高い授業づくりの研修を行い、児童生徒の学力の向上に努めてきました。
- サポートセンター「ひだまり」やマルマサ商店、ミニストップ、勿来消防署、呉羽病院、町立ふたば幼稚園、双葉町役場いわき事務所、やまたまやでの職場体験や、(株)クレハいわき事務所の職場見学、日本生命職員による出前授業、ふたさぼ(復興支援員)やスパリゾートハワイアンズダンシングチームへのインタビュー等キャリア教育の充実に努めました。
- 地域にいる人材の活用については、総合学習の中で標葉せんだん太鼓保存会を招き定期的に和太鼓演奏の指導を受けているほか、専門職員から町の歴史・伝統・文化を学ぶ機会を授業の一部に取り入れています。また、JAふたばの女性部と連携して、だるまの絵付けなどの体験学習を行ってきました。
- 学校教育の充実に目指して、教育長からのメッセージを毎月町のホームページや町の広報誌に掲載しています。
- ALTを活用した授業を公開し、外国語活動の充実した取り組みを参観していただきました。(7/13 双葉中学校、10/7 双葉南・北小学校で実施)
- 3歳児受入相談が2件ありました。

《平成28年度の計画》

- 人との関わりや体力向上に努めます。
- 事業の実施状況を検証しながら、継続的に取り組みます。
- 他にない特色ある学校をPRし、園児・児童・生徒の受入に努めます。特に少人数の良さを活かし個々に応じた指導や体験活動の充実に努めます。特に少人数教育、ICT教育、国内交流等の実施など、特色ある教育環境を提供と発信強化に努めます。ALTを活用して、英語教育の充実に努めていきます。(2名の専門教職員を町立学校に配置予定)また、双葉町にあった企業への社会見学についても検討を行います。
- 平成27年度双葉町教育ビジョン(毎年更新)を基本として、各学校でその実現に向けて取り組みます。
- 幼稚園においては、3歳児を継続して受け入れます。
- 学校教育において、地域にいる人材を活用していきます。
- 学校教育の充実に目指して、教育長からのメッセージを毎月町のホームページに掲載します。町立学校を活用して行われる学習会や行事への幅広い参加の周知を図ります。また、多くの保護者に町立学校をより深く理解いただけるよう、継続して見学会を実施します。

《平成29年度の計画》

- 人との関わりや体力向上に努めます。
- 事業の実施状況を検証しながら、継続的に取り組みます。

《平成30年度の計画》

- 人との関わりや体力向上に努めます。
- 事業の実施状況を検証しながら、継続的に取り組みます。

45 46 47	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(45) 双葉町立の学校を再開しても、避難先の学校に通う子どもたちへの支援は継続します。</p> <p>(46) 原発避難者特例法の徹底を国・関係自治体等に要請し、各避難先で学校教育を継続して受けられるように取り組みます。</p> <p>(47) 就学援助措置・就園奨励事業等の教育支援制度の町民への周知と制度拡充・継続を国等へ要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○継続して就学支援を行います。</p> <p>○国・関係機関に対して臨時特例交付金の継続の要望活動を継続的に取り組みます。</p> <p>○原発避難者特例法については、ホームページにより周知を行います。</p> <p>○福島県内の就学支援に関する情報については、双葉町のホームページにより発信して、情報を得られるようにします。</p> <p>○就学支援については、すべての家庭に郵送により案内を送付し、避難先での支援が受けられるようにします。</p> <p>○心配ごとや困りごとの相談ができるよう、広報紙に連絡先を明記して対応に当たります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○原発避難者特例法に基づき、被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱（平成27年4月9日文部科学大臣裁定）等により、各自治体はそれぞれ避難により区域外就学をしている被災児童生徒への就学支援を行っています。</p> <p>○原発避難者特例法により各自治体が支援すべきところの区域外就学をしている被災児童生徒の就学支援に対し、特にいわき市、埼玉県加須市に避難している児童生徒等（約33.8%）については、特例法第6条第3項に基づく特例事務除外の公告を行って、町が就学支援を実施しています。</p> <p>※平成28年1月1日現在 児童生徒数 479名（内いわき市 117名・加須市 45名）</p> <p>○文部科学省に対して「被災児童生徒就学支援等事業交付金」の継続支援の要望活動を行いました。</p> <p>○原発避難者特例法については、ホームページにより周知を行っています。</p> <p>○福島県内の就学支援に関する情報については、双葉町のホームページにより発信して、情報を得られるようにしています。</p> <p>○就学支援については、すべての家庭に郵送により案内を送付し、避難先での支援が受けられるようにしています。</p> <p>○心配ごとや困りごとの相談ができるよう、広報紙に連絡先を明記して対応に当たっています。</p> <p>○地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業による、3歳から18歳までを対象とした図書カード配布事業を行いました。</p>		

《平成28年度の計画》

- 国・関係機関に対して臨時特例交付金の継続の要望活動を継続的に取り組みます。
- 継続して就学支援を行います。
- 原発避難者特例法については、ホームページにより周知を行います。
- 福島県内の就学支援に関する情報については、双葉町のホームページにより発信して、情報を得られるようにします。
- 就学支援については、すべての家庭に郵送により案内を送付し、避難先での支援が受けられるようにします。
- 心配ごとや困りごとの相談ができるよう、広報紙に連絡先を明記して対応に当たります。

《平成29年度の計画》

- 国・関係機関に対して臨時特例交付金の継続の要望活動を継続的に取り組みます。

《平成30年度の計画》

- 国・関係機関に対して臨時特例交付金の継続の要望活動を継続的に取り組みます。

48	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>関係機関との連携を通じて進学情報の提供を行います。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○現在の区域外就学先の学校に情報の提供を行います。</p> <p>○進学情報については、福島県教育委員会のホームページ（高校教育課）に掲載されており、その点について双葉中学校のホームページで紹介します。</p> <p>○進学情報については、双葉中学校長が入学説明会等に出席し把握しており、電話や来所者の相談に当たります。</p> <p>○県外の情報については、必要に応じて当該都道府県と連携して進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○基本的に、現在の区域外就学先の学校において情報の提供を行っています。</p> <p>○進学情報については、福島県教育委員会のホームページ（高校教育課）に掲載されており、その点について双葉町のホームページ及び双葉中学校のホームページで紹介しています。</p> <p>○進学情報については、双葉中学校長が入学説明会等に出席し把握しており、電話や来所者の相談に当たっています。</p> <p>●課題としては、県外に区域外就学している子どもの情報把握が困難であることです。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○関係機関と連携して、継続して進学情報の提供に取り組みます。</p> <p>○現在の区域外就学先の学校に情報の提供を行います。</p> <p>○進学情報については、福島県教育委員会のホームページ（高校教育課）に掲載されており、その点について双葉中学校のホームページで紹介します。</p> <p>○進学情報については、双葉中学校長が入学説明会等に出席し把握しており、電話や来所者の相談に当たります。</p> <p>○県外の情報については、必要に応じて当該都道府県と連携して進めます。</p> <p>○ふたば未来学園高等学校の情報提供に取り組みます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○関係機関と連携して、継続して進学情報の提供に取り組みます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○関係機関と連携して、継続して進学情報の提供に取り組みます。</p>	

49	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>子どもたちの学習支援などを行うNPO法人やボランティア団体と連携を強化します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○子どもたちの学習支援については、関係機関と連携して、いわき市南台仮設住宅集会所での学習支援活動「ふたばっ子南台学習会」と町立小・中学校仮設校舎での「ふたばっ子錦町学習会」を継続して行い、学力向上を図っていきます。</p> <p>○スポーツ振興については、スポーツ事業（関連事業を含む）を「NPO法人双葉ふれあいクラブ」と連携して行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成25年10月8日から、NPO法人キッズドアの支援で行っていましたが「ふたばっ子学習会」は、平成27年4月1日から(株)学べるコムネットと業務協定を締結し、「ふたばっ子南台学習会」*1として南台急応仮設住宅集会所において児童生徒の学習支援を行っています。</p> <p>*1：毎週火・木曜日 小学生 16:00～18:00 中学生 18:40～20:40（登録児童生徒 小学生11名 中学生3名 平成28年1月末現在）</p> <p>○平成26年11月5日からは、双葉町立小・中学校仮設校舎において「ふたばっ子錦町教室」*2を実施しています。</p> <p>*2：毎週月・金曜日 小学生 15:30～16:30（自主学习サポート 14:30～15:30） 中学生 16:30～17:30（登録児童生徒 小学生4名 中学生1名 平成28年1月末現在）</p> <p>○ふたばっ子学習会の実施記録を作成しています。</p> <p>○スポーツ関係事業については、活動を休止していましたが「NPO法人双葉ふれあいクラブ」が平成27年度から活動を再開しました。同クラブに町の生涯スポーツ事業等を委託して行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年7月12日（日） 双葉郡スポーツ交流大会（広野町） 野球・バレーボール ・平成27年7月24日（金）～26日（日） ふくしま駅伝双葉町チーム合宿（北塩原村） 13名参加 ・平成27年8月2日（日） 県民スポーツ大会（南相馬市） 壮年ソフトボール・9人制バレーボール ・平成27年9月19日（土） 第9回市町村対抗県軟式野球大会 ・平成27年10月4日（日） 双葉町民ゴルフ大会（いわき市） 45名参加 ・平成27年10月17日（土）～ 第2回市町村対抗県ソフトボール大会 ・平成27年11月1日（日） 双葉町民トレッキング（裏磐梯） 39名参加 ・平成27年11月15日（日） 第27回市町村対抗縦断駅伝大会（ふくしま駅伝）（白河市～福島市） ・平成28年1月23日（土） 双葉町民パークゴルフ大会 ・平成28年2月6日（土） 双葉町民ボウリング大会 <p>●学習支援事業については、いわき市のみの実施であり、現状では他地区での開催は希望者が極めて少なく実施が困難な状況にあります。</p>		

《平成28年度の計画》

- 引き続き、関係団体と連携して子どもたちの学習支援及びスポーツ振興に取り組みます。
- 子どもたちの学習支援については、関係機関と連携して、いわき市南台仮設住宅集会所での学習支援活動「ふたばっ子南台学習会」と町立小・中学校仮設校舎での「ふたばっ子錦町学習会」を継続して行い、学力向上を図っていきます。
- スポーツ振興については、スポーツ事業（関連事業を含む）を「NPO法人双葉ふれあいクラブ」と連携して行います。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、関係団体と連携して子どもたちの学習支援及びスポーツ振興に取り組みます。

《平成30年度の計画》

- 引き続き、関係団体と連携して子どもたちの学習支援及びスポーツ振興に取り組みます。

50	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>子どもたちのきずなの維持、学習支援、伝統文化継承、心のケアを目的とした「つどいの場」を提供します（例：集まれ！ふたばっ子）。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「集まれ！ふたばっ子2015」を1泊2日で夏休み中に開催します。 ○「集まれ！ふたばっ子」などの場を活用して、保護者同士の交流の場を設けるとともに、より有意義なひと時となるよう工夫・改善を図ります。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成23年度から「再会の集い」「集まれ！ふたばっ子」「青春の集い」として名称は異なりますが、小・中・高校生を対象に集いの場を提供しています。 ○平成27年度は、8月1日・2日（土・日）にいわき市スパリゾートハワイアンズにおいて「集まれ！ふたばっ子2015」を開催し、小・中・高校生の参加者は73名でした。また、今回は、双葉町に関する内容を重点的に取り入れ、小・中・高生及び保護者が協議する場を設け、意義のある集いの場としました。 ●震災から5年が経過し、子どもたちの置かれている状況や保護者の考え方も様々になってきているため、日程・場所・対象者をどのように決定してどんな内容を実施していくかが、今後の課題です。年々双葉町に対する思いが薄れていくことが懸念されます。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、双葉町の子どもとして育てるため「集いの場」の提供に取り組みます。 ○「集まれ！ふたばっ子2016」を夏季（1泊2日を予定）に開催します。 ○「集まれ！ふたばっ子」などの場を活用して、保護者同士の交流の場を設けるとともに、より有意義なひと時となるよう工夫・改善を図ります。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、双葉町の子どもとして育てるため「集いの場」の提供に取り組みます。 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、双葉町の子どもとして育てるため「集いの場」の提供に取り組みます。 	

51	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>①町民の生活再建に必要な支援</p> <p>(エ) 教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>全国の双葉町の子どもネットワークづくりを進めます（例：連絡先の継続把握・定期的通信）。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○全国に避難している子どもたちの連絡先の把握を継続して行います。</p> <p>○南・北小学校・中学校のホームページを活用して各学校の情報を提供します。</p> <p>○小・中・高校生を対象とした「集まれ！ふたばっ子2015」を開催し、交流し合う場、きずなの場を提供します。</p> <p>○今後の課題として、ホームページへの掲載は非常に便利ですが、すべての家庭で見られる環境にはなく、さらに、長期間の区域外就学で、今後、双葉町立学校を知らない子どもが多くなっていくため、子どもネットワークづくりが重要であり、どのように進めるかの検討を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○全国に避難している子どもたちの連絡先の把握を継続して行っています。</p> <p>○南・北小学校・中学校のホームページを開設して各学校の情報を提供しています。</p> <p>○小・中・高校生を対象とした「集まれ！ふたばっ子2015」を開催し、交流し合う場、きずなの場を提供しています。</p> <p>●今後の課題として、ホームページへの掲載は非常に便利ですが、すべての家庭で見られる環境にはなく、さらに、長期間の区域外就学で、今後、双葉町立学校を知らない子どもが多くなっていくため、子どもネットワークづくりが重要であり、どのように進めるかの検討が必要です。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、子どものネットワークづくりを進めます。</p> <p>○全国に避難している子どもたちの連絡先の把握を継続して行います。</p> <p>○南・北小学校・中学校のホームページを活用して各学校の情報を提供します。</p> <p>○小・中・高校生を対象とした「集まれ！ふたばっ子2016」を開催し、交流し合う場、きずなの場を提供します。</p> <p>○今後の課題として、ホームページへの掲載は非常に便利ですが、すべての家庭で見られる環境にはなく、さらに、長期間の区域外就学で、今後、双葉町立学校を知らない子どもが多くなっていくため、子どもネットワークづくりが重要であり、どのように進めるかの検討を進めます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、子どものネットワークづくりを進めます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、子どものネットワークづくりを進めます。</p>	

52 53 54	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>（i）「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(52) 大部分の町民の要望は、一戸建てまたは低層の集合住宅ですが、用地の制約などもあることから、利便性の高い場所における中高層型の集合住宅のニーズも含めて、町民のみなさんに情報を提供した上で、改めて住民意向調査を実施して、町民の要望に沿った住宅整備を求めています。</p> <p>(53) 高齢者が安心して暮らせるようバリアフリー住宅や、介護サービスと住宅の一体整備など高齢者にやさしい住宅を要請していきます。</p> <p>(54) 家族と一緒に住みたいという町民の声を踏まえて、間取りや募集方法への配慮を要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民の希望を踏まえ、復興公営住宅の早期整備を県に求めていくと同時に、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に、福島県が整備する復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるように、国・県と受入自治体との個別協議を進めていきます。（別添1）</p> <p>○いわき市勿来酒井地区については、戸建住宅、長屋建住宅、集合住宅など多様な復興公営住宅の着実かつ早期の整備を求めています。（別添2）</p> <p>○規模が大きいいわき市勿来酒井地区に関しては、一斉入居だけでなく、段階的な整備・入居も含めて早期入居が可能となるような方策について県と協議をしていきます。</p> <p>○いわき市勿来酒井地区については、規模が大きく高齢者も多いと見込まれるため、双葉町社会福祉協議会との連携を図ることとし、高齢者の生活支援・交流・見守り機能を確保するため協議を進めます。さらに、商業施設の設置も検討していきます。社会福祉協議会、商業の出店希望者と意見交換を密にして、県が策定する整備計画に利用者の意見を反映するよう努めていきます。</p> <p>○郡立病院の設置も決定しているため、関係機関との調整を進めます。</p> <p>○他の地区の復興公営住宅についても、受入自治体等と連携して、必要な高齢者福祉サービスが提供できるように協議を進めます。</p> <p>○地域住民や入居する町民と施設の利活用等について協議を具体的に進めていきます。</p> <p>○町民との意見交換を通じて、復興公営住宅の活用の方法、管理のあり方について検討を進めていきます。</p> <p>○全庁的な体制を挙げて、仮設住宅、借上げ住宅から復興公営住宅等への移行支援の体制を整備していきます。</p> <p>○復興公営住宅における新たなコミュニティづくりについて検討を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町民の意向*を踏まえ、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に福島県が整備する復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるように、国・県・受入自治体と協議を進めた結果、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に双葉町民がまとまって入居できる復興公営住宅を整備することが決定されています。</p> <p>*平成27年12月には4回目の住民意向調査を実施しました。結果が年度末にまとまることから、今後の整備計画を県と調整していきます。</p> <p>○上記については、リーフレット配布、町のホームページ等にて随時入居募集情報を提供するとともに、整備されたところから順次入居が始まっており、今後も整備状況に合わせて入居者の募集が実施されます。</p>		

- ・第1期募集 平成26年 4月 1日～平成26年 5月30日、郡山市20戸、いわき市25戸
- ・第2期募集 平成26年10月 1日～平成26年11月28日、福島市(5町共通)8戸、郡山市(4町共通)20戸、いわき市(4町共通)12戸
- ・第3期募集 平成27年 4月 1日～平成27年 5月29日、福島市(5町共通)64戸、郡山市30戸、いわき市(4町共通)53戸、白河市30戸、南相馬市42戸、三春(町2町共通)5戸
- ・第4期募集 平成27年11月 4日～平成28年 1月12日、郡山市(4町共通)80戸、いわき市(4町共通)80戸、二本松市(5町共通)20戸、南相馬市(6町共通)50戸
- ・第4期追加募集 平成28年 1月22日～平成28年 2月26日、福島市(5町共通)70戸
平成28年 2月29日～平成28年 4月28日、いわき市勿来酒井72戸/小名浜中原15戸
- ・現在、復興公営住宅に入居が始まっている地区(福島市 2団地 / 会津若松市 2団地 / 郡山市 7団地 / いわき市 2団地)

- 特に、町ではいわき市勿来酒井地区の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心として位置づけることとしており、郡立診療所、双葉町社会福祉協議会本部機能及び高齢者福祉施設、店舗等、集会所等の交流施設、ふれあい農園、お祭り広場等の併設に向けて県や関係団体との協議を進めています。
- さらに、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅は、現在180戸(うち双葉町優先分170戸)を整備する予定であるため、入居者のニーズなども考慮して戸建住宅、長屋住宅、集合住宅などに加え、ペットが飼える住居などが整備されるよう国・県と協議を進めています
- 国・県・受入自治体との個別協議の結果、高齢者や介護が必要な方、障がいを持つ方が暮らしやすいようバリアフリーやエレベーターの設置が決定されています。
- いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅における集会所等の交流施設の整備について、県等と具体的な仕様を含めた実施設計や管理運営について協議を実施しています。
- また、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅内には、双葉町社会福祉協議会本部機能及び高齢者福祉施設機能の一部が設置される予定なので、具体的な仕様を含めて県や関係機関と調整を実施しています。
- 郡立診療所については、いわき市勿来地区の復興公営住宅への設置が認められ、双葉地方広域市町村圏組合が診療所の設置者となり、双葉郡医師会が指定管理者制度に基づき運営することになりました。
- 住民意向調査における要望を踏まえ、国・県・受入自治体と個別協議をした結果、募集方法の中で親族同士等、複数世帯がまとまって入居できるようグループ入居方式が採用されています。
- 国・県・受入自治体との個別協議の結果、町民同士のコミュニティが図れるよう町村ごとの入居者枠も決定され、さらに、双葉町以外の町村との共通枠も設けられました。そのことにより、町民同士のコミュニティに配慮しつつも、他の町村民との入居を希望するニーズにも対応できるようになりました。
- 間取りは2LDK、3LDKを基本として、世帯人数に関わらず希望によって入居が可能となりました。

《平成28年度の計画》

- 町民の希望を踏まえ、復興公営住宅の早期整備を県に求めていくと同時に、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に、福島県が整備する復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるよう、国・県と受入自治体との個別協議を進めていきます。(別添1)
- いわき市勿来酒井地区については、戸建住宅、長屋建住宅、集合住宅など多様な復興公営住宅の着実かつ早期の整備を県に求めていきます。
- 規模が大きいいわき市勿来酒井地区に関しては、一斉入居だけでなく、段階的な整備・入居も含めて早期入居が可能となるような方策を県に求めていきます。(別添2)
- いわき市勿来酒井地区については、規模が大きく高齢者も多いと見込まれるため、双葉町社会福祉協議会との連携を図ることとし、高齢者の生活支援・交流・見守り機能を確保するため協議を進めていきます。さらに、商業施設の設置も検討しています。社会福祉協議会、商業の出店希望者と意見交換を密にして、県が策定する整備計画に利用者の意見を反映するよう努めていきます。
- 他の地区の復興公営住宅についても、受入自治体等と連携して、必要な高齢者福祉サービスが提供できるように協議を進めます。

- 地域住民や入居する町民と施設の利活用等について協議を具体的に進めていきます。
- 町民との意見交換を通じて、復興公営住宅の活用の方法、管理のあり方について検討を進めていきます。
- 全庁的な体制を挙げて、仮設住宅、借上げ住宅から復興公営住宅等への移行支援の体制を整備していきます。
- 復興公営住宅における新たなコミュニティづくりについて形成支援を検討していきます。
- 復興公営住宅の整備の本格化を前提とした取組を行います。
- 現在、入居が開始されているいわき市、郡山市、福島市、会津若松市の復興公営住宅と合わせて、引き続き第4期追加募集、第5期募集が行われることから、募集状況をリーフレット、町のホームページ等で周知を図ります。
- 勿来酒井に建設される復興公営住宅に併設される集会所、双葉町社会福祉協議会本部機能及び高齢者福祉施等に係る運用について関係機関と調整を進めます。

《平成29年度の計画》

- 復興公営住宅の完成に合わせて入居者の生活支援や環境整備について関係者と調整を図ります。

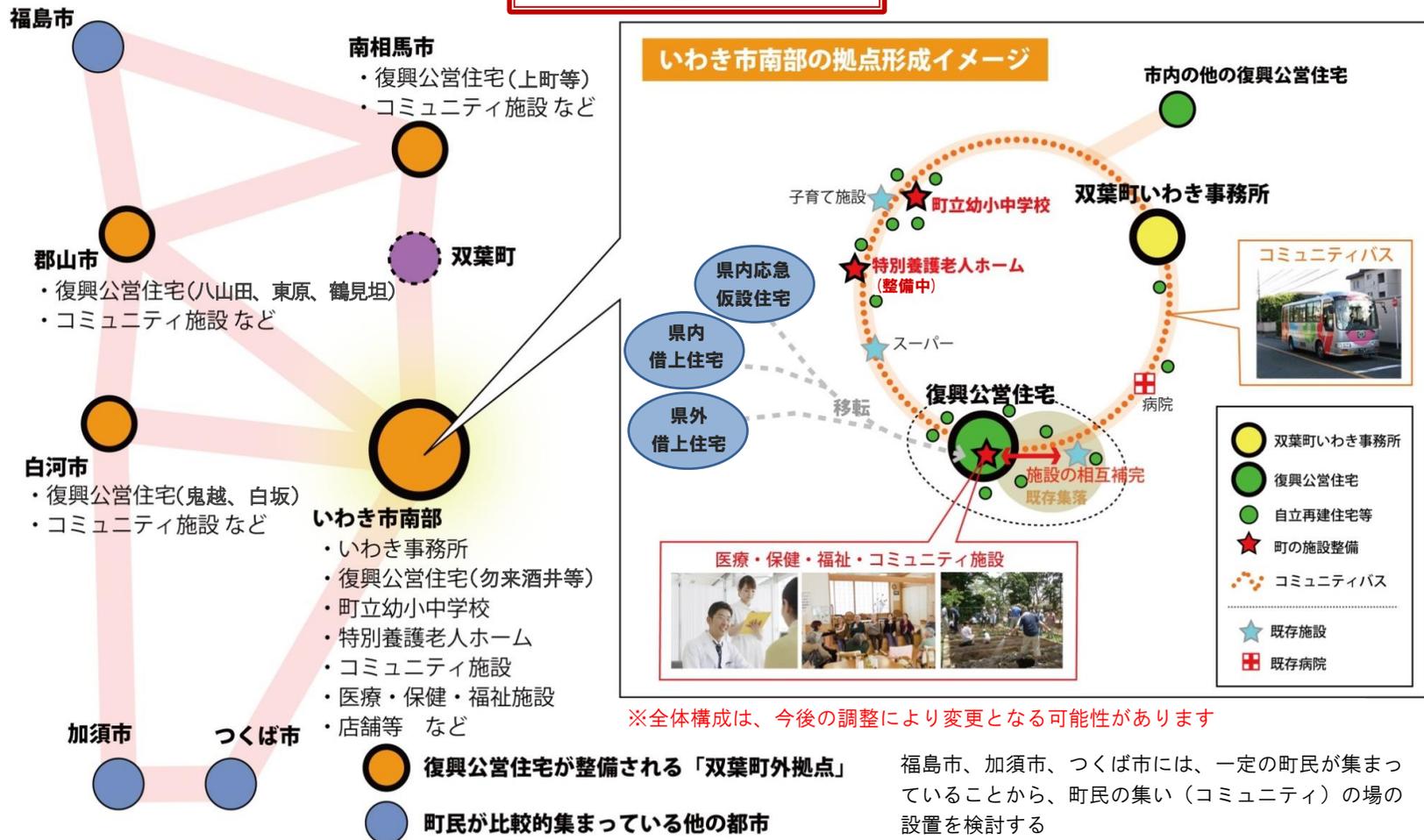
《平成30年度の計画》

- 復興公営住宅に入居した人が新たな生活になじめるよう関係機関との調整を行います。

「双葉町外拠点」(復興公営住宅整備)の全体構成

- 双葉町民が集まって居住できる県営の復興公営住宅が、いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に整備されます。
- この復興公営住宅を「双葉町外拠点」として、町民のコミュニティの拠点としても機能できるようにします。
- 特に、いわき市の希望が最も多く、いわき市勿来地区には、役場事務所が所在し、町立幼小中学校も再開されていることから、いわき市南部（勿来酒井地区）の復興公営住宅を「双葉町外拠点」の中心とします。

全体構成図



いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅(双葉町外拠点)の概要

別添2

【完成イメージ】



※今後の調整、設計により変更となる可能性があります。

【整備概要】

整備戸数：180戸(予定)

住戸形態：共同住宅(集合住宅、テラスハウス)
戸建住宅

整備見通し：平成29年度後期

併設施設：双葉郡立診療所
高齢者等サポート拠点

集会所

広場・公園等

共同店舗用地

※併設施設は調整中のものを含まず。

【工程表と進捗状況】

団地名	整備方法	戸数	住戸形態	現在の進捗状況	入居募集	入居時期	工程表種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
勿来酒井	県営	72	戸建て	設計中	平成28年2月29日 ～ 平成28年4月28日	平成29年度後期	計画	設計	造成工事	建築工事	◎入居
							実績	設計			
		108 (予定)	共同住宅		平成28年6月以降		計画	設計	造成工事	建築工事	◎入居
							実績	設計			

55	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>（i）「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興公営住宅の整備にあわせて、その近隣に自宅を再建する町民を対象とした宅地を供給することについても、必要に応じて、協議の中でとりあげていきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策26に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策26に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策26に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策26に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策26に同じ</p>	

56	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備 (i) 「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「コミュニティ拠点」については、公営住宅に入居したい希望を持つ町民の要望数を踏まえて、受入自治体における既存住宅の活用も視野に入れて、希望する町民が入居できる公的住宅の確保を要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○借上げ住宅制度を利用して引き続き居住できるよう、借上げ住宅制度の延長を国・県に要請します。</p> <p>○既存の公営住宅への入居要望がわずかながらある*ことから、借上げ住宅制度の動向を踏まえながら、既存公営住宅への入居要件の緩和*などについて受入自治体等と協議していきます。</p> <p>*避難先で既存の公営住宅に住むためには、住民要件を条例上定めている自治体があります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○借上げ住宅制度の延長を国、県に要請しています。（継続）</p> <p>○住民意向調査を平成27年12月に実施し、要望数の把握に努めています。</p> <p>○復興公営住宅の再募集・定期募集などで入居者ニーズへの対応を図っていきます。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○借上げ住宅制度を利用して引き続き居住できるよう、借上げ住宅制度の延長を国・県に要請します。</p> <p>○既存の公営住宅への入居要望の把握に努めると同時に、要望がある場合は、借上げ住宅制度の動向を踏まえながら、既存公営住宅への入居要件*の緩和などについて受入自治体等と協議していきます。</p> <p>*避難先で既存の公営住宅に住むためには、申込時の住民要件や入居後の住民票の移動要件を条例上定めている自治体があります。</p> <p>○借上げ住宅制度・住民意向調査の動向を見据えながら、希望する町民が入居できる公的住宅の確保を要請していきます。</p> <p>○復興公営住宅の再募集・定期募集などで入居者ニーズへの対応を図っていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○借上げ住宅制度・住民意向調査の動向を見据えながら、希望する町民が入居できる公的住宅の確保を要請していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○借上げ住宅制度・住民意向調査の動向を見据えながら、希望する町民が入居できる公的住宅の確保を要請していきます。</p>	

57 58	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(ii) 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(57) 「双葉町外拠点」及び「コミュニティ拠点」において、町民のきずなの維持・発展の拠点として、拠点の住民及び地域の町民同士がいつでも集まれる場（例えば、集会所、公園・広場、共同菜園などが考えられます）の設置に取り組みます。こうした町民の集いの場については、町民が主体となった運営方法を検討します。</p> <p>(58) この集いの場を、さまざまな交流イベントや町の祭りの開催場所、歴史・伝統・文化の継承の拠点などに活用し、町民のきずなを維持・発展させていきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興公営住宅に整備する集会所の活用方を検討していきます。 ○地域住民や入居する町民と施設の利活用等について協議を具体的に進めていきます。 ○復興公営住宅の整備の進捗にあわせて、特に郡山市における役場支所・サポートセンター・町民交流施設の配置のあり方についても検討していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興公営住宅の設置にあたっては、各地区に集会所を設置するよう県に求めています。（継続） ○いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅には、郡立診療所、社会福祉協議会本部機能と高齢者福祉施設等、店舗等、集会所等の交流施設、ふれあい農園、お祭り広場等が併設されるため、県との具体的な調整を進めています。 ○施設を活用したソフト事業については、今後の入居者のニーズや町民意向調査結果等を踏まえ検討していくこととしています。 ○郡山市と加須市には役場支所、サポートセンターと町民交流施設が設置されています。 ○平成27年4月に、いわき市錦町に町民交流施設「ふたばーく」が開設されました。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興公営住宅に整備する集会所の機能や規模に関する協議を進めていきます。 ○地域住民や入居する町民と施設の利活用等について協議を具体的に進めていきます。 ○復興公営住宅の完成に合わせて、その他の地区の町民交流施設等の設置のあり方や運営方法についても検討します。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興公営住宅の完成にに合わせて、町民交流施設等の設置のあり方や運営方法について検討します。 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興公営住宅の完成後の運営方法について検討していきます。 	

59	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>（ii）「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」の相互間や全国に離れた町民の結びつきを強化するため、施設の設置に併せて、情報通信基盤の活用を図ります。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○タブレットを活用しながら、各拠点の行事・出来事などを情報発信できるような仕組みを検討していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○支所間のテレビ会議システムが整備されました（いわき事務所、郡山支所、埼玉支所）。</p> <p>○タブレットの利用による双葉町に住んでいた頃のコミュニティの維持や、全国に散らばって避難している町民の現況報告など、情報の伝達手段として有効に活用してもらおう環境の整備に努めています。（継続中）</p> <p>●支所間のテレビ会議システムは、大人数の会議には不向きであり、今後も引き続き検討課題とします。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○タブレットを活用しながら、各拠点の行事・出来事などを情報発信できるような仕組みを検討していきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、情報通信の活用方法を検討します。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、情報通信の活用方法を検討します。</p>	

60	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>（ii）「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>規模が大きな「双葉町外拠点」においては、双葉町の歴史・伝統・文化の紹介場所の確保、震災・事故の教訓の展示・研修施設の設置などについて検討します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○レスキュー資料や震災・事故の教訓の展示・研修施設の設置については、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅の町外拠点の整備と合わせて、紹介場所の確保を検討していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○国立文化財機構及び福島県被災文化財等救援本部の支援により、歴史民俗資料館の収蔵資料のレスキューがほぼ終了しました。</p> <p>○レスキューした資料は、福島県立博物館、福島県文化財センター白河館（まほろん）、旧相馬女子高校、栃木県那須野ヶ原博物館、埼玉県蓮田市文化財展示館に一時保管及び展示されています。</p> <p>○レスキュー資料や震災・事故の教訓の展示・研修施設の設置については、双葉町外拠点の中心として位置づけられているいわき市勿来酒井地区の復興公営住宅の整備と合わせて、紹介場所の確保を検討しています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、レスキュー資料や震災・事故の教訓の紹介・展示場所の確保・設置について、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅の町外拠点の整備と合わせて、検討・協議を進めます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の竣工に合わせて、常設の展示場所の確保に取り組みます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○常設展示場所における展示物の維持管理に取り組みます。</p>	

61	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(ii) 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>55ページ</p> <p>総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>仮で設置されている役場機能の将来的な設置場所については、双葉町への帰還の見通しや「双葉町外拠点」の規模を踏まえて、町民の利便性を勘案しつつ、検討を進めるとともに、事務所及び支所間の緊密な連携を図れる組織、機能の見直しを図ります。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○帰還に向け復旧・復興業務及び全国の町民へのサービスについて、いわき事務所を拠点として展開します。</p> <p>○復興計画の進捗状況及び「双葉町外拠点」の整備状況に合わせて、町民サービスが低下しないよう役場機能及び組織、各課所管事務事業も弾力的に見直しを行います。</p> <p>○職員力を分散させない組織体制及び機能の確立を図ります。</p> <p>○職員のスキル及びモチベーション向上のための研修等を充実させます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○役場機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場（事務所・支所等）は、住民サービスの提供の場であり、避難生活者の支援や復興に向けた拠点です。 ・現体制：いわき事務所、郡山支所（南相馬連絡所 平成26年6月30日開所）、埼玉支所（つくば連絡所）を設置 <p>○職員のスキル及びモチベーション向上のための研修を実施（参加）しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしま自治研修センター研修会（新規採用職員等） ・東北地区用地対策連絡会用地職員等中級研修会 ・双葉地方8町村自治体若手職員研修会 ・特定線量下業務特別教育講習会 ・メンタルヘルス研修会（平成27年12月に職場での「ストレスチェック」が義務化されます。それを踏まえ、平成27年度は6月にストレスチェックを実施し、7月27・28日には心理カウンセラーによる個別面談を実施しました。また、平成28年2月にも個別面談を実施する予定です） ・平成27年度に町独自の取組みとして、町職員を対象とした研修会を2回開催することとしました。（平成27年8月3日には、「転機を自分の生き方・働き方はどうつなげるか」と題し、全職員を対象として開催しました。また、平成27年11月17日に、「地方公務員制度」と題し、中堅・若手職員を対象に開催しました。） <p>○人事評価制度を導入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価は、職員の能力や仕事ぶりを評価して本人にフィードバックすることによって職員の能力開発、人材育成に結びつけるとともに、「住民サービスの向上」を目的に導入するものです。人事評価制度については、平成28年度からの導入に向け、平成27年度は「職員アンケート」の実施、「人事評価制度検討委員会（所属課長及び職員組合から推薦を受けた職員をもって組織）の設置」など、人事評価制度構築に向けて準備を進めているところです。 		

- 今後の課題として以下の点が挙げられます。
 - ・職員の力を結集できる体制づくり
 - ・縦割りでなく横断的に対応でき、連携が図れる組織体制づくり
 - ・権限と責任のバランスがとれた組織体制づくり

《平成28年度の計画》

- 人事評価を実施します。
- 復興計画の進捗状況及び「双葉町外拠点」の整備状況に合わせて、町民サービスが低下しないよう役場機能及び組織、各課所管事務事業も弾力的に見直しを行います。
- 職員力を分散させない組織体制及び機能の確立を図ります。
- 職員のスキル及びモチベーション向上のための研修等を充実させます。

《平成29年度の計画》

- 平成28年度と同様に事業を実施していきます。

《平成30年度の計画》

- 平成29年度と同様に事業を実施していきます。

62 67	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課 産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(62) 「双葉町外拠点」における共同店舗・共同事務所の設置の必要性について、事業者の要望を調査し、その上で必要な施設を要請します。</p> <p>(67) 規模が大きな「双葉町外拠点」においては、その整備と並行して、双葉町の製品の再興、高齢者支援や子育て支援など、住民による住民のための雇用を生み出す仕組み・方法について、関係機関と連携を図りながら、検討を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○双葉町外拠点となるいわき市勿来酒井地区の復興公営住宅に併設を求めている共同店舗の設置に向け、出店予定者・県・双葉町商工会との協議を加速します。</p> <p>○いわき市勿来酒井地区に建設予定のコミュニティ施設（集会所、店舗、広場）を活用した、住民による住民のための雇用を生み出す仕組み・方法について、関係機関と連携を図りながら、検討を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○施設（ハード）の整備だけでなく、中身についても双葉町商工会との調整を図りつつ、町商工会が事業再開有無の調査を実施したところ、当初3店舗の出店希望がありました。共同店舗への出店について再度関係者と協議を進めています。（平成28年1月29日に打合せを実施）</p> <p>○調査の結果を踏まえて、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅に併設する商店の規模等について、国・県など関係機関に要請し、協議を進めています。</p> <p>○復興庁支援による「新しい東北*」の取組によって、マーケティング等の支援が得られるように取り組みました。</p> <p>*被災地は、人口減少・高齢化・産業の空洞化など、今の日本が抱える課題が顕著です。このため、単に従前の状態に復旧するのではなく、復興を契機にこれらの課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」を創造すべく取り組まれた復興庁の事業。</p> <p>○平成26年度にまとめられた「新しい東北」では、マーケティングの結果、町外拠点施設エリア内に商業施設を整備した場合、単独での継続した企業活動が厳しいとの報告を受けたため、新たな手法の検討が必要になりました。今後も住民による住民のための雇用を生み出す仕組み・方法について、関係機関と連携を図りながら、今後協議を進めていきます。</p> <p>●いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅周辺の既存商店街との連携・協力・共栄については、検討が必要です。</p>		

《平成28年度の計画》

- 復興公営住宅の完成を見据えて商業施設に関わる出店希望者・県・双葉町商工会、中小機構等の関係機関との協議を加速し、施設設計・各種届出等を推進します。
- 施設設置のありかたや運営方法について、町商工会、出店希望者と引き続き協議し、設計や各種届出等に反映していきます。
- 復興公営住宅整備の本格化に合わせて、雇用を生み出す仕組み、方法について関係機関と連携を図りながら検討を進めます。
- いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅周辺の既存商店街との連携・協力・共栄について、検討していきます。

《平成29年度の計画》

- 復興公営住宅の整備に合わせて商業施設開設のための調整を関係機関と進めます。
- 復興公営住宅の竣工に合わせて、これまでの検討に基づいて必要なソフト事業を実施します。
- いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅周辺の既存商店街との連携・協力・共栄について、具体化していきます。

《平成30年度の計画》

- 復興公営住宅の竣工に合わせて商業施設の運営についての検証を行います。
- 復興公営住宅の竣工に合わせて、これまでの検討に基づいて必要なソフト事業を実施します。

63	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」がある自治体において事業再開を目指す事業者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して、情報提供や支援制度の利用支援などを行います。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○引き続き、事業再開を目指す事業者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して、情報提供や支援制度の利用支援などを行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○復興公営住宅の整備計画が具体化すると、その近隣で事業再開を目指す事業者が見込まれるため、県・受入自治体・関係団体と連携して情報提供や支援制度の利用支援などを重点的に行います。</p> <p>○避難先でのグループ補助金の活用には、グループを組成することが困難な事業者もいることから、既採択グループに新たなる構成員として加わることが可能とするなどの柔軟な運用が図られており、引き続き県と連携していきます。</p> <p>●整備される復興公営住宅のエリアそれぞれに環境や事業者ニーズ等が違っていることから、事業者のニーズにマッチする支援の提供が課題です。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、事業再開を目指す事業者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して、情報提供や支援制度の利用支援などを行います。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、事業再開を目指す事業者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して、情報提供や支援制度の利用支援などを行います。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、事業再開を目指す事業者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して、情報提供や支援制度の利用支援などを行います。</p>	

64	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」がある自治体において、農業再開希望者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して営農再開支援制度の情報提供・利用支援を行います。また、初期投資の助成等について国等への要請に取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備計画が具体化すると、その近隣で営農再開を図られる方も見込まれるため、施策29に掲げた取組をより重点的に行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○「双葉町外拠点」としているいわき市、郡山市、南相馬市、白河市において営農再開を目指す農業者*を含めて、施策29に掲げる営農再開支援制度による支援を行っています。</p> <p>*県内における営農再開者（累計）：いわき市 2人、郡山市 1人、南相馬市 1人（平成28年1月末現在）</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備状況にあわせて、営農再開希望者のニーズに応じた対応を図っていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備状況にあわせて、営農再開希望者のニーズに応じた対応を図っていきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備状況にあわせて、営農再開希望者のニーズに応じた対応を図っていきます。</p>	

65	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知し、顧客獲得等を支援します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策30に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策30に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策30に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策30に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策30に同じ</p>	

66	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」がある自治体において、県、受入自治体、ハローワーク等関係機関との連携強化を通じて、町民の安定した雇用の確保に努めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅の整備計画が具体化すると、その近隣で就業を希望される方も見込まれるため、施策31に掲げた取組をより重点的に行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策31に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策31に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策31に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策31に同じ</p>	

67	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>規模が大きな「双葉町外拠点」においては、その整備と並行して、双葉町の産品の再興、高齢者支援や子育て支援など、住民による住民のための雇用を生み出す仕組み・方法について、関係機関と連携を図りながら、検討を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策62へ統合</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策62に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策62に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策62に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策62に同じ</p>	

68	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>規模が大きな「双葉町外拠点」においては、保育・託児サービスの提供など、子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備についても受入自治体と協議していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備については、子育て世代の入居ニーズを踏まえ、住宅周辺の既存施設との役割分担も考慮しながら、具体的な検討を進めます。 ○復興公営住宅の整備に合わせて整備される集会所を活用した子育てについて語り合える場の設置については、住民意向調査結果から得られた子育て世代の入居ニーズを踏まえて検討していきます。 ○いわき市勿来酒井地区へ入居を希望する子育て世代のニーズを踏まえながら、学校との役割分担や連携による望ましい環境整備のあり方について検討していきます。 ○いわき市勿来酒井地区には広い広場が整備されることから、学校活動への利用や遊び場としての提供などを検討して、広く子どもたちも利用できるような環境整備を要望していきます。この広場などを通じて、ひとり暮らしの高齢者が多くなる中で、子どもたちと住んでいる人との世代間交流の場として利活用を図ることを検討していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民意向調査の結果から、復興公営住宅への子育て世代の入居希望が少ないことが明らかになりました。 ○今後の拠点整備計画を策定するにあたって子育て世代の入居ニーズ、復興公営住宅周辺の既存施設との役割分担についても検討していくこととしています。 ○復興公営住宅の整備に伴う広場や集会所を活用した子育てについて語り合える場の設置については、住民意向調査結果から得られた子育て世代の入居ニーズを踏まえて今後検討していく予定です。 ●復興公営住宅に入居される方は、高齢者が多いため、環境を整備して子育て世代が定住できる条件整備を目指します。 ●若年層が定住するには、雇用の確保(仕事)、医療機関、商業施設、の充実や保育施設・託児施設の設置などを始めとして教育環境の整備が求められます。復興公営住宅では住環境は確保できても他の要因が十分でないと定住が進まないため、受入自治体や移転先での周辺住民とのコンセンサスが得られるような取組が求められています。 		

《平成28年度の計画》

○復興公営住宅整備の本格化に合わせ、入居者ニーズを踏まえながら子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備に努めます。

《平成29年度の計画》

○引き続き、入居者ニーズを踏まえながら子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備に努めます。

《平成30年度の計画》

○引き続き、入居者ニーズを踏まえながら子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備に努めます。

69	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iv)「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」において、町民が安心して保健・医療・福祉サービスの提供を受けられるように、受入自治体と協議を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策37に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策37に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策37に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策37に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策37に同じ</p>	

70 71 72 73	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>(iv)「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(70) 規模が大きな「双葉町外拠点」においては、新たな医療・福祉施設の整備の必要性について、県・受入自治体と協議を進めます。</p> <p>(71) 特に多くの町民の受入をお願いする受入自治体に対しては、「双葉町外拠点」の整備にあわせて、当該自治体における保健・医療・介護施設の充実に一層の支援を行うよう、国・県に要請していきます。</p> <p>(72) 双葉町の保健・医療・福祉事業者の再開支援に取り組みます。</p> <p>(73) 介護サービスと住宅の一体整備など高齢者にやさしい施設整備を要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○いわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅への郡立診療所の早期整備に向け、双葉地方市町村圏組合との連携を図り、県、いわき市並びに医師会等との協議を加速します。</p> <p>○いわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅における社会福祉協議会の福祉施設の整備に向けた協議を加速します。</p> <p>○特別養護老人ホームについては、福島県及びいわき市との協議を継続しつつ、大きな課題である人材の確保について、国・県へ引き続き支援を求めながら社会福祉法人による再開を支援しています。</p> <p>○今後、地元医療機関や福祉施設との連携も図っていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅に郡立診療所が設置されることになり、県、いわき市並びに医師会等と早期整備に向け協議を進めています。</p> <p>○いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅における社会福祉協議会の高齢者等サポート拠点の併設に向けた協議を進めています。</p> <p>○特別養護老人ホームせんだんについては、福島県及びいわき市に指導を受け、大きな課題である人材の確保について、国・県へ引き続き支援を求めながら社会福祉法人による再開を支援しています。</p>		

《平成28年度の計画》

- 郡立診療所及び福祉施設の早期整備に向けて、関係機関との協議を加速し進めます。
- 特別養護老人ホームの運営については、人材確保が大きな課題であるので、町民のニーズに応えられるよう社会福祉法人の運営を支援します。
- いわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅への郡立診療所の早期整備に向け、双葉地方市町村圏組合との連携を図り、県、いわき市並びに医師会等との協議を加速し進めます。
- いわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅における社会福祉協議会の福祉施設の整備に向けた協議を加速し進めます。
- 特別養護老人ホームについては、福島県及びいわき市との協議を継続しつつ、大きな課題である人材の確保について、国・県へ引き続き支援を求めながら社会福祉法人による再開を支援します。
- 今後、地元医療機関や福祉施設との連携も図ります。

《平成29年度の計画》

- 郡立診療所、福祉施設、特別養護老人ホームの運営の充実を図ります。
- 郡立診療所の運営については、郡医師会が主体となるので、設置者である双葉地方広域市町村圏組合と連携を図っていきます。
- 福祉施設の運営については、社会福祉協議会と協議を図っていきます。

《平成30年度の計画》

- 郡立診療所、福祉施設、特別養護老人ホームの運営の充実を図ります。
- 郡立診療所の運営については、郡医師会が主体となるので、設置者である双葉地方広域市町村圏組合と連携を図っていきます。
- 福祉施設の運営については、社会福祉協議会と協議を図っていきます。

74 75	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組 【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】 ②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備 (v)「双葉町外拠点」における教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(74) 規模が大きな「双葉町外拠点」における学校（幼稚園、小学校、中学校）の整備については、国・県・受入自治体との協議を踏まえて、その必要性について検討します。</p> <p>(75) 「双葉町外拠点」に学校を設置する際には、より多くの子どもたちを集約できるようにするため、町独自の新たな教育方針・教育提供内容を打ち出していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策43・44に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策43・44に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策43・44に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策43・44に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策43・44に同じ</p>	

76	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組</p> <p>【町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組】</p> <p>②「双葉町外拠点」（仮の町）の整備</p> <p>（v）「双葉町外拠点」における教育環境の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」において学校の設置が難しい場合には、集会施設を活用して、子どもたちの学習支援や双葉町の歴史・伝統・文化の教育機会を設けることを検討し、町独自の地域教育に取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策49に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策49に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策49に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策49に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策49に同じ</p>	

77	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>生活支援課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難先における自治組織の立ち上げを促進します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉町復興支援員の協力を得て、福島県内外で自治会がない地域における自治会組織の設立、運営についての支援を行い、各自治会が今後自立できるよう指導を行っていきます。 ○既存の自治会の活動内容に係る広報内容の充実と自治会への加入を促す広報を実施していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島市、郡山市、白河市、会津若松市、いわき市、猪苗代町に10箇所の応急仮設住宅があり、平成25年度は各応急仮設住宅に自治会がありましたが、平成27年度は1箇所の応急仮設住宅の自治会が解散、1団体が活動休止の状態で、3団体に減りました。 ○1箇所の応急仮設住宅で、自治会の再構築についての住民集会を開催しましたが、リーダー及び協力者の不在が主な原因であり、再構築についての理解は示されませんでした。 ○福島県内（県北・県中・県南・いわき地区）、新潟県柏崎市、宮城県仙台市、茨城県つくば市、埼玉県加須市の借上げ住宅に入居されている住民による自治会は8団体が活動を行っています。 ○応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会の相互の共助、協調、協働による相互間の連絡連携を密にして地域活動を行うことによる、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とした「応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会連絡協議会」を平成27年8月27日に開催しました。 ○自治会の活動と加入を促す広報については、施策90及び91において記載しています。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島県内外で自治会がない地域における自治会組織の設立、運営についての支援を行い、各自治会が今後自立できるよう指導を行っていきます。 ○既存の自治会の活動内容に係る広報内容の充実と自治会への加入を促す広報を実施していきます。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島県内外で自治会がない地域における自治会組織の設立、運営についての支援を行い、各自治会が今後自立できるよう指導を行っていきます。 ○既存の自治会の活動内容に係る広報内容の充実と自治会への加入を促す広報を実施していきます。 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島県内外で自治会がない地域における自治会組織の設立、運営についての支援を行い、各自治会が今後自立できるよう指導を行っていきます。 ○既存の自治会の活動内容に係る広報内容の充実と自治会への加入を促す広報を実施していきます。 	

78	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民有志によるNPO法人等の設立を支援します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○復興支援員による町内のコミュニティづくりへの支援の一環として、町民有志によるNPO法人の設立の動きがあった際には、県内支援組織や専門家のあっせんなどを行っていきます。</p> <p>○その他の支援のあり方については、担当課の整理を行ったうえで対応を検討していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町内有志によるNPO法人等の設立の動きは、現状ではありません。 ●復興支援員が町内のコミュニティづくりの支援をする中で、NPO法人等の設立についてのニーズの把握に努めています。しかし、これまで設立のニーズはありません。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○復興支援員による町民のコミュニティづくりへの支援の一環として、NPO法人等の設立に関する情報提供や啓発を目的とした講演会・シンポジウムなどの開催を検討し、町民ニーズを踏まえて実施します。</p> <p>○NPO法人の活動を支援する中間支援組織「特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク」などとの連携を検討していきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○コミュニティづくりの担い手となる町民有志によるNPO法人等の設立支援や新たな人材発掘・育成を支援する仕組みについて検討します。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○コミュニティづくりの担い手となる町民有志によるNPO法人等の設立支援や新たな人材発掘・育成を支援する仕組みについて検討します。</p>	

79	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p> <p style="text-align: right;">67 ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">総務課（行政区） 生活支援課（自治会）</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>双葉町当時の地域のきずなの維持を図るため、行政区組織及び自治会組織の在り方について検討を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>（総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被災前の町民のコミュニティ維持のため、行政区総会に参加しやすい環境づくりに努めていきます。 ○そのため、行政区総会助成金及び町民の集い事業を実施します。 ○交流に係る交通費の軽減のため、高速道路の無料化の継続を要望します。 <p>（生活支援課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会連絡協議会等で自治会役員報償に関する検討を行います。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>（総務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政区総会に参加しやすい環境づくりに努めています。 <ul style="list-style-type: none"> ・行政区総会助成金を支給しました。（参加者1人当たり会場までの距離（往復）40km以下：一律1,000円、41km以上399km以下：距離1kmあたり250円、400km以上：一律10,000円 平成26年4月1日施行） ・行政区総会に併せて町民の集い事業（講演会）を実施しました。その際の講師謝金等について、復興庁の予算を活用しました。 ・移動経費を軽減するための高速道路の無料化措置の継続を要望しました。（平成26年7月16日、11月26日 復興庁、国土交通省） ・平成27年2月10日に高速道路の無料措置が平成28年3月31日まで延長されました。 ・今後の高速道路無料措置の延長について、平成27年6月24日・25日に双葉地方町村会・双葉地方町村議会議長会で、平成27年12月16日には双葉町・双葉町議会で復興庁・国土交通省等の関係省庁に「帰還できるまで延長する」ことを要望しました。 ・平成27年度においては、12行政区で総会が開催されています。（平成28年1月31日現在） 		

(生活支援課)

- 平成27年8月27日に「応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会連絡協議会」を開催し、運営補助金及び役員報償等に関する協議を行い、応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会長に意向調査を実施しました。
- 平成27年10月22日に2回目の「応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会連絡協議会」を開催し、意向調査結果内容に基づき、平成28年度の運営補助金に関し、役員報償を含む均等割、世帯割で補助金を交付する考えを示しました。
- 町民の交流施設を町直営で設置しました。
 - ・県内拠点：すでに開設している郡山、加須に加えて、町民交流施設「ふたぱーく」（いわき市錦町地内）を平成27年7月1日に開設。
 - 町民交流施設「せんだん広場」（郡山市御前南地内）に平成26年4月1日に開設。
 - 町民交流施設「ふたば交流広場」（加須市中種足地内）に平成26年8月18日に開設。

《平成28年度の計画》

(総務課)

- 町民のコミュニティ維持のため、行政区総会に参加しやすい環境づくりに努めていくとともに、行政区総会の開催に対する助成を継続して実施します。
- 交流に係る交通費の軽減のため、高速道路の無料化の継続を要望します。

(生活支援課)

- 町の自治会でも、借上げ、仮設、自宅再建の別にかかわらず加入できるよう、自治会の名称を変更しています。「応急仮設住宅及び借上げ住宅自治会連絡協議会」の名称変更を実施します。
- 復興公営住宅の整備状況を踏まえて、自治会組織の見直しを検討します。
- 自治会組織のあり方に関して、組織の見直しを検討することにより、自治会の活性化や自立化を図ります。
- 自治会間の交流を積極的に推進することにより、自治会の活性化や自立化を図ります。
- 自治会運営補助金の利活用を促進するため、制度の周知に努めます。

《平成29年度の計画》

(総務課)

- 平成28年度と同様に事業を実施していきます。

(生活支援課)

- 復興公営住宅の整備状況を踏まえて、自治会組織の見直しを検討するとともに自治会間の交流を促進し、自治会の活性化や自立化を図ります。

《平成30年度の計画》

(総務課)

- 平成29年度と同様に事業を実施していきます。

(生活支援課)

- 復興公営住宅の整備状況を踏まえて、自治会組織の見直しを検討するとともに自治会間の交流を促進し、自治会の活性化や自立化を図ります。

80	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>住民生活課(ソフト)</p> <p>産業建設課(イベント)</p> <p>教育総務課(スポーツ)</p> <p>健康福祉課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民主体による交流イベントの企画に対する支援の仕組みを構築します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>(住民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県の補助事業や、支援団体の事業などを紹介していきます。また、県外での交流会などの情報を提供していきます。 ○町主体の避難者交流会について、避難者が100名を超えている7都県での企画、開催を目指していきます。 <p>(産業建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町の祭り・イベント事業補助金」により、ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。 ○平成26年度に再開した双葉町観光協会と連携して、さらなる商品開発とその普及に努めます。 ○引き続き、伝統ある双葉町ダルマ市、相馬野馬追等の維持発展とともに、名産品復活事業等への支援に取り組んでいきます。 ○ふたばダルマを素材とした「ダルマ提灯」「ダルमारウソク」等を制作・活用し、町民のきずなの維持・発展に努めます。 <p>(教育総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体育協会の承認を受けて、双葉郡スポーツ交流大会・県民スポーツ大会・市町村対抗軟式野球大会・市町村対抗ソフトボール大会・市町村対抗縦断駅伝大会に双葉町チームとして参加できるよう支援するとともに、こうしたスポーツイベントが町民の交流の機会となるよう取り組みます。 ○「NPO法人双葉ふれあいクラブ」の活動再開決定を受けて、生涯スポーツ事業等を同法人に委託し連携して行います。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>町民主体による交流イベントの企画に対する支援として、以下の仕組みを進めてきました。</p> <p>(住民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県の補助事業や、支援団体の事業などを紹介しています。また、県外での交流会などの情報を提供しています。 ○県外での避難者交流会にも職員のほかに、復興支援員も参加してその支援の幅を広げています。 ○町主体の避難者交流会については、7月4日、神奈川県で双葉町交流会ふるさとの集いを行いました。(かながわ避難者と共にあゆむ会と共催) 2月20日には東京都中野サンプラザで交流会を開催しました。 		

(産業建設課)

○伝統ある双葉町ダルマ市への集客、相馬野馬追等の保存及び振興発展に取り組んでいます。

【平成27年度】 双葉町ダルマ市（双葉町祭り・イベント事業補助金交付 1団体、双葉町観光協会への見学者送迎事業補助）

相馬野馬追（相馬野馬追祭出場者助成金交付 6件、相馬野馬追出場者補助金 1団体）（平成28年1月末現在）

○双葉町観光協会が、いわき市南台応急仮設住宅での盆踊り会場に、「巨大ダルマ」と「双葉ダルマ提灯」を展示し、来場者をお迎えしました。

○双葉町観光協会が巨大ダルマを製作し、ダルマ市で5年ぶりにダルマ引き合戦が行われました。

○双葉町観光協会が製作した「双葉ダルマ提灯」を外部のイベントへ貸出しを始めました。

○双葉町観光協会が、平成28年2月20日に開催された「双葉町民交流会 in 東京」に、「双葉ダルマ提灯」を展示し、双葉ダルマをモチーフにしたノベルティを配布しました。

(教育総務課)

○町体育協会臨時総会（平成27年2月15日開催）において、「NPO法人双葉ふれあいクラブ」への事業委託の事業計画についての審議を行いました。

○平成27年度から「NPO法人双葉ふれあいクラブ」が活動を再開しました。生涯スポーツ事業等を同クラブに委託し事業を行っています。（No.49に実施の事業を記載）

≪平成28年度の計画≫

(住民生活課)

○県の補助事業や、支援団体の事業などを紹介していきます。また、県外での交流会などの情報を提供していきます。

○町主体の避難者交流会を企画するほか、県外での避難者交流会に職員派遣し、復興支援員とも連携して支援の幅を広げていきます。

(産業建設課)

○引き続き、伝統ある双葉町ダルマ市の開催、相馬野馬追保存及び振興発展への支援とともに、双葉町観光協会の取組む事業への支援を行っていきます。

○「双葉町の祭り・イベント事業補助金」により、ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援していきます。

○ふたばダルマを素材とした「ダルマ提灯」等を制作・活用し、町民のきずなの維持・発展に努めます。

○双葉町観光協会が製作した「双葉ダルマ提灯」や「巨大ダルマ」などを、他のイベントで活用するなどして「双葉町＝ダルマ」というイメージを形成していきます。

○双葉町観光協会が製作している「双葉ダルマ提灯」などを活用した、参加型の取組（トートバックの製作など）を行い、親子連れの集客を図ります。

●ダルマ市の催事で、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催の芸能発表会と、教育委員会主催の民俗芸能発表会が行われているところですが、引き続き、主催者との調整・連携が課題です。

(教育総務課)

○継続的に支援及び連携を行うとともに、町民からの意見を拝聴しながら実施します。

○「NPO法人双葉ふれあいクラブ」への委託・同法人との連携を通じて、多くの町民が参加可能なスポーツ事業を検討して実施します。

○体育協会の承認を受けて、市町村対抗軟式野球大会・市町村対抗縦断駅伝大会・市町村対抗ソフトボール大会に双葉町チームとして参加できるよう支援するとともに、こうしたスポーツイベントが町民の交流の機会となるよう、引き続き取り組みます。

(健康福祉課)

- 高齢者を敬い、コミュニケーションの場づくりとして敬老会を再開します。
- 就学前の幼児を持つ母親を対象に子育てへの不安・悩みなどの解消とコミュニケーションの場づくりとしてママサロンを開催します。

《平成29年度の計画》

(住民生活課)

- 県の補助事業や、支援団体の事業などを紹介していきます。また、県外での交流会などの情報を提供していきます。
- 県外での避難者交流会に職員派遣のほかに、復興支援員とも連携して支援の幅を広げていきます。

(産業建設課)

- 引き続き、伝統ある双葉町ダルマ市の開催、相馬野馬追保存及び振興発展への支援とともに、双葉町観光協会の取組む事業への支援を行っていきます。
- 「双葉町の祭り・イベント事業補助金」により、ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します
- 「双葉ダルマ提灯」を活用して、町民のきずなの維持・発展に努めます。

(教育総務課)

- 継続的に支援及び連携を行うとともに、町民からの意見を拝聴しながら実施します。
- 「NPO法人双葉ふれあいクラブ」への委託・同法人との連携を通じて、多くの町民が参加可能なスポーツ事業を検討して実施します。

(健康福祉課)

- 平成28年度の評価により敬老会及びママサロンの開催継続を検討します。

《平成30年度の計画》

(住民生活課)

- 県の補助事業や、支援団体の事業などを紹介していきます。また、県外での交流会などの情報を提供していきます。
- 県外での避難者交流会に職員派遣のほかに、復興支援員とも連携して支援の幅を広げていきます。

(産業建設課)

- 引き続き、伝統ある双葉町ダルマ市の開催、相馬野馬追保存及び振興発展への支援とともに、双葉町観光協会の取組む事業への支援を行っていきます。
- 「双葉町の祭り・イベント事業補助金」により、ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します
(勿来酒井地区での復興公営住宅が完成した場合、住宅敷地内での開催を検討していきます)
- 「双葉ダルマ提灯」を活用して、町民のきずなの維持・発展に努めます。

(教育総務課)

- 継続的に支援及び連携を行うとともに、町民からの意見を拝聴しながら町民との協働・連携の取組を実施します。
- 「NPO法人双葉ふれあいクラブ」への委託・同法人との連携を通じて、多くの町民が参加可能なスポーツ事業を検討して実施します。

(健康福祉課)

- 平成29年度の評価により敬老会及びママサロンの開催継続を検討します。

81	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>各地で開催される交流イベントの情報提供を行います。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報ツールを活用して、県内外に住む町民に対するイベントの開催情報を提供します。 ○交流イベントについては、双葉町民だけでなく受入自治体の住民との交流の様子など幅広い情報を収集するとともに、町民に対して参加促進を呼びかけます。 ○今後も復興支援員などが直接交流イベントに参加し、イベントの様子をフェイスブックなどのソーシャルメディアや「ふたばのわ」などの紙媒体も活用して迅速に紹介します。 ○仮設住宅の集会所を活用したイベントに、仮設住宅以外の方も参加できるように、町からの情報提供を充実します。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交流イベント開催の情報提供：町ホームページ（随時掲載）、メールマガジン（水・金の週2回）、タブレット端末（平成26年9月から配付開始、配布台数は平成28年1月末で1,902台配布済）、FMいわき（毎週土曜日12時15分～12時30分「双葉町情報FMいわき発」（平成26年4月から放送開始、FM聴や町公式YouTubeチャンネルで全国へ配信）にて情報提供を行っています。 ※タブレット端末の導入に伴い、デジタルフォトフレームは、平成26年9月末で配信終了 ○交流イベント開催の様子の情報提供： <ul style="list-style-type: none"> （電子媒体）町ホームページにおいて、ソーシャルメディア（フェイスブック、ツイッター、YouTube）を活用し、交流イベントの様子をお知らせしています。 （紙ベース）広報ふたば、コミュニティ情報紙「ふたばのわ」を月1回発行し、町民相互のコミュニティ情報を発信しています。 ○仮設住宅の集会所等でのイベントに、借上げ住宅や持ち家に住む町民も参加しやすくなるように、町ホームページ、メールマガジン、タブレット端末、FMいわきでの双葉町情報番組を活用して、情報提供を行っています。 ○交流イベントについては、復興支援員が中心となって直接現地に出向き、交流の様子を記事にまとめて、フェイスブックに投稿しています。本年度は、9人の復興支援員が活動しており、このうち2人が加須市に配属となり、県外（主に関東圏）の交流イベントに関する情報収集の充実を図っています。 		

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を反映した広報活動を実施します。
- 広報ツールを活用して、県内外に住む町民に対するイベントの開催情報を提供します。
- 交流イベントについては、双葉町民だけでなく受入自治体の住民との交流の様子など幅広い情報を収集するとともに、町民に対して参加促進を呼びかけます。
- 今後も復興支援員などが直接交流イベントに参加し、イベントの様子をフェイスブックなどのソーシャルメディアや「ふたばのわ」などの紙媒体も活用して迅速に紹介します。
- 町民交流施設等を活用したイベントに、仮設住宅以外の方も参加できるように、町からの情報提供を充実します。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を反映した広報活動を実施します。

《平成30年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を反映した広報活動を実施します。

82	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>高速道路の無料化の継続を国に要請し、町民の交流に係る費用の軽減を目指します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策19に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策19に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策19に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策19に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策19に同じ</p>	

83	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>生活支援課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>県内外の町民・民間団体による町民の交流拠点の設置を支援します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民の交流拠点の設置を継続的に行います。 ○交流拠点を活用した、テーマ別（趣味ごと、年齢ごと等）の集いの企画等やサロン、カフェ等の運営への支援を実施します。 ○町民交流施設の利活用について、町民、復興支援員等とともに検討し、コミュニティ支援等を行います。また、新たな地域での町民交流施設の設置を検討します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>(県内)</p> <p>○平成28年1月末現在の町民交流施設「せんだん広場」（郡山市）の利用状況は、利用者数（延べ人数）1,873人、イベント回数（延べ回数）166回で、イベントや町民による自主的な活動や交流の場として利用されています。 ※主なイベント：民謡教室、編み物教室、将棋サークル等</p> <p>○平成27年7月1日に町民や地域の方々との交流を図る拠点として、福島県いわき市錦町地内に町民交流施設「ふたば一く」を開設しました。 平成28年1月末現在の町民交流施設「ふたば一く」（いわき市）の利用状況は、利用者数（延べ人数）544人、イベント回数（延べ回数）48回で、イベントや町民による自主的な活動や交流の場として利用されています。 ※主な手芸教室、健康体操等</p> <p>(県外)</p> <p>○平成28年1月末現在の町民交流施設「ふたば交流広場」（加須市）の利用状況は、利用者数（延べ人数）1,719人、イベント回数（延べ回数）127回で、イベントや町民による自主的な活動や交流の場として利用されています。 ※主なイベント：子供交流勉強会、子供陶芸教室、パソコン教室等</p> <p>●町民交流施設の利用者も年々増えつつある一方、いずれの開設場所も交通機関の利便性が悪く、利用スペースも狭いといった課題を抱えていますが、利用者と共に知恵を絞りながら、少しでも満足していただける運営を目指します。</p>		

《平成28年度の計画》

- 町民の交流拠点の設置を継続的に行います。
- 町民交流施設の利活用について、町民、復興支援員等とともに検討し、コミュニティ支援等を行います。
- 町民交流施設の利用者等の意見を集約しながら、施設の利活用等の見直しを行います。
- 交流拠点を活用した、テーマ別（趣味ごと、年齢ごと等）の集いやサロン、カフェ等の運営への支援を実施します。

《平成29年度の計画》

- 平成28年度と同様に事業を実施していきます。

《平成30年度の計画》

- 平成29年度と同様に事業を実施していきます。

84	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興公営住宅等の整備にあわせて、地域の町民同士がいつでも集まれる場の設置に取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○復興公営住宅に併設する集会所の機能の充実を県等に要請していきます。</p> <p>○特に、いわき市南部（勿来地区）については、町民全体のコミュニティの拠点となるよう、多様な機能を持った集会施設を要望していきます。それ以外の地区についても、復興公営住宅に併設される集会所が、その地域に住む町民の交流の場となるよう、運営の在り方を、県・受入自治体・関係町村と協議をしていきます。そのうち、郡山市については、小規模の復興公営住宅が分散して整備されるため、交流拠点の在り方について、他の町とも連携して検討を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策52から54に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策52から54に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策52から54に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策52から54に同じ</p>	

85	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興支援員制度を活用して、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総務省の復興支援員制度を活用し、引き続き双葉町復興支援員を福島県内外へ10名配置します。 ○双葉町復興支援員が仮設住宅自治会や借上げ自治会の定例会等を訪問し、自治会の事務局機能強化、自治会員がやってみたいことの実現等に向けて、活動していきます。 ○併せて、町民同士の交流機会を確保する手法や自治会・交流施設の設立等についての支援方法を検討していきます。 ○町が整備する交流施設の活用方法を検討していきます。 ○避難先でのコミュニティづくりのために、仲介役となる人材の確保・育成について、地元のNPO団体等と連携しながら検討していきます。 ○SNS（フェイスブック）のグループを活用し、若手の協議会等の設立を検討していきます。 ○復興支援員制度の期間は、概ね1年以上最長5年とされていることから、事業の継続を国へ要望していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年8月から総務省の復興支援員制度を活用し、双葉町復興支援員を福島県内外へ9名配置*しています。（※1名募集中） <ul style="list-style-type: none"> *配置先 ふたば一く（いわき市）：広報担当3名、コミュニティ担当2名、郡山支所：コミュニティ担当2名、双葉町復興支援員埼玉事務所（埼玉県加須市）：コミュニティ担当2名 ○双葉町復興支援員が仮設住宅自治会や借上げ自治会の定例会等を訪問し、自治会の事務局機能強化、自治会員がやってみたいことの実現等に向けて活動しています。また、やってみたいことの実現に向けて、外部支援団体等を紹介しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・白河市や埼玉県加須市では町民の要望を復興支援員が支援し、「男の料理教室」などを開催しました。 ・県北ふたば会や県中地区自治会の要望を支援し、他自治会（県南双樹会など）との交流会を開催しました。 ○町民同士の交流機会を確保する手法や自治会・交流施設の設立等についての支援を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都では「東京都で町民グループを立ち上げたい」という町民の要望を復興支援員が支援し、平成27年9月に「東京ふれあい双葉会」を設立しました。 ○避難先でのコミュニティづくりのために、仲介役となる人材の確保・育成について、地元のNPO団体等と連携しながら検討しています。 ○若手の協議会等の設立については、双葉町の復興の担い手となる若者の発掘・育成を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・これまで復興支援員主催で、町について話す「ふたばしゃべり場」、町の今を知る「ふたば×いわきスタディツアー」、町に関わる「ぐるぐるユニット」を開催し、若手のキーパーソンとの交流を図り、若者による企画推進協議会の設立を進めています。 ●復興支援員制度は平成32年度末まで継続することが決まりましたが、復興支援員の活動を持続可能にする仕組み作りが課題です。 		

《平成28年度の計画》

- 引き続き、復興支援員制度を活用し、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。
- 総務省の復興支援員制度を活用し、引き続き双葉町復興支援員を福島県内外へ8名配置します。
- 双葉町復興支援員が仮設住宅自治会や借上げ自治会の定例会等を訪問し、自治会の事務局機能強化、自治会員がやってみたいことの実現等に向けて、活動していきます。
- 復興支援員制度を活用し、町民同士の交流機会を確保する手法や自治会・交流施設の設立等についての支援方法を検討していきます。
- 町が整備する交流施設の活用方法を検討していきます。
- 避難先でのコミュニティづくりのために、仲介役となる人材の確保・育成について、地元のNPO団体等と連携しながら検討していきます。
- SNS（フェイスブック）のグループを活用し、若手の協議会等の設立を検討していきます。

《平成29年度の計画》

- 平成28年度と同様に事業を実施していきます。

《平成30年度の計画》

- 平成29年度と同様に事業を実施していきます。

86	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>67ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>コミュニティ支援に関する各種助成制度などをデータベース化し、紹介できる仕組みを構築します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○コミュニティ支援に関する各種助成制度については、担当所管課を通じて関係団体等へ紹介するよう取り組んでいきます。 ○復興庁が運営するホームページ「復旧・復興支援制度情報」を町公式ホームページと連携（リンク）させ、情報提供の充実を図っていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○コミュニティ支援に関する各種助成制度については、担当所管課（住民生活課、教育総務課など）を通じて関係団体等へ紹介するよう取り組んでいます。 ○復興庁が運営するホームページ「復旧・復興支援制度情報」を町公式ホームページと連携（リンク）させ、情報提供の充実を図っています。 ●各種助成制度を一覧に整理し紹介できる仕組みについては、各種助成制度の申請受付が直前にならないと通知がなく、また申請受付期間が短いため、年度当初に一覧で整理することは困難です。そのため、情報提供の充実が課題です。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○コミュニティ支援に関する各種助成制度については、担当所管課を通じて関係団体等へ紹介するよう取り組んでいきます。 ○復興庁が運営するホームページ「復旧・復興支援制度情報」を町公式ホームページと連携（リンク）させ、情報提供の充実を図っていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○各種助成制度の積極的な情報提供を継続します。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○各種助成制度の積極的な情報提供を継続します。</p>	

87	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ①町民の交流機会の確保</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>67ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>コミュニティ関連の補助制度の維持・拡充を国・県等に要請し、町民の自立的なコミュニティ・きずなの維持のための活動費用の確保に努めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○コミュニティ関連の補助制度については、町民の意向を確認しながら担当所管課と連携し、関係団体等の町民の自立的なコミュニティ・きずなの維持のための活動費用の財源となる福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業等の拡充について国・県等へ要請し、予算の確保に努めていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○コミュニティ関連の補助制度については、担当所管課と連携し、関係団体等の町民の自立的なコミュニティ・きずなの維持のための活動費用の財源となる福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業等の拡充について国・県等へ要請し、予算の確保に努めています。</p> <p>○福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業を活用してコミュニティ・きずな維持のための事業を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民のきずな維持のために町民へタブレット端末（ICTきずな支援システム）を配布しました。（平成26年9月から配布開始） ・小学生、中学生、高校生が再会し、きずなを維持するために「集まれふたばっ子」を開催しました。（平成27年8月） 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○コミュニティ関連の補助制度については、町民の意向を確認しながら担当所管課と連携し、関係団体等の町民の自立的なコミュニティ・きずなの維持のための活動費用の財源となる福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業等の拡充について国・県等へ要請し、予算の確保に努めていきます。</p> <p>○新たな交付金制度等の活用については、町民の意向を確認しながら担当所管課と連携し、予算の確保に努めていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町民の意向を確認しながら、必要な活動費用の確保に努めます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○町民の意向を確認しながら、必要な活動費用の確保に努めます。</p>	

88	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>②町民同士が連絡を取り合うことができる仕組みの構築</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>電話帳の作成について、町民のニーズを調査し、その必要性を検討します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○状況の変化を踏まえて、ニーズに応じた対応をしていきます。</p> <p>○個人連絡先の情報提供は、これまで同様、個人情報保護の観点から、町民からの照会を受け、町で相手先へ提供確認したうえでお知らせしていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○アンケートの結果を踏まえ議会とも相談した上で、平成26年度において当該事業の見合わせの結論に至りました。なお、個人連絡先の情報提供は、これまで同様、個人情報保護の観点から、町民からの照会を受け、町で相手先へ提供確認したうえでお知らせしています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○個人連絡先の情報提供は、これまで同様、個人情報保護の観点から、町民からの照会を受け、町で相手先へ提供確認したうえでお知らせしていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○個人連絡先の情報提供は、これまで同様、個人情報保護の観点から、町民からの照会を受け、町で相手先へ提供確認したうえでお知らせしていきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○個人連絡先の情報提供は、これまで同様、個人情報保護の観点から、町民からの照会を受け、町で相手先へ提供確認したうえでお知らせしていきます。</p>	

89	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>②町民同士が連絡を取り合うことができる仕組みの構築</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民同士が気軽に連絡が取れるような情報端末（タブレット端末等）の活用を検討を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策96に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策96に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策96に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策96に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策96に同じ</p>	

90	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>69ページ</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町の情報や町民の活動状況など町民のみなさんが知りたい情報をより多く提供できるよう広報紙等を充実させます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後も広報ふたば、町ホームページ、タブレット情報端末の掲載記事については、担当所管課の協力を得ながら、記事の充実と迅速な広報を目指します。</p> <p>○紙ベースでの広報には時間を要することから、広報ふたばと町ホームページでの記事掲載とを併用しながら、迅速かつ確実な広報を行っていきます。</p> <p>○復興支援員の取材によるコミュニティ情報紙「つなげよう つながろう ふたばのわ」を継続して発行し、企画も含め紙面の充実を図ります。（毎月1回15日発行）</p> <p>○インターネットが使えない人や苦手な人に配慮し、広報紙などの紙媒体の情報提供を充実します。</p> <p>○地域コミュニティFM放送（FMいわき）を活用した情報発信を継続して行い、全国に避難している町民が視聴できるように、「双葉町公式ユーチューブチャンネル」とタブレット端末での発信を行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町からの情報発信の手段として、広報ふたば、コミュニティ情報紙「ふたばのわ」の発行、町ホームページやタブレット端末（平成26年9月から配付開始、配布台数は平成28年1月末で1,902台配布済）等を活用しています。※タブレット端末の導入に伴い、デジタルフォトフレームは、平成26年9月末で配付終了</p> <p>○町の復興に向けた重要課題への取組状況、交流イベントなどの記事を掲載し、それぞれの広報媒体の特性を活かした情報提供を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報ふたば（災害版）の発行（毎月1回1日、3,100部発行、26～32ページ、全国に避難する町民各世帯へ配付） （主な掲載記事） <ul style="list-style-type: none"> ・ 町長メッセージ（町の復興に向けた取組状況、中間貯蔵施設への町の対応、国、その他行政経過を紹介）、教育長メッセージ ・ 町の復興への取組（要望活動、双葉町復興町民委員会、原子力損害賠償など） ・ 議会行政報告 ・ 町の行事や話題・各行政区総会や交流会・避難先交流イベントの紹介 ・ 行政情報 ・ 「ふるさと絆通信」で町民の生活の様子や復興への思いなどを紹介 ・ 平成26年1月号から出生、死亡記事の掲載を再開、栄養と生活習慣病 など ・ 平成24年1月号から小学6年生1名ずつ夢と将来の希望を掲載 ・ 平成24年2月号から「双葉の風だより」として町民の方より寄稿文を掲載。 ・ 平成26年5月号から「今月のベストスマイル」として町民の方の笑顔の写真を掲載 ・ コミュニティ情報紙「ふたばのわ」の発行（毎月1回15日、3,100部発行、8ページ、全国に避難する町民各世帯へ配付）※復興支援員の取材による （主な掲載記事） 町民の主体的な活動などを紹介することで、双葉町の繋がりを深め、より多くの方のコミュニティ参加を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各自治会や町民グループの活動（自治会の交流会や伝統芸能保存） ・ スマイルフォト 		

- ・放射線モニタリング情報
 - ・後世に残したい双葉町
 - ・町ホームページの充実（主に、復興の取組状況や行政情報、交流イベント情報などを随時掲載。平成25年8月に町ホームページをリニューアル）
（主な掲載内容）
 - ・「町長の部屋」（町長メッセージ（毎月1回掲載）、町長の活動状況（随時掲載））
 - ・「震災/原子力災害関連情報」
 - ・「新着/更新情報」
 - ・「イベント情報」
 - ・「大切なお知らせ」
 - ・「よく使われる情報」（くらし・手続き、子育て・福祉、震災・災害、その他）
 - ・町の話
 - ・「ソーシャルメディア」（フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ）による情報の提供
 - ・メールマガジンの送信（携帯サイト） など
 - ・タブレット端末（平成28年1月末日現在の配付台数 1,902台）
（主な機能）「きずなシステム」
 - ・ひめくり
 - ・広報ふたば
 - ・まちの話
 - ・町からのお知らせ
 - ・きずな談話室
 - ・インターネット（町ホームページ、ユーチューブチャンネル、議会ライブ中継、フェイスブックページ、ふたば広域ライブカメラなど）
 - ・コミュニティ広場（イベント・交流情報広場、自治会・町民グループ広場、婦人学級広場、趣味広場、ふるさと広場、自由広場） その他マップ、カメラ、動画のアプリなどを搭載
 - ・FMいわきを通じた放送
 - ・平成26年4月5日から毎週土曜日、12時15分から15分間、町民の声や役場からのイベント、お知らせ等を放送している（平成28年1月現在、96回放送）
- 定期的発送は厳選したものに限り、重要な情報は別便とするなどの工夫をすることにより、複数の資料送付による混乱や重要情報の見落としを防ぐよう配慮していきます。
- 紙媒体での広報は、年代を問わず有効な広報手段となることから、今後も町民の意見を踏まえて、広報紙面の充実を図っていきます。
- 町ホームページについては、手軽に情報提供ができる電子媒体としての特性を活かし、「町長の部屋」などの記事内容の充実と、迅速な広報を目指します。
- タブレット端末については、電子媒体の特性である双方向でのコミュニケーション機能を活用し、機器の利用促進と町民相互の交流の確保を図ります。

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を反映した広報活動を実施するとともに、内容の充実を図ります。
- 今後も広報ふたば、町ホームページ、タブレット情報端末の掲載記事については、担当所管課及び復興支援員の協力を得ながら、記事の充実と迅速な広報を目指します。
- 紙ベースでの広報には時間を要することから、広報ふたばと町ホームページでの記事掲載とを併用しながら、迅速かつ確実な広報を行っていきます。
- 広報誌「広報ふたば」、復興支援員の取材によるコミュニティ情報紙「つなげよう つながろう ふたばのわ」を継続して発行し、企画も含め紙面の充実を図ります。（毎月1回15日発行）
- インターネットが使えない人や苦手な人に配慮し、広報紙などの紙媒体の情報提供を充実します。
- 地域コミュニティFM放送（FMいわき）を活用した情報発信を継続して行い、全国に避難している町民が視聴できるように、「双葉町公式ユーチューブチャンネル」とタブレット端末での情報発信を行います。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を反映した広報活動を実施するとともに、内容の充実を図ります。

《平成30年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を反映した広報活動を実施するとともに、内容の充実を図ります。

91	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「広報ふたば」において町民のみなさんの避難先での活動状況等を取材して掲載します（ふるさと絆通信）。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後も町民の意見を踏まえて、「ふるさと絆通信」の記事内容の充実を図ります。 ○「ふるさと絆通信」の増刊号の発行を、引き続き検討します。 ○「ふるさと絆通信」のほか、「ふたばのわ」でもいろいろなグループ活動や婦人学級など様々な取組を取材して掲載していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報ふたばにおいて、「ふるさと絆通信」のコーナーを設け、町民が避難された時の状況や避難先での現在の活動の様子、復興への思いなどを紹介*しています。 *平成25年5月号から毎月連載（町民の方5人を紹介）し、平成26年5月号～平成28年1月号まで 105人を掲載しました。 *5人のうち、行政区長や自治会長1人、若者1人、事業再開者1人を掲載しています。 ○「ふるさと絆通信」の連載により、町民同士のきずなの維持・発展につながっています。 ○特に、ホームページとは違って紙ベースでの情報提供となることから、誰でも読むことができるという特性を活かしながら、さらに記事内容の充実を図っています。 ○「ふるさと絆通信」の増刊号の発行については、発行時期も含め検討しています。 ○「ふるさと絆通信」のほか、「ふたばのわ」でもいろいろなグループ活動や婦人学級など様々な取組を取材して掲載しています。 ※自治会活動、行政区総会報告については相手方より寄稿文、写真等を送付いただき掲載しています。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民の意見を踏まえて、「ふるさと絆通信」などの記事内容の充実を図ります。 ○「ふるさと絆通信」のほか、「ふたばのわ」でもいろいろなグループ活動や婦人学級など様々な取組を取材して掲載していきます。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民の意見を踏まえて、「ふるさと絆通信」などの記事内容の充実を図ります。 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民の意見を踏まえて、「ふるさと絆通信」などの記事内容の充実を図ります。 	

93	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町のホームページの高度情報化（動画などの映像配信等）を図ります。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後も町長からのメッセージ、議会本会議の生中継、町行事、交流会イベントなどの様子を動画配信していきます。 ○交流イベントの取材にあたっては、復興支援員を活用します。 ○動画配信の提供後の利用者の反応を見ながら、動画配信の対象範囲の拡大や、配信頻度を増やしていくことにも取り組んでいきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○「双葉町公式YouTubeチャンネル」で動画配信を行っています。 ○これは、情報提供の円滑化と充実化を図るとともに、町民のきずな及びコミュニティを維持・発展していくことを目的に、動画配信を行っているものです。 ・双葉町の復旧・復興の取組等の行政情報 ・町民の生活支援・コミュニティ支援に関する情報 ・その他緊急情報及び必要とされる情報 （動画配信の取組） ・双葉町ダルマ市、双葉町成人式、双葉駅伝チーム応援メッセージなど各種行事・イベント ・双葉町情報、FMいわき発 ・双葉町議会定例会（町長の行政報告、一般質問等） ※復興支援員が交流イベント、町行事の取材を行っています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、町民の意見を踏まえホームページ（動画配信）の内容の充実を図ります。 ○今後も町長からのメッセージ、議会本会議の生中継、町行事、交流会イベントなどの様子を動画配信していきます。 ○交流イベントの取材にあたっては、復興支援員を活用します。 ○動画配信の提供後の利用者の反応を見ながら、動画配信の対象範囲の拡大や、配信頻度を増やしていくことにも取り組んでいきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、町民の意見を踏まえホームページ（動画配信）の内容の充実を図ります。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、町民の意見を踏まえホームページ（動画配信）の内容の充実を図ります。</p>	

94	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課 住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>WEBカメラによる町内の映像をホームページにおいて提供します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後も継続して町内の映像をホームページにおいて提供していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○町ホームページで町内の映像を提供しています。</p> <p>(WEBカメラについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふたば広域ライブカメラ」が、双葉町内に16箇所設置されています。(事業主体：双葉地方広域市町村圏組合) (設置箇所) 長塚第二分団屯所前、高万迫、前田橋付近、駅西側付近、鴻草信号機交差点付近、新山第一分団屯所前、中田公民館付近、羽鳥公民館付近、長塚二公民館付近、渋川公民館付近、寺松公民館付近、下長塚公民館付近、郡山公民館付近、前田反町付近、郡山谷地付近、蓬田地区交差点付近 ・「ふたば広域ライブカメラ」は、高速ネットワークを利用したカメラ映像・センサ情報の収集により、「ふるさとのいま」をリアルタイムに避難住民に届けることで、「いつでも故郷が見える」安心感を提供しています。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○今後も継続して町内の映像をホームページにおいて提供していきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、町内の映像を提供していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、町内の映像を提供していきます。</p>	

95	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>ソーシャルメディアを活用して町民と町との間で双方向のコミュニケーションを可能とする仕組みを構築します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後も復興支援員を活用し、ソーシャルメディアの適正な運用を図りながら、迅速かつ適切な情報の提供を行います。 ○フェイスブックについては、交流イベントなど情報発信を積極的に行っていきます。また、内容の充実を図りながら「いいね」を獲得していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成25年8月の町ホームページのリニューアルに合わせ、ソーシャルメディア（フェイスブック、ツイッター、ユーチューブ）を活用しています。ソーシャルメディアの特性を活かして、迅速な広報を行っています。</p> <p>（フェイスブック取組事例）「双葉町公式フェイスブックページ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いいね」297人（平成26年2月28日現在）→857人（平成28年1月末現在）※560人増 ・（最近の取組） <ul style="list-style-type: none"> 町長メッセージ、交流サロンの情報、 地域コミュニティにおけるイベント情報： 広報紙：ふたばのわ【最新号】の紹介、など <p>（ツイッター取組事例）「双葉町公式ツイッター」</p> <p>情報提供の円滑化と充実化を図るとともに、町民の絆及びコミュニティを維持、発展していくことを目的に様々な情報を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流イベント、町行事などのお知らせを提供しています。（町公式ホームページ、フェイスブックと連動） ・フォロワー 92人（平成26年2月28日現在）→296人（平成28年1月末日現在）※204人増 <p>（ユーチューブ取組事例）「双葉町公式ユーチューブチャンネル」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャンネル登録 18人 視聴回数 1,662件（平成26年2月28日現在） →チャンネル登録 358人 視聴回数 83,460件（平成28年1月末日現在）※340人増、81,798件増 ・「動画配信」（施策93）の項目に同じ 		

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえソーシャルメディアの内容の充実を図ります。
- 今後も復興支援員を活用し、ソーシャルメディアの適正な運用・活用を図りながら、迅速かつ適切な情報の提供を行います。
- フェイスブックについては、交流イベントなど情報発信を積極的に行っていきます。また、内容の充実を図りながら「いいね」を獲得していきます。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえソーシャルメディアの内容の充実を図ります。

《平成30年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえソーシャルメディアの内容の充実を図ります。

96	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ③町からの情報提供の円滑化・充実化</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>69ページ</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町の情報を簡単かつ迅速に取得できるような情報端末（タブレット端末等）の活用の検討を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○平成26年度に導入したタブレット端末の利用者への運用サポート*を実施します。 ○特に、高齢者等への講習会*などを充実させ、多くの町民が活用できるように推進します。 *コールセンターの設置、事業者による交流集会（講習を含む）などを実施します。 ○タブレット端末の活用を図るため、各課横断の検討チーム（ICTきずな支援システム庁内検討プロジェクトチーム）会議を開催します。 ○利用状況調査を含めた普及活動を行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○ICTきずな支援システム導入事業（タブレット情報端末の貸与）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（事業目的）ICT（情報通信技術）を活用し、円滑かつ充実した情報提供に資するとともに、町民と町及び町民同士の双方向のコミュニケーションを可能とする仕組みを構築すること、また、情報通信端末操作に係る問い合わせ対応のため、コールセンターを設置するなどして、きめ細やかなサポートを行うための体制の整備し、継続的な端末利用促進を図ることを目的としています。 ・（対象者）双葉町民である全ての世帯のうち貸与を希望する世帯（平成23年3月1日以降に転出された世帯も該当。原則避難先1世帯につき1台） ・（システム名称）ICTきずな支援システム ・（事業経過）事業者：株式会社NTTドコモ（平成27年4月1日再契約） *使い易さ、機能等を聞取りし、システム構築に反映 ・（配付状況）平成28年1月末日現在 1,902台 配布済 ・（主な機能）「きずなシステム」 ・ひめくり ・広報ふたば ・まちの話題 ・町からのお知らせ ・きずな談話室 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット（町ホームページ、ユーチューブチャンネル、議会ライブ中継、フェイスブックページ、ふたば広域ライブカメラなど） ・コミュニティ広場（イベント・交流情報広場、自治会・町民グループ広場、婦人学級広場、趣味広場、ふるさと広場、自由広場） 「その他マップ、カメラ、動画のアプリ」など <p>○特に、高齢者など端末の操作に不慣れな方への利用促進が重要な課題です。このため自治会定例会や生活学級、交流サロンなどを活用した操作サポート講習会などの定期的開催や、タブレット端末を活用したコミュニティ集会・交流会などを企画するなど、町民のみなさんの交流機会の創出を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民へのタブレットコミュニティ集会* 第一弾：平成27年5月29日～6月29日（22回：福島県内13回、福島県外9回）179人参加 <ul style="list-style-type: none"> *第二弾：平成27年12月10日～12月28日（13回：福島県内9回、福島県外4回） *システムの機能と主なアプリ機能（マップ、カメラ、動画など）の紹介 *デモンストレーション テーマ「タブレットを利用して旅行プランを立ててみよう」 ・個別相談会：電源の入れ方から各種アプリの使い方など操作に関する説明 		

- 財政負担については、導入経費として情報端末の費用、システム開発経費、さらに運用上のシステム保守費用と通信料の財源措置として「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」を活用しています。
- 町民からの要望に応え、コミュニティ広場のボタン配置や枠組みのカスタマイズ、日めくり町民の写真と一言メッセージを新たに掲載し、利用率の向上を図りました。

《平成28年度の計画》

- タブレット端末の貸与期間が平成29年8月31日までとなっていることから、今後の財政措置等を踏まえ、情報提供のあり方を検討します。
- 平成26年度に導入したタブレット端末の利用者への運用サポート*を実施します。
- 特に、高齢者等への講習会*などを充実させ、多くの町民が活用できるように推進します。
 - *コールセンターの設置、事業者による交流集会（講習を含む）などを実施します。
- 利用状況調査を含めた普及活動を行います。
 - ・タブレット講習会については、自治会や町民グループと相談し、体操や趣味のテーマと組み合わせた講演会を開催します。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、利用者への運用サポートを実施します。
- 利用状況調査を含めた普及活動を行います。
- タブレット端末の貸与期間が平成29年8月31日までとなっていることから、検討結果を踏まえて情報提供を行います。

《平成30年度の計画》

- タブレット端末の貸与期間が平成29年8月31日までとなっていることから、状況に応じて情報提供の方法を検討していきます。

97	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>71ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>清戸迫横穴をはじめ双葉町に所在する文化財の保存・管理を行います。有形文化財の被害状況を調査し、保存、移設、修繕を行います。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「清戸迫横穴保存委員会」（文化庁・県文化財課が委員となっている）を開催して保存について検討を行います。 ○温湿度測定を継続して行い、環境の変化による壁画への影響について調査を実施します。 ○町指定文化財の被害状況と放射線量の調査を実施し、現況の確認、安全な保管場所への移動について所有者と随時協議を行い、レスキューの方法等を検討します。 ○個人・団体等の所有している文化財等については、随時レスキューを実施していますが、作業人員が不足し組織的な活動ができない状況にあるため、「文化財調査委員会」で今後の文化財の保存等に関して検討していきます。 ○今後、県文化財センター白河館に新たな仮設収蔵施設が設置される計画であり、旧相馬女子高校に一時保管されている資料の移動、整理、修復及びデータベース化に向けて取り組んでいきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立文化財機構及び福島県被災文化財等救援本部の支援により、歴史民俗資料館の収蔵資料のレスキューはほぼ終了しました。現在は、随時個人等の文化財レスキューを行い、古文書等資料の整理保存作業を行っています。 ○平成25年6月1日に筑波大学と覚書を交わし、震災経験の記憶・記録を残す目的のため、筑波大学において、震災関係の文書・記録資料等を保全及び調査研究を行っています。 ○資料は、福島県立博物館、旧相馬女子高校の一時保管所及び県文化財センター白河館（まほろん）等仮設収蔵施設に保管しました。 ○「清戸迫横穴保存委員会」（文化庁・県文化財課が委員となっている）を平成28年2月に開催して保存について検討を行います。 ○温湿度測定を継続して行い、環境の変化による壁画への影響について調査を実施しています。 ○町指定文化財の被害状況と放射線量の調査を実施し、現況の確認、安全な保管場所への移動について所有者と随時協議を行い、レスキューの方法等を検討しています。6月に寺内前阿弥陀堂から阿弥陀如来像をレスキューしました。盗難等の不安が少なく、また、比較的線量の低い歴史民俗資料館に一時保管しています。 ○平成26年8月以降にレスキューし歴史民俗資料館に一時保管していた個人（3名）所蔵資料の持ち出しを行い、9月5日・6日の両日ふたパークにおいて、筑波大学と共同で県内外のボランティア約40名の協力を得て、古文書等の除塵、防虫処理、データカード記入、封筒詰め等の整理作業を行いました。12月12日にも同様の整理作業を行いました。 ○個人・団体等の所有している文化財等については、随時レスキューを実施しています。作業人員が不足しているため組織的な活動ができない状況にありますが、ホームページや広報で周知し、情報を収集してレスキューしていきます。（町文化財調査委員会 平成27年12月16日開催） 		

- 今後、県文化財センター白河館に新たな仮設収蔵施設が増設される計画であり、旧相馬女子高校に一時保管されている資料の移動、整理、修復を行う予定です。また、平成24年度から26年度に搬入・保管した資料のデータベース化の作業を行っています。(平成28年2月完了予定)
- 中間貯蔵施設建設予定地内に所在する文化財等は、35遺跡、神社・堂宇6件を確認しております。教育委員会では、「中間貯蔵施設建設予定地内に関する埋蔵文化財等保護・保存の基本方針」(平成27年2月)を策定しました。これを基本として、原因者及び関係機関と協議を行い、適切に保護・保存を進めています。
- レスキューした町指定文化財及び歴史民俗資料館収蔵資料について、ホームページ及びタブレットで公開するための作業を進めています。
- 平成28年2月に、常磐道(仮称)双葉インターチェンジに係る埋蔵文化財の試掘調査を実施しました。

≪平成28年度の計画≫

- 清戸迫横穴など、引き続き、文化財の保存・管理を進めます。また、町HP、タブレットによる公開について検討を行います。
- 「清戸迫横穴保存委員会」(専門の大学教授・文化庁・県文化財課が委員となっている)を開催して保存について、引き続き検討を行います。
- 温湿度測定を継続して行い、環境の変化による壁画への影響について調査を実施します。
- 町指定文化財の被害状況と放射線量の調査を実施し、現況の確認、安全な保管場所への移動について所有者と随時協議を行い、レスキューの方法等を検討します。
- 個人・団体等の所有している文化財等については、随時レスキューを実施していますが、作業人員が不足し組織的な活動ができない状況にあるため、「文化財調査委員会」で今後の文化財の保存等に関して検討していきます。
- 今後、県文化財センター白河館に新たな仮設収蔵施設が設置される計画であり、旧相馬女子高校に一時保管されている資料の移動、整理、修復及びデータベース化を引き続き取り組んでいきます。

≪平成29年度の計画≫

- 引き続き、文化財の保存・管理を進めます。

≪平成30年度の計画≫

- 引き続き、文化財の保存・管理を進めます。

98	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課 (産業建設課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>神楽等の伝統文化の記録（映像化等）を行います。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>(教育総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○データベース化する文化資源についての対象、収集と記録化の方法、実施体制等について検証するため、検証組織の設置をどのようにするか、文化財調査委員会を活用することも視野に入れて検討していきます。 ○引き続き、芸能団体のイベント等の出演機会に撮影を行い、記録していない団体の芸能については、順次ビデオ撮影を行っていきます。 ○引き続き、文化財・美術品等の調査を行います。 ○双葉町史や伝統文化の映像について、今後どのようにしていくのかを検討します。 ○既存のビデオ・写真等資料の掘り起こしを行い、DVDなどのメディアに再保存・デジタル化したものは、町のホームページ等で公開していきます。 ○今後、文化財の保存・継承業務の推進のため、文化財関係の職員の確保を検討し、支援員配置の増員を国に要請していきます。 <p>(産業建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、商工会において震災後をメインとした写真集の編纂の企画があれば支援を行います。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>(教育総務課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全国の町民がふるさとの歴史・伝統・文化にふれあえる機会を確保するため、広く発信できる資源の整理を実施してきました。 ○神楽等の無形文化財については、芸能団体のイベント等の出演機会にデジタルカメラで順次撮影を行い、記録保存を行ってきました。 平成27年1月1日南相馬市のイオンモールで開催された「ふるさとの祭り2015」に参加した町内芸能2団体*の静止画の撮影を行いました。 *前沢女宝財踊り・新山の神楽 ○撮影した動画は、「双葉町公式ユーチューブチャンネル」で公開しています。 ○震災前の双葉町の風景・生活などの記録を収集・デジタル化して記録する狙いから、既に一部の職員・町民から震災前の双葉町の風景・生活などのデジタルデータの提供を受けていますが、今後、ホームページ及び広報等で周知し資料の提供を呼び掛けます。 ○震災前の双葉町の風景・生活などの写真・デジタルデータを双葉町商工会の「復興写真集」に提供しました。 ○その他、既存のビデオテープのDVD化、写真等の収集を継続して行っています。 ○写真・映像の撮影等は、復興支援員とタイアップして活動しています。 ○学校・鴻草コミュニティセンター・鴻草薬師堂・個人の文化財・美術品等の調査を行いました。 ● 今後は、整理された双葉町の歴史・伝統・文化資源をデータベース化や記録誌、記録映像等に体系化し、全国の町民に広く発信することを検討しています。 		

- 既存の記録誌として「双葉町史」があり、伝統文化の映像とあわせて、今後どのようにしていくのかを検討していく必要があります。

(産業建設課)

- 双葉町商工会が平成26年度に製作した写真パネルの一部を、平成27年10月10日に開催された「ふたばワールド2015 in ならは」の双葉町ブースで展示しました。併せて双葉町観光協会が製作した、平成27年の相馬野馬追の記録映像を放映しました。
- 双葉町観光協会が、今年の相馬野馬追の記録映像を制作し、町公式ホームページなどWEB上で視聴できるようにしました。
- 平成27年10月24日、25日の両日に開催された「こおりやま農林水産業フェスタ」において、双葉町観光協会が製作した平成27年の相馬野馬追の記録映像を放映しました。

《平成28年度の計画》

(教育総務課)

- DVD等のメディアに再保存することも含めて、継続して取り組みます。
- 引き続き、データベース化を図ります。
- 引き続き、収集・デジタル化公開活用に取り組みます。
- 引き続き、伝統文化・文化財関係の記録誌・記録映像の作成に取り組みます。
- 広く発信し、全国の町民がふれあえる機会を確保します。
- データベース化する文化資源についての対象、収集と記録化の方法、実施体制等について検証するため、検証組織の設置をどのようにするか、文化財調査委員会を活用することも視野に入れて検討していきます。
- 引き続き、芸能団体のイベント等の出演機会に撮影を行い、記録していない団体の芸能については、順次ビデオ撮影を行っていきます。
- 引き続き、文化財・美術品等の調査を行います。
- 双葉町史や伝統文化の映像について、今後どのようにしていくのかを検討します。
- 既存のビデオ・写真等資料の掘り起こしを行い、DVDなどのメディアに再保存・デジタル化したものは、町のホームページ等での公開を検討します。
- 今後は、整理された双葉町の歴史・伝統・文化資源をデータベース化や記録誌、記録映像等に体系化し、全国の町民に広く情報発信することを検討していきます。

(産業建設課)

- 町民交流の場となるイベント会場において、双葉町商工会が製作した写真パネルの展示や、双葉町観光協会が製作した相馬野馬追の記録映像を放映していきます。

《平成29年度の計画》

(教育総務課)

- 平成28年度と同様に事業を実施していきます。

(産業建設課)

- 町民交流の場となるイベント会場において、双葉町商工会が製作した写真パネルの展示や、双葉町観光協会が製作した相馬野馬追の記録映像を放映していきます。

《平成30年度の計画》

(教育総務課)

- 平成29年度と同様に事業を実施していきます。

(産業建設課)

- 町民交流の場となるイベント会場において、双葉町商工会が製作した写真パネルの展示や、双葉町観光協会が製作した相馬野馬追の記録映像を放映していきます。

99	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課 (復興推進課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町の祭り・イベント事業補助金」によりダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。 ○ダルマ市開催時の送迎バスの運行支援や公共交通の案内等による交通手段の確保に取り組みます。 ○相馬野馬追の出場者への助成を引き続き行います。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>(産業建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民のきずなの維持・発展に向け積極的な活動を展開している「夢ふたば人」に対しては、引き続き「みらいを描く市町村等支援事業助成金」を活用した支援を行っています。 ○双葉町観光協会による南台ダルマ市見学者送迎事業により、送迎バス運行による交通手段の確保に取り組みました。 ○双葉町観光協会で巨大ダルマを製作し、ダルマ市で5年ぶりにダルマ引き合戦が行われました。 ○相馬野馬追出場者への助成を前年に引き続き行いました。 <p>平成27年度実績：相馬野馬追祭出場者助成金交付 6件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今年の相馬野馬追には、旧領主である相馬家の相馬陽胤公が標葉郷から出場され、標葉郷騎馬会に対し、その出場に対する補助を行いました。 <p>(以下、復興推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉町民が主となり組織する実行委員会等の団体が開催するダルマ市等のふるさとの祭りを支援するため、双葉町の祭り・イベント事業補助金交付要綱を見直し、活動強化を図っています。 ・平成26年4月1日要綱改正（補助対象経費等の見直し） ○町民のきずなの維持・発展に向け積極的な活動を展開している「夢ふたば人」に対しては電源地域振興・原子力事故影響回復市町村等支援事業助成金を活用して支援を充実させました。また、宝くじ社会貢献広報事業（一般コミュニティ助成事業）を活用して、やぐら、ステージセット、テント等を購入しました。 ○イベント時の送迎バス運行支援等による交通手段の確保に取り組みました。 ・平成27年1月、いわき市南台仮設広場で開催されたダルマ市への送迎バス（県内や加須市、つくば市のルート）運行を、双葉町観光協会への委託事業により実施しました。 ○町民の誰もが分かり県内外にも有名になっている“ふたばダルマ”を素材とした「ダルマ提灯」「ダルマろうそく」等の制作に取り組んでいます。 ○相馬野馬追出場者への助成を前年に引き続き行いました。 <p>平成26年度実績：相馬野馬追祭出場者助成金交付 3件</p>		

○みらいを描く市町村等支援事業を活用して、「だるま市」「盆踊り」の支援を充実させました。また、宝くじ社会貢献広報事業（一般コミュニティ助成事業）を活用して、檜葉せんだん太鼓保存会に対し、太鼓の修理、購入のため補助金を交付しました。

《平成28年度の計画》

（産業建設課）

- 引き続き、ダルマ市等の伝統祭りの継承を支援するとともに、町民の交流機会を創出していきます。
（双葉町観光協会への見学者送迎事業補助：施策80に関連）
- 相馬野馬追への出場者の支援と助成を引き続き行っていきます。
※平成28年度には、相馬野馬追保存会により、相馬野馬追祭会場において、双葉町・大熊町による相馬流れ山踊りが公開事業として披露されます。

（以下、復興推進課）

- 引き続き、ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。
- 「双葉町の祭り・イベント事業補助金」によりダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。
- ダルマ市開催時の送迎バスの運行支援や公共交通の案内等による交通手段の確保に取り組みます。
- 相馬野馬追の出場者への助成を引き続き行います。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、ダルマ市等の伝統祭りの継承を支援するとともに、町民の交流機会を創出していきます。
- 相馬野馬追への出場者の支援と助成を引き続き行っていきます。

《平成30年度の計画》

- 引き続き、ダルマ市等の伝統祭りの継承を支援するとともに、町民の交流機会を創出していきます。
（勿来酒井地区での復興公営住宅が完成した場合、住宅敷地内での開催を検討していきます）
- 相馬野馬追への出場者の支援と助成を引き続き行っていきます。

100 101 102	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課 (産業建設課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(100) 町民と学識者等により記録すべき歴史・伝統・文化を検証し、データベース化を検討します。</p> <p>(101) 震災前の双葉町の風景・生活などの記録を収集・デジタル化して記録します。デジタル化したものは、町のホームページ等への掲載を検討します。</p> <p>(102) 双葉町の歴史・伝統・文化が継承できるように記録誌・記録映像の作成に取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策98に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策98に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策98に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策98に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策98に同じ</p>	

103	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>72ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>子ども・若い世代を含めて、双葉町の歴史・伝統・文化にふれあい、継承するためのイベント（祭り）や教室等の開催を支援します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、生活学級・婦人学級の開催を実施・支援します。 ○生活学級において、双葉町の歴史・伝統・文化を学ぶ機会を設けます。 ○引き続き、盆踊りへの補助金の交付を行います。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティを図る場として、各避難地域において生涯学習事業（生活学級・婦人学級）を実施しました。 ○平成27年度は、福島県内7箇所（福島市、郡山市、会津若松市、白河市、南相馬市、いわき市、いわき市南台）、茨城県つくば市、埼玉県加須市において生活学級（郷土文化教室）（ふたばの昔ばなし紙芝居制作・ふたばの思い出描写）を開催しました。 ○生活学級は、平成28年1月末で30回開催し、延べ159人の町民が参加しました。 ○福島県内7箇所（福島市、郡山市、会津若松市、白河市、南相馬市、いわき市、いわき市南台）、茨城県つくば市、埼玉県加須市、宮城県仙台市においてふたさぼ（復興支援員）と連携して婦人学級を開催しています。平成28年1月末で101回開催し1,380名が参加しました。（震災前は地区単位の婦人学級） ○いわき市、郡山市において、町民作品展覧会を開催し、町民の交流の場を提供しました。（平成27年10月21日・22日 郡山市ビッグアイ、10月24日・25日 勿来体育館） ○各応急仮設住宅や借上げ住宅の自治会等が実施する夏祭りや盆踊り事業等へ補助金を交付しました。盆踊り事業は、6つの自治会等で開催されました。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、イベント（祭り）や教室等の開催を支援します。 ○引き続き、生活学級・婦人学級の開催を実施・支援します。 ○生活学級において、双葉町の歴史・伝統・文化を学ぶ機会を設けます。 ○引き続き、盆踊りへの補助金の交付を行います。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、イベント（祭り）や教室等の開催を支援します。 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、イベント（祭り）や教室等の開催を支援します。 	

104	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>72ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>伝統芸能の継承者への活動支援を行います。（交通費の助成、場所の確保等）</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○遠隔地からの参加者が多く、継続して出演機会を確保するために、各種支援を行うとともに、避難先との文化交流を積極的に進めていきます。</p> <p>○平成26年度で国・県の補助事業（地域の「きずな」を結ぶ民俗芸能支援事業補助金）が終了するため、伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の経費について国に要望します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○県内外のイベントで、標葉せんだん太鼓の演奏や「相馬流山踊り」「ふたば音頭」の出演機会を提供しています。</p> <p>○ふるさとのまつり2015には、新山の神楽・前沢の女宝財踊りが出演しました。</p> <p>○伝統芸能の継承者への活動支援について、県の補助事業（地域の「きずな」を結ぶ民俗芸能支援事業補助金（継続事業））の周知を図るとともに、各団体の出演等に支援*を行いました。</p> <p>*ふるさとの祭2015、双葉町ダルマ市、勿来地区総合芸能祭等のイベント等への出演の際、旅費等の支援を実施</p> <p>●後継者の育成が今後の大きな課題となっています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、出演機会を確保するために、伝統芸能の継承者への各種支援に取り組みます。</p> <p>○県の補助事業（地域の「きずな」を結ぶ民俗芸能支援事業補助金）の周知と支援を行います。</p> <p>○遠隔地からの参加者が多く、継続して出演機会を確保するために、各種支援を行うとともに、避難先との文化交流を積極的に進めていきます。</p> <p>○伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の経費について国に要望します。</p> <p>○平成28年度は輪番制で、双葉・大熊両町が相馬野馬追祭で相馬流山踊りを披露することとなっています。伝統芸能の保存継承を行うため、「双葉町相馬流山踊り保存会（仮称）」の設立を進めていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、出演機会を確保するために、伝統芸能の継承者への各種支援に取り組みます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、出演機会を確保するために、伝統芸能の継承者への各種支援に取り組みます。</p>	

105	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>72ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>子どもたち等が双葉町の歴史・伝統・文化を学ぶ場の確保を検討します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○学校や若い人が集うイベントなどを活用した、若い世代への歴史・伝統・文化を継承する仕組みを構築していきます。</p> <p>○特に、学校の再開を契機に、双葉町教育ビジョンに記載されている伝統文化の継承等を盛り込んで、平成27年度のカリキュラムを策定し、実施します。</p> <p>○さらに、町立学校に通わない子どもたちも含めて双葉町出身の子どもたちがふるさと双葉町の歴史・伝統・文化を体系的に学べる副読本（教材）の作成を検討します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○学校の再開を契機に、双葉町教育ビジョンに記載されている伝統文化の継承等についての平成27年度のカリキュラムを策定しました。これにより、総合学習の中で、標葉せんだん太鼓保存会を招き定期的に和太鼓演奏の指導を受けています。また、外部講師を招いて町の歴史・伝統・文化を学ぶために授業の一部に取り入れています。</p> <p>○「生まれ！ふたばっ子2015」に山田芸能保存会に出演してもらい「山田のじゃんがら念仏踊り」を多くの子どもたちに体験してもらいました。</p> <p>○伝統芸能のDVD及び写真データを町立小・中学校に提供しました。</p> <p>○双葉中学校の生徒が「平成28年ふたばのカレンダー」を制作しました。NHKのニュースで全国放送され、多数の問い合わせがあり、教育委員会で200部増刷して希望者に実費で販売を行いました。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、歴史、伝統、文化を学ぶ場を確保します。</p> <p>○学校や若い人が集うイベントなどを活用した、若い世代への歴史・伝統・文化を継承する仕組みを構築していきます。</p> <p>○特に、学校の再開を契機に、双葉町教育ビジョンに記載されている伝統文化の継承等を盛り込んで、平成28年度のカリキュラムを策定し、実施します。</p> <p>○さらに、町立学校に通わない子どもたちも含めて双葉町出身の子どもたちがふるさと双葉町の歴史・伝統・文化を体系的に学べる副読本（教材）の作成を検討します。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、歴史、伝統、文化を学ぶ場を確保します。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、歴史、伝統、文化を学ぶ場を確保します。</p>	

106	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>72ページ</p> <p>教育総務課</p>																
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>定期的な双葉町芸能祭を開催します。</p>																		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民作品展覧会を、勿来地区文化展に合わせていわき地区で開催する予定です。</p> <p>○町総合美術展を郡山市で開催し、町民のみなさんに作品披露の機会と交流の場を提供します。</p> <p>○その他、以下の活動を予定しています。</p> <table border="0"> <tr> <td>・第28回総合美術展・双葉町民作品展覧会</td> <td>平成27年10月（予定）</td> <td>郡山市民プラザビッグアイ</td> </tr> <tr> <td>・第26回芸能発表会</td> <td>平成28年1月（予定）</td> <td>いわき市南台応急仮設住宅ダルマ市特設会場</td> </tr> <tr> <td>・平成27年度勿来地区市民文化祭・双葉町民作品展覧会</td> <td>平成27年10月（予定）</td> <td>勿来体育館</td> </tr> <tr> <td>・勿来地区総合芸能祭</td> <td>平成27年11月（予定）</td> <td>勿来体育館</td> </tr> </table>			・第28回総合美術展・双葉町民作品展覧会	平成27年10月（予定）	郡山市民プラザビッグアイ	・第26回芸能発表会	平成28年1月（予定）	いわき市南台応急仮設住宅ダルマ市特設会場	・平成27年度勿来地区市民文化祭・双葉町民作品展覧会	平成27年10月（予定）	勿来体育館	・勿来地区総合芸能祭	平成27年11月（予定）	勿来体育館				
・第28回総合美術展・双葉町民作品展覧会	平成27年10月（予定）	郡山市民プラザビッグアイ																
・第26回芸能発表会	平成28年1月（予定）	いわき市南台応急仮設住宅ダルマ市特設会場																
・平成27年度勿来地区市民文化祭・双葉町民作品展覧会	平成27年10月（予定）	勿来体育館																
・勿来地区総合芸能祭	平成27年11月（予定）	勿来体育館																
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成24年度から芸術文化団体連絡協議会主催で総合美術展を開催しています。</p> <p>○平成25年度から、勿来地区文化展、芸能祭にも参加し、いわき市の皆さんとの交流を深めています。</p> <p>○平成27年度においても、町民作品展覧会を勿来地区文化展に合わせていわき地区で開催するとともに、町総合美術展を郡山市で開催し、町民のみなさんに作品披露の機会と交流の場を提供しました。</p> <table border="0"> <tr> <td>・第28回総合美術展・双葉町民作品展覧会</td> <td>平成27年10月20日・21日</td> <td>郡山市民プラザビッグアイで開催</td> <td>来場者230名</td> </tr> <tr> <td>・第26回芸能発表会・民俗芸能発表会</td> <td>平成28年1月10日</td> <td>いわき市南台応急仮設住宅ダルマ市特設会場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・平成27年度勿来地区市民文化展・双葉町民作品展覧会</td> <td>平成27年10月24日・25日</td> <td>勿来体育館</td> <td>来場者562名</td> </tr> <tr> <td>・勿来地区総合芸能祭</td> <td>平成27年11月8日</td> <td>勿来体育館</td> <td>町からコーラスふたば・JAふたば大正琴・せんだん広場民謡同好会 3団体出演</td> </tr> </table> <p>●芸術文化団体連絡協議会の存続及び強化を図るため、旅費・補助金等を増額して事業を推進していますが、会員の不足、役員の避難による分散により、一部の役員が負担増となっており、今後、協議会の運営と事業の実施が困難となることが予測されます。</p>			・第28回総合美術展・双葉町民作品展覧会	平成27年10月20日・21日	郡山市民プラザビッグアイで開催	来場者230名	・第26回芸能発表会・民俗芸能発表会	平成28年1月10日	いわき市南台応急仮設住宅ダルマ市特設会場		・平成27年度勿来地区市民文化展・双葉町民作品展覧会	平成27年10月24日・25日	勿来体育館	来場者562名	・勿来地区総合芸能祭	平成27年11月8日	勿来体育館	町からコーラスふたば・JAふたば大正琴・せんだん広場民謡同好会 3団体出演
・第28回総合美術展・双葉町民作品展覧会	平成27年10月20日・21日	郡山市民プラザビッグアイで開催	来場者230名															
・第26回芸能発表会・民俗芸能発表会	平成28年1月10日	いわき市南台応急仮設住宅ダルマ市特設会場																
・平成27年度勿来地区市民文化展・双葉町民作品展覧会	平成27年10月24日・25日	勿来体育館	来場者562名															
・勿来地区総合芸能祭	平成27年11月8日	勿来体育館	町からコーラスふたば・JAふたば大正琴・せんだん広場民謡同好会 3団体出演															

《平成28年度の計画》

- 引き続き、双葉町総合美術展・双葉町民作品展覧会・芸能発表会を開催します。
- 町民作品展覧会を、勿来地区文化展に合わせていわき地区で開催する予定です。
- 町総合美術展を郡山市で開催し、町民のみなさんに作品披露の機会と交流の場を提供します。
- その他、以下の活動を予定しています。
 - ・第29回総合美術展・双葉町民作品展覧会 平成28年10月20・21日 郡山市民プラザビッグアイ
 - ・第27回芸能発表会 平成29年1月10日 いわき市南台応急仮設住宅ダルマ市特設会場
 - ・平成28年度勿来地区市民文化祭・双葉町民作品展覧会 平成28年10月24日 勿来体育館
 - ・勿来地区総合芸能祭 平成28年11月8日 勿来体育館

《平成29年度の計画》

- 引き続き、双葉町総合美術展・双葉町民作品展覧会・芸能発表会を開催します。

《平成30年度の計画》

- 引き続き、双葉町総合美術展・双葉町民作品展覧会・芸能発表会を開催します。

107	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>交流会、集会等の各種イベントへの出演機会を確保します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策104と106に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策104と106に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策104と106に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策104と106に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策104と106に同じ</p>	

108	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>双葉町の歴史・伝統・文化の映像記録等を広く発信し、全国の町民がふるさとの歴史・伝統・文化にふれあえる機会を確保します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策98に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策98に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策98に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策98に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策98に同じ</p>	

109	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組 【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】 ④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>72ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>文化の伝承等に関する各種助成について、民間財団、国、県の補助制度を活用した支援を検討するとともに、当該補助制度の継続を国等に要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○文化の伝承への支援を継続します。 ○伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の補助について、継続して国に要望していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○伝統芸能の伝承等について、民間財団、国、県の補助制度を活用した支援を行ってきました。 ○これまでの「地域のきずなを結ぶ民俗芸能支援事業補助金」の支援実績</p> <p>平成25年度 郡山無形文化財保存会（神楽）旅費・山田芸能保存会（じゃんがら念仏踊り）旅費・前沢婦人会芸能保存会（女宝財踊り）太鼓新調 浜野はまなす会（神楽）獅子頭新調</p> <p>平成26年度 山田芸能保存会（じゃんがら念仏踊り）旅費・前沢婦人会芸能保存会（女宝財踊り）旅費・浜野はまなす会（神楽）長胴太鼓、篠笛新調 新山芸能保存会（神楽）縮太鼓、座り台、大拍子太鼓、台、篠笛</p> <p>平成27年度 山田芸能保存会（じゃんがら念仏踊り）旅費・前沢婦人会芸能保存会（女宝財踊り）旅費</p> <p>●平成27年度で県の補助事業が終了するため、伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等経費の助成について国・県に要望しています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、文化の伝承への支援を行います。 ○伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の補助について、継続して県に要望していきます。 ○県の補助事業（地域の「きずな」を結ぶ民俗芸能支援事業補助金）の周知と支援を行います。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、文化の伝承への支援を行います。 ○伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の補助について、継続して県に要望していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、文化の伝承への支援を行います。 ○伝統芸能を維持継承するための練習やイベント出演に係る旅費等の補助について、継続して県に要望していきます。</p>	

110 111 112	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>⑤避難先住民との交流の促進</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>生活支援課 (秘書広報課) (住民生活課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(110) 避難先の自治体や支援団体等と連携して双葉町民と避難先住民との交流会等の開催を促進していきます。</p> <p>(111) 避難先のイベント（祭りや催事等）への双葉町民の積極的な参加を促します。</p> <p>(112) 町民の自治組織等が避難先において地域住民と交流する機会の創出を支援します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○地域交流イベント等の参加については各自治会の考え方を尊重し、町としての情報発信を強化していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>(生活支援課)</p> <p>○福島県内外の各自治会では、避難先の地域交流イベント等への参加を行っており、今後とも各自治会の考え方を尊重し、町としては情報発信及び参加費等の補助を行っています。</p> <p>○町民同士の交流機会として、日本赤十字福島県支部主催の避難地域住民交流会が震災以降継続して開催されております。</p> <p>実施日：平成27年10月8日（木） 実施場所：飯坂温泉 ホテル聚楽 参加人数：79名</p> <p>(秘書広報課)</p> <p>○各地で開催される各種交流イベントの情報提供については、施策81において記載しています。</p> <p>(住民生活課)</p> <p>○県外の避難先で開催される各種交流イベントの情報提供については、施策80において記載しています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○地域交流イベント等の参加については各自治会の考え方を尊重し、町としては情報発信及び参加費等の補助を行っていきます。</p> <p>○国・県、財団法人等の各種助成制度を周知することにより、避難先住民との交流を促進します。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施していきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○平成29年度と同様に事業を実施していきます。</p>	

113	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>⑤避難先住民との交流の促進</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興支援員制度を活用して、双葉町民と地域住民を結び付ける新たなコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年8月から総務省の復興支援員制度を活用し、引き続き双葉町復興支援員を福島県内外へ10名配置します。 ○町が整備する町民交流施設が地域住民との交流の場となるように活用方法を検討していきます。 ○避難先でのコミュニティづくりのために、仲介役となる人材の確保・育成について、地元のNPO団体等と連携しながら検討していきます。 ○双葉町復興支援員が地元のNPO等のイベントに参加し、避難先住民との交流方法を検討していきます。 ○白河市で開催されている情報連携会を他の地域でも開催することを検討していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成25年8月から総務省の復興支援員制度を活用し、双葉町復興支援員を福島県内外へ9名配置しています。（1名募集中） ○現在、双葉町復興支援員が自治会の定例会等を訪問し、自治会の事務局機能強化、自治会員がやってみたいことの実現等に向けて、活動しています。 ○併せて、町民同士の交流機会を確保する手法や自治会・交流施設の設立等についての支援方法を検討しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・いわき地区では、平成27年9月4日にいわき市民団体「勿来ひと・まち未来会議」の協力により勿来地区のまち歩きイベント「くぼたんけん」が開催され、町民4名がいわき市民と交流しました。 ○避難先でのコミュニティづくりのために、仲介役となる人材の確保・育成について、地元のNPO団体等と連携しながら検討しています。 ○双葉町復興支援員が地元のNPO等のイベントに参加し、避難先住民の声をヒアリングしています。ヒアリング結果を基に、今後の避難先住民との交流方法を検討しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・いわき地区では、これまでサポート支援が不十分だった町民ニーズを把握するため、「町民コミュニティの見える化」を進めています。 ・また、いわき地区では平成27年9月26日に将棋イベントを開催し、避難先住民との交流を促進しています。 ・県北地域では、避難先・避難元の社会福祉協議会と連携した避難者支援について検討する情報連絡会「県北支援ネットワーク」にこれまで8回（平成28年1月末現在）参加しています。 ○復興支援員の主催により、住民が抱える問題の解決の糸口を見つけるために情報を共有する場として、白河市の仮設住宅・借上げ住宅自治会及び地域の関係者を集めた情報連携会を今年度は5回（平成28年1月末現在）開催しています。 		

《平成28年度の計画》

- 継続して復興支援員制度を活用し、町民と地域住民を結び付ける新たなコミュニティづくりを連携して支援してきます。
- 平成25年8月から総務省の復興支援員制度を活用し、引き続き双葉町復興支援員を福島県内外へ8名配置します。
- 町が整備する町民交流施設が地域住民との交流の場となるように活用方法を検討していきます。
- 避難先でのコミュニティづくりのために、仲介役となる人材の確保・育成について、地元のNPO団体等と連携しながら検討していきます。
- 双葉町復興支援員が地元のNPO等のイベントに参加し、避難先住民との交流方法を検討していきます。
- 白河市で開催されている情報連携会を他の地域でも開催することを検討していきます。

《平成29年度の計画》

- 平成28年度と同様に事業を実施していきます。

《平成30年度の計画》

- 平成29年度と同様に事業を実施していきます。

114	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>⑥震災・事故の教訓の記録と伝承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>74ページ</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>震災と原発事故の記録誌の編纂に向けた体制整備を行います。町民の協力を得て震災時及びそれ以降の体験記録を継続的に収集します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震災と原発事故の記録誌の編纂に向けた体制整備に向けて、町民の被災体験の収集など震災・事故の記録を収集するため、聞き取り調査の方法等を含めた実施体制（プロジェクトチーム編成、自治会の協力・NPO法人等）を構築していきます。 ○震災・避難（避難所の記録）について、筑波大学と共同で記録保全を継続して行います。 ○避難所に全国から寄せられた支援や慰問、震災に関わるチラシや文書等の整理と写真撮影を行い、デジタルデータ化の作業を継続して行います。その際、全庁的な実施体制の確立の検討、専従職員の配置、外部機関への委託の検討などが必要です。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○記録誌編纂に向け、体制を含めた検討をしています。 ○震災・避難（避難所の記録）について、平成24年度から筑波大学と覚書を交わし共同で記録保全を行っています。 ○避難所に全国から寄せられた支援や慰問、震災に関わるチラシや文書等の整理と写真撮影を行い、デジタルデータ化の作業を行っています。平成27年4月にこの成果を筑波大学が「福島県双葉町の東日本大震災関係資料を将来へ残す」というタイトルで大学のホームページに掲載して公表しています。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震災と原発事故の記録誌の編纂に向けた体制整備に向けて、町民の被災体験の収集など震災・事故の記録を収集するため、聞き取り調査の方法等を含めた実施体制（プロジェクトチーム編成（関係課等）、自治会の協力・NPO等）を構築していきます。 ○震災・避難（避難所の記録）について、筑波大学と共同で記録保全を継続して行います。 ○避難所に全国から寄せられた支援や慰問、震災に関わるチラシや文書等の整理と写真撮影を行い、デジタルデータ化の作業を筑波大学と連携し継続して行います。 ○町はこれまでアーカイブセンターの整備について国・県に要望してきており、展示内容等は検討しています。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度と同様に事業を実施していきます。 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成29年度と同様に事業を実施していきます。 	

115	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>⑥震災・事故の教訓の記録と伝承</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>学校・教育機関と連携し、震災と原発事故の教訓を学ぶ場の確保に取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町立学校と連携して教科等に反映できるカリキュラムをもとに、子どもたちの学ぶ場を確保します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○いわき市に開校した町立学校で、避難訓練を実施（4月10日・12月1日）し、震災の経験を活かした身を守る活動に努めてきました。</p> <p>○平成27年6月19日には、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの職員4名を招き、放射線の性質を学んだり、放射性物質から身を守るための講話を聴いたりするなどの学習を行いました。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、震災と原発事故の教訓を学ぶ場の確保に取り組みます。</p> <p>○町立学校と連携して教科等に反映できるカリキュラムをもとに、子どもたちの学ぶ場を確保します。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、震災と原発事故の教訓を学ぶ場の確保に取り組みます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、震災と原発事故の教訓を学ぶ場の確保に取り組みます。</p>	

116	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>⑥震災・事故の教訓の記録と伝承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」において、この震災・事故の教訓の展示施設・研修施設の設置を検討します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策60に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策60に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策60に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策60に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策60に同じ</p>	

117	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>⑥震災・事故の教訓の記録と伝承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>教育総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>この事故の経験・教訓を全国に発信する「語り部」の人材育成を支援します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町では、ふたばの昔話の復刻版を作成し、各世帯に配布しましたが、生活学級等でふたばの昔話を伝承する語り部の育成を検討します。</p> <p>○語り部活動の仕組みづくりの組織と人材の掘り起しと育成等についての検討を進めていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○語り部の人材育成について、他自治体の先行例を調査し検討しています。</p> <p>○生活学級の中で、「ふたばの昔話」「続ふたばの昔話」を活用した紙芝居作り、その動画記録を作成しました。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町内各種団体へ語り部育成を働きかけます。</p> <p>○学校において、県のサポートティーチャーⅠ（読書）事業を活用して紙芝居の読み聞かせの実施について検討します。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町内各種団体へ語り部育成を働きかけます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○町内各種団体へ語り部育成を働きかけます。</p>	

118	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>⑥震災・事故の教訓の記録と伝承</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>避難生活の現状や復興へ向けた取組を積極的に広報します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後も町の復興に向けた重要課題の取組状況を町民に提供できるよう、担当所管課から記事提供*の協力を得ながら、適時適切に広報していきます。</p> <p>*今後想定される特集テーマ</p> <p>復興公営住宅、中間貯蔵施設、復興に関する計画の策定、原子力損害賠償など</p> <p>○町民参加型等による記事内容の充実に取り組みます。</p> <p>○避難先自治体に対する国からの財政支援について、国が広報することを町としても要望していきます。</p> <p>○避難先住民との交流（奉仕活動など）の情報提供に取り組みます。</p> <p>○復興ロゴマークを広報媒体に活用し、町民への周知を図るとともに全国にも広く発信していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○避難生活の現状については、広報ふたば「ふるさと絆通信」において町民の避難された時の状況や避難先での現在の活動の様子、復興への思いなどをお話ししていただいた記事を掲載しています。（毎月連載し、町民の方を5人ずつ紹介。平成26年5月号～平成28年1月号まで 105人を掲載）</p> <p>○復興へ向けた取組について、これまでに主な記事として、町立幼稚園・小・中学校入園、入学式、行政区長会、集まれふたばっ子2015、マイナンバー制度の説明などの特集記事を掲載しています。</p> <p>○広報ふたばに町長メッセージ、教育長メッセージを掲載し、町の復興に向けた取組状況、国その他行政経過をお知らせしています。</p> <p>○双葉町を風化させない取組については、平成27年12月26日にマスコミ（テレビ、新聞）を双葉町内に案内し、町の現状を報道していただきました。今後も双葉町内の現状をマスコミに案内し、取材する機会を提供していきます。</p> <p>○避難先自治体に対する国からの財政支援について、国が広報することを町としても引き続き要望しています。</p> <p>○復興に向け全力で取り組む町民と町の想いをのせたシンボルマーク（復興ロゴマーク）を作成し、平成26年3月11日に公表しました。復興ロゴマークを活用して、缶バッジ、携帯ストラップ、復興旗などを製作し町民に配布したほか、町ホームページや印刷物などに使用し復興への気運を高めています。</p>		

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえて広報内容の充実を図ります。
- 今後も町の復興に向けた重要課題の取組状況を町民に提供できるよう、担当所管課から記事提供*の協力を得ながら、適時適切に広報していきます。
*今後想定される特集テーマ
テーマ：復興公営住宅、双葉町復興まちづくり計画（第二次）の策定など
復興公営住宅、中間貯蔵施設、復興に関する計画の策定、原子力損害賠償など
- 町民参加型等による記事内容の充実に取り組みます。
- 避難先自治体に対する国からの財政支援について、国が広報することを町としても要望していきます。
- 避難先住民との交流（奉仕活動など）の情報提供に取り組みます。
- 復興ロゴマークを広報媒体に活用し、町民への周知を図るとともに全国にも広く発信していきます。
- 双葉町の震災の記録を風化させないよう、マスコミ（テレビ、新聞）を双葉町内に案内し、町の現状を報道していただくなど、取材する機会を提供していきます。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえて広報内容の充実を図ります。

《平成30年度の計画》

- 引き続き、町民の意見を踏まえて広報内容の充実を図ります。

119	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組</p> <p>【町民のきずなの維持・発展に向けた取組】</p> <p>⑦町民のきずなを維持する拠点としての「双葉町外拠点」の整備</p>	《進行管理の主担当課》
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>「双葉町外拠点」は、復興公営住宅に住む町民だけの生活拠点としてだけでなく、「双葉町外拠点」に住まない町民を含めた、双葉町民全体のコミュニティ拠点としての機能が発揮できるよう、地域の町民同士がいつでも集まれる場の設置に取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策57～61に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策57～61に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策57～61に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策57～61に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策57～61に同じ</p>	

120	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】</p> <p>①一時帰宅の改善</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>住民生活課 (産業建設課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>放射線による影響を最小限にすることに配慮しつつ、ふるさとをより身近に感じられるように、一時帰宅の実施回数の増加などに取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○一時帰宅制度の開始から連携を密にして取り組んでいますが、帰還困難区域を抱える周辺町村と連携しながら、町民のみなさんのニーズを踏まえ、一時帰宅される町民のみなさんの安全確保と利便性向上を、さらに高いバランスで実現できるよう取り組んでいきます。</p> <p>○町民のみなさんの一時帰宅時の際に休憩施設としてご利用いただけるよう、町内の既存の公共施設の復旧整備の方法について検討していきます（産業建設課）。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>(住民生活課)</p> <p>○被ばく線量の状況により、年々回数を増やしながら一時帰宅を実施してきました。帰還困難区域を抱える4町と国（内閣府 原子力被災者生活支援チーム）との協議・要望の中で、住民の安全確保と利便性向上を、さらに高いバランスで実現できるよう取り組み、平成27年10月より年間30回を上限として、立ち入り日を自由に設定して一時帰宅を実施できるようになりました。（ただし、水・木曜日やバス立ち入り日を除く）</p> <p>○バスでの一時帰宅についても、平成26年度より引き続き概ね月1回程度の実施ができるよう改善しました。</p> <p>○檜葉町と協定を締結し、一時帰宅時のお子様の預かり保育を実施しており、一時帰宅を実施しやすい環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>*預かり保育の実施場所は、いわき明星大学の敷地内にある檜葉町の委託先である「あおぞらこども園」です。</p> <p>○避難指示解除準備区域内（両竹・浜野地区）の本格除染の実施に伴い、除染請負業者のご配慮で現場事務所（中野地区）の一角に休憩施設「双葉町ふれあい広場」が設置されました。これまで両竹・浜野地区の方のみの利用でしたが、11月2日より全ての町民の皆さまにご利用いただけることとなりました。</p> <p>(産業建設課)</p> <p>○一時帰宅時の休憩施設として町コミュニティセンターの一部を整備することとしており、平成27年度は給水のための「さく井」工事及び空調機器の点検等を実施しています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>(住民生活課)</p> <p>○帰還困難区域を抱える周辺町村と連携しながら、町民のみなさんのニーズを踏まえ、町民のみなさんの安全確保と利便性向上を、さらに高いバランスで実現できるよう取り組んでいきます。</p> <p>(産業建設課)</p> <p>○平成27年度に引き続き、現在、住民の一時帰宅の際の休憩施設として利用できる「双葉町ふれあい広場」に加えて、町コミュニティセンターの機能回復を行い、平成28年秋ごろの使用開始を目指します。</p>		

《平成29年度の計画》

(住民生活課)

○帰還困難区域を抱える周辺町村と連携しながら、町民のみなさんのニーズを踏まえ、町民のみなさんの安全確保と利便性向上を、さらに高いバランスで実現できるよう取り組んでいきます。

(産業建設課)

○一時帰宅時の休憩施設として、町コミュニティセンターの維持、管理を継続します。

《平成30年度の計画》

(住民生活課)

○帰還困難区域を抱える周辺町村と連携しながら、町民のみなさんのニーズを踏まえ、町民のみなさんの安全確保と利便性向上を、さらに高いバランスで実現できるよう取り組んでいきます。

(産業建設課)

○一時帰宅時の休憩施設として、町コミュニティセンターの維持、管理を継続します。

121	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ①一時帰宅の改善</p> <p style="text-align: right;">78 ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>国道6号の通過が可能となるよう国と協議していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民のみなさんの特別通過交通制度へのご要望に応じて、速やかに通行証を発行できるように工夫していきます。 ○避難指示継続中の地域であるため、防犯・防災（防火）対策について、交通規制及び警備の充実が図られるよう、引き続き国や関係機関に求めていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○特別通過交通制度*（被災12市町村が対象）を利用することで、国道6号、国道288号（一部大熊町の町道等を利用）、県道35号、県道36号の通行が可能。国・県・警察機関・消防機関・周辺自治体と協議を重ね、平成26年9月15日より国道6号における通行証確認を省略することとなり、併せて通行可能時間の制限をなくしました。このことにより、これまで特別通過交通制度を利用できなかった市町村の方々も通行が可能となり、実質的に震災前の国道6号の役目を取り戻しました。</p> <p>○平成27年10月1日現在、国道114号（浪江IC～国道6号までの区間）、国道288号（旧中屋敷ゲート～県道35号野上橋ゲートの区間）、県道36号（旧大菅ゲート～国道6号までの区間）が特別通過交通制度により通行証がなくても通過できるようになっております。詳細は町公式ホームページで公開しています。</p> <p>○防犯・防災（防火）の観点から、自動二輪・軽車両・歩行者の通行を規制するよう国に要望し、関係機関の協力を得ながら対応がとられています。 *特別通過交通制度とは、被災地域の復旧・復興に資するため、一定の要件に該当する方があらかじめ指定された帰還困難区域内の道路（特別幹線ルート）を特別に通行できる制度です。平成27年10月1日現在で通行証が必要な経路は、国道288号（双葉町内路線）代替経路区間（大熊町秋葉台北ゲート～スポーツセンター前ゲート）のみです。通行可能時間帯は、午前5時～最終入城19時までとなっております。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町民のみなさんの特別通過交通制度へのご要望に応じて、速やかに通行証を発行できるように工夫していきます。 ○避難指示継続中の地域であるため、防犯・防災（防火）対策について、交通規制及び警備の充実が図られるよう、引き続き国や関係機関に求めていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町民のみなさんの特別通過交通制度へのご要望に応じて、速やかに通行証を発行できるように工夫していきます。 ○避難指示継続中の地域であるため、防犯・防災（防火）対策について、交通規制及び警備の充実が図られるよう、引き続き国や関係機関に求めていきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○町民のみなさんの特別通過交通制度へのご要望に応じて、速やかに通行証を発行できるように工夫していきます。 ○避難指示継続中の地域であるため、防犯・防災（防火）対策について、交通規制及び警備の充実が図られるよう、引き続き国や関係機関に求めていきます。</p>	

122	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ①一時帰宅の改善</p> <p style="text-align: right;">78ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>一時帰宅をより快適に行うことができるように、仮設トイレの維持・管理を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○仮設トイレの適切な維持管理に努めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○一時帰宅時に使用できる仮設トイレについては、平成28年1月末現在、双葉駅南側駐車場、双葉郵便局近傍、広町駐車場、青年婦人会館、双葉海浜公園駐車場、両竹公民館、細谷公民館、羽鳥公民館、石熊公民館の町内9か所17基設置しております。ご年配の方やお身体の不自由な方でも利用しやすいよう洋式便座タイプを一部採用しました。衛生面への配慮から簡易水洗式を採用し、事業者への委託事業により適切な維持管理に努めています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○仮設トイレの適切な維持管理に努めます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○仮設トイレの適切な維持管理に努めます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○仮設トイレの適切な維持管理に努めます。</p>	

123	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ①一時帰宅の改善</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>一時帰宅が安全にできるように、道路等のインフラの応急復旧を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後も定期的に巡回し、一時帰宅者の安全確保に努めます。 ○アスファルト舗装等による応急復旧工事などの補修工事を実施します。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内一円の町道等の現況を定期的に巡回*するとともに、一時帰宅時の連絡により随時巡回し、被災危険箇所のバリケードの点検、状況の確認を行っています。 *巡回点検：毎月2～3回、なお、台風豪雨等の場合は、その都度実施しています。また、応急補修工事は年3～4回実施しています。 ○定期巡回及び町民の一時立入時の情報をもとに随時巡回を実施し、碎石による陥没箇所の穴埋め、段差摺り付けなどの応急補修工事に加え、より本格的に復旧するためアスファルト舗装による段差摺り付け、舗装補修を行うほか、下水道マンホール蓋の路面突出の解消、道路排水側溝の土砂除去、倒木の処理、路肩の除草作業*、業者依頼工事の測量調査を行い、一時帰宅者等の安全確保に努めています。 *除草作業は、業者等に委託するとともに現場状況により、その都度対応しています。 ○緊急時の現状下、速やかな事業の採択と執行で住民ニーズに対する的確な対応が可能となるよう、事務手続の簡素化等、制度面の緩和措置等を要望しています。 ●応急補修工事等、これら事業実施に必要な財源の確保については、「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」等を基本としますが、発注方法、施工箇所、数量、金額の確定、緊急性がある事態に対応できないなどの制度上の課題があります。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後も定期的に道路の巡回・点検を実施し、一時帰宅者の安全確保に努めます。 ○アスファルト舗装等による応急復旧工事などの補修工事を実施します。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後も定期的に巡回し、一時帰宅者の安全確保に努めます。 ○アスファルト舗装等による応急復旧工事などの補修工事を実施します。 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後も定期的に巡回し、一時帰宅者の安全確保に努めます。 ○アスファルト舗装等による応急復旧工事などの補修工事を実施します。 	

124	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ①一時帰宅の改善</p> <p>78ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>事故情報や警報等を迅速に伝達する仕組みの構築を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○平成26年度事業で整備した「双葉町防犯・防災総合システム」によって、いわき事務所から双葉町内の各屋外子局（スピーカー）を通じて、双葉町内に滞在している方々へ緊急情報、防災情報を音声放送によりに伝達していきます。</p> <p>○防災システムの音声情報のほか、住民一時帰宅の皆さまには、内閣府からのトランシーバ、携帯主要3キャリアでの緊急速報メール、関係機関の広報車両など複数のツールを活用し、緊急時の防災にかかわる情報伝達に努めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○緊急速報メール（携帯電話主要3キャリア）・広報車両など、現地パトロール隊や双葉警察署、オフサイトセンターと連携を図り対応中です。万が一の事故や災害に備え、町独自のパトロール隊や国委託事業者による巡回車両が巡回・待機業務にあたり、緊急時には中継基地貸出しのトランシーバや広報車両による呼びかけ、緊急速報メール配信を実施できる環境を整えました。</p> <p>○上記に加えて、平成26年度事業で「双葉町防犯・防災総合システム」を整備し、現在利用できない防災行政無線の代替として、スピーカーを7箇所28基設置し、緊急時の防災放送を実施しています。</p> <p>○通行者が視覚的に情報を得る手段として、国の事業で電子掲示板が国道6号沿いに設置されました。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○平成26年度事業で整備した「双葉町防犯・防災総合システム」によって、いわき事務所から双葉町内の各屋外子局（スピーカー）を通じて、双葉町内に滞在している方々へ緊急情報、防災情報を音声放送によりに伝達していきます。</p> <p>○防災システムの音声情報のほか、住民一時帰宅の皆さまには、内閣府からのトランシーバ、携帯主要3キャリアでの緊急情報メール、関係機関の広報車両など複数のツールを活用し、緊急時の防災にかかわる情報伝達に努めます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度と同様に事業を実施して行きます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○平成29年度と同様に事業を実施して行きます。</p>	

125 126	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】</p> <p>②墓参への支援</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>78ページ</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(125) 墓地の優先的な除染や、墓地周辺の道路の復旧を進めます。</p> <p>(126) 墓地の除草や保全を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○除草については、東京電力に対して共同墓地、寺院墓地、個人墓地、神社・遺跡、個人宅への通路等、定期的（年3回程度）な除草の実施を引き続き求めていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○墓地除染は、平成25年度環境省直轄事業「モデル除染」で町内の40箇所（共同墓地・寺院墓地）を行いました。また、平成25年度事業により「町内共同墓地環境整備事業」を実施し、824基の保全整備を実施してきました。</p> <p>○除草については、東京電力により共同墓地、寺院墓地、個人墓地、神社・遺跡、個人宅への通路等、定期的（年3回程度）な除草が引き続き実施されています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○除草については、東京電力に対して共同墓地、寺院墓地、個人墓地、神社・遺跡、個人宅への通路等、定期的（年3回程度）な除草の実施を引き続き求めていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○除草については、東京電力に対して共同墓地、寺院墓地、個人墓地、神社・遺跡、個人宅への通路等、定期的（年3回程度）な除草の実施を引き続き求めていきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○除草については、東京電力に対して共同墓地、寺院墓地、個人墓地、神社・遺跡、個人宅への通路等、定期的（年3回程度）な除草の実施を引き続き求めていきます。</p>	

127	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ②墓参への支援</p> <p>78ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>新たな墓地の整備について、地域住民のみなさんの意向を踏まえながら、検討していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○新たな共同墓地の整備については、町内全域にわたっての配慮・検討が必要であり、双葉町復興まちづくり長期ビジョン等を踏まえて、整備可能な箇所を庁内で検討するとともに、場合によっては各種調査も進めていきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○新たな墓地の整備については、津波被災地域復旧・復興事業計画を踏まえ、地域住民の意見を聴きながら検討しています。</p> <p>○平成26年度、両竹・浜野地区の世帯を対象に実施した「津波被災地域住民意向調査」で墓地に関する意向を確認したところ、回答があった57世帯のうち「墓地の再建が必要」とした世帯が36世帯あり、墓地再建に関するニーズが確認されました。</p> <p>○両竹地区の墓地は元通り残っており、墓地をそのまま残したい意向も強いことから、この墓地を活かしていくことが考えられます。</p> <p>○一方で、浜野地区や高線量の地区で、中間貯蔵施設エリア内に存在する墓地の検討など、町全体の課題として「共同墓地」（町内の別の場所）の整備を進めていく必要もあり、新たな共同墓地を移転先の選択肢とする検討も進めていかなければと考えています。</p> <p>○住民意向調査で全町民に共同墓地の需要について調査し、その結果を踏まえ、墓参についての利便性や線量の低い場所を考慮し、議会とも協議した上で場所や規模を検討します。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○新たな墓地整備は必要不可欠の課題であり、平成27年度に実施した住民意向調査の結果を踏まえ、具体的な整備に向けて整備予定箇所の除染や整備内容の検討を進めていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○平成28年度の検討結果に基づいて、新たな墓地の整備に着手します。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○平成29年度を取組を継続して、新たな墓地の整備を進めていきます。</p>	

128	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】</p> <p>③ふるさとの荒廃の防止</p> <p style="text-align: right;">79ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">住民生活課 税務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>倒壊建物の撤去や危険建物の応急修理・除却、屋根の保全、危険物の除去、除草などについて、国等との協議を行い、その実施を要求していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○津波被災地域における半壊以上の被災家屋等の物件について、環境省による「建物解体」を当該年度内で実施します。 ○津波被災地域は、環境省による倒壊建物等の解体撤去を実施し、除染のスムーズな執行に対応していきます。 ○現在の双葉町は、環境大臣から汚染廃棄物対策地域「警戒区域・計画的避難区域」（福島県内の11市町村）として指定されているため、全ての廃棄物については、対策地域廃棄物として処理責任を国が担うことから、今後、国が処理計画*を立て処理を実施することになっています。 <ul style="list-style-type: none"> *国が立てる「処理計画」は、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象としています。帰還困難区域については、廃棄物処理に従事する作業者の安全確保等の点に鑑み、これらの地域における今後の線量低減の見通しを見極めつつ、処理方針を検討することとされています。 ○帰還困難区域における廃棄物処理については、処理方針等の課題もあるため国と十分に協議し進めていきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>(住民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○帰還困難区域（町全体の96%）は手つかずの状態です。避難指示解除準備区域（町全体の4%）の両竹、中浜、中野地区については、平成26年11月から環境省が直轄実施する「災害廃棄物収集」「被災車両収集」「被災家屋解体」「家屋等基礎撤去」「除染」が行われていることから、双葉町復興の足掛かりとなるものと考えています。 ○津波がれき撤去・集約整理（集積処理施設の整備と搬入、遺留品の確認）については、撤去・整理時に慎重に作業を行い「思い出の品」として返還できるよう休憩施設「双葉町ふれあい広場」脇に常設展示しております。 ○環境省では、避難指示解除準備区域の災害廃棄物を仮置きするため、中野地区のご理解・ご協力を受け廃棄物仮置場を建設し、供用開始しています。 ○廃棄物仮置場の一部供用開始を受け、津波被災地域（両竹、中浜、中野）に点在する津波がれきの収集・運搬等が始まり、現地で重機等により選別した後、中野地区に設置した廃棄物仮置場へ運搬し適正に保管されています。 ○国との協議が整ったことにより、平成27年11月1日から町内全域（帰還困難区域・避難指示解除準備区域）65箇所のごみステーションへの持ち込みによる「家庭内の片付けごみ」回収が開始されました。ごみ回収にあたっては、仮置場の確保が重要課題となっており、前田地内のご理解・ご協力を受け、廃棄物仮置場を建設中です。なお、早期のごみ回収に着手する必要があることから、仮置場の一部供用を開始しております。 ○国に対しては帰還困難区域における廃棄物処理方針を早期に示すよう求めるとともに、特に粗大ごみ・家電製品・雑草・剪定枝・稲わら等の生活ごみやガソリン・灯油・ガスボンベ等発火爆発の危険性のあるモノ等について、今後、新たな仮置場の設置や危険物の処理処分を順次環境省と協議を進めています。 		

(税務課)

- 平成27年9月から11月にかけて家屋被害認定調査を実施しました。損壊程度を認定したうえで、り災証明を発行しました。
調査棟数75棟 (全壊 14棟、大規模半壊 17棟、半壊41棟、一部損壊 3棟)

≪平成28年度の計画≫

(住民生活課)

- 町民ニーズの強い、帰還困難区域における片付けゴミの処分等については、処理方針等の課題もあるため国と十分に協議し進めていきます。
町内全域を対象とした「家庭内の片付けごみ」回収の継続実施が決定しました。引き続き粗大ごみ・家電製品等の回収については、国と十分に協議を進め早期の回収が可能となるよう取り組んでいきます。
- 津波被災地域における半壊以上の被災家屋等の物件について、環境省による「建物解体」を当該年度内で実施します。
- 津波被災地域は、環境省による倒壊建物等の解体撤去を実施し、除染のスムーズな執行に対応していきます。
- 現在の双葉町は、環境大臣から汚染廃棄物対策地域「警戒区域・計画的避難区域」(福島県内の11市町村)として指定されているため、全ての廃棄物については、対策地域廃棄物として処理責任を国が担うことから、今後、国が処理計画*を立て処理を実施することになっています。
*国が立てる「処理計画」は、避難指示解除準備区域及び居住制限区域を対象としています。帰還困難区域については、廃棄物処理に従事する作業者の安全確保等の点に鑑み、これらの地域における今後の線量低減の見通しを見極めつつ、処理方針を検討することとされています。
- 帰還困難区域における燃料系の廃棄物処理については、処理方針等の課題もあるため国と十分に協議し進めていきます。
灯油・ガスボンベの回収について、具体的な回収方法が国から示されてきたことから、年度前半に住民周知が出来るよう取り組んでいきます。

(税務課)

- 家屋被害認定調査を行い、損壊程度を認定したうえでり災証明を発行していきます。

≪平成29年度の計画≫

(住民生活課)

- 平成28年度と同様に事業を実施して行きます。

(税務課)

- 家屋被害認定調査を行い、損壊程度を認定したうえでり災証明を発行していきます。

≪平成30年度の計画≫

(住民生活課)

- 平成29年度と同様に事業を実施して行きます。

(税務課)

- 家屋被害認定調査を行い、損壊程度を認定したうえでり災証明を発行していきます。

129	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】</p> <p>③ふるさとの荒廃の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>住民生活課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>国等に対して防犯・防火対策の徹底を要求していくとともに、町としての取組についても検討を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉地方広域市町村圏組合消防本部による既存の防火水槽の点検を継続して実施します。 ○双葉地方広域市町村圏組合消防本部の設置した仮設防火水槽2箇所8基と町で設置した仮設防火水槽7箇所28基を維持管理していきます。 ○引き続き、夜間対応を含めた警備事業者による24時間365日の防犯・防災パトロールを実施していきます。 ○一時帰宅実施時には、町内出身者を雇用した町臨時職員により、きめ細やかな対応を心掛けていきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉地方広域市町村圏組合消防本部による既存の防火水槽の点検を実施しています。 ○平成26年度事業で、市街地の長塚地区に4箇所16基（160t）、新山地区に3箇所12基（120t）の組立式防火水槽を設置しました。 ※既に双葉地方広域市町村圏組合消防本部が設置した2箇所8基（80t）と合わせ、9箇所に360tの水利を確保し火災等への対応に備えております。 ○平成26年度事業で整備した「双葉町防犯・防災総合システム」を運用し、国道6号沿いの町内主要交差点付近8箇所に14基の車番認識機能付きの防犯カメラを設置し、双葉警察署との連携を深め、犯罪の抑止に努めています。 ○双葉町防犯・防災総合システムは、犯罪抑止効果向上を期待して、双葉町内の国道6号沿い主要交差点付近に設置した車番認識機能付きの防犯カメラにより撮影した情報をデータセンターに蓄積し、警察機関からの情報開示依頼を受けて犯罪捜査のために情報提供協力を行うものです（詳細は124に記載）。 ○双葉町防犯・防災パトロール事業については、業務委託した警備事業者により双葉町内の防犯・防災のために、365日24時間体制で警備にあたっています。 ※実施内容：事業開始当初は、巡回員2名ひと組による車両2台体制の巡回業務を日中のみ実施しておりましたが、国道6号の自由通行再開やインフラ復旧作業の加速化により双葉町内への入域人口が増加しているため、防犯体制強化の目的で平成27年1月6日より、夜間（18：00～翌8：00）の巡回員2名ひと組による車両2台体制の巡回業務を追加いたしました。 ○町民のみなさんの一時帰宅実施時には、町内出身者を雇用した町臨時職員によるパトロールも併せて実施しており、町民のみなさんの安全確保等について、双葉町民同士によるきめ細やかな対応を心掛けています。 		

《平成28年度の計画》

- 広域消防本部による既存の防火水槽の点検を継続して実施します。
- 市街地に新たな仮設防火水槽を設置するように検討していきます。
- 引き続き、夜間対応を含めた警備事業者による24時間365日の防犯・防災パトロールを実施していきます。
- 一時帰宅実施時には、町臨時職員により、きめ細やかな対応を心掛けていきます。
- 避難指示解除準備区域内の町境にバリケードを設置します。当該バリケードは日中は解放し夜間は閉め切りとして、防犯対策を実施します。

《平成29年度の計画》

- 平成28年度と同様に事業を実施して行きます。

《平成30年度の計画》

- 平成29年度と同様に事業を実施して行きます。

130	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ③ふるさとの荒廃の防止</p> <p style="text-align: right;">79ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>不在地主の発生や、相続の発生に伴う所有権の複雑化等の問題について、国・県・住民と協議して対応の方向性を検討します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後の復興事業の進捗に合わせて関係機関と調整を進めます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○地権者個々及び家族間の問題であり、行政が関与していくことは困難な面があります。</p> <p>○今後の課題として以下の点が挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の長期化による不在地主の増加 ・復旧・復興事業の支障となることを危惧 <p>○現在、不在地主については大きな問題となっていませんが、今後、住民帰還後のまちづくりを進めていく中で、不在地主の同意取り付けに時間がかかれば事業に支障をきたすことは必至であり、また、空き家として長期間放置されれば防火・防犯上の問題も出てきます。問題点や課題を整理しながら、どのような対策が可能か、関係機関との連携も含め検討しています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○今後の復興事業の進捗に合わせて関係機関と調整を進めます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○今後の復興事業の進捗に合わせて関係機関と調整を進めます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○今後の復興事業の進捗に合わせて関係機関と調整を進めます。</p>	

131	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ③ふるさとの荒廃の防止</p> <p>79ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町内のインフラ等の被害状況調査を実施します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難指示解除準備区域内の町道等の災害査定に向けて、被害箇所の測量設計を実施し査定実施の準備をします。 ○避難指示解除準備区域内の下水道管の被害調査を実施します。 ○帰還困難区域の重要度の高い町道については、除染終了後、災害査定に向けて被害箇所の測量設計を実施し査定実施の準備をします。 ○上水道施設について、事業主体である双葉地方水道企業団と復旧に向けた協議を進めます。 ○下水道施設について、復旧時期及び計画を検討していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○帰還困難区域内の町道、河川等の公共土木施設については、以前より依頼していた、ふくしま市町村支援機構で平成25年12月に現地の被害調査を実施しました。 ○避難指示解除準備区域内の公共土木施設については、民間コンサルタントに被害調査委託を発注し、平成26年3月に委託業務が完了しました。 ○JR常磐線を跨ぐ深谷跨線人道橋について、災害査定を受検し災害復旧事業に認められました。 ○農地農業用施設の被害調査については、農林水産省事業の福島農業基盤復旧再生計画調査で町が要望した箇所を国が災害復旧調査設計業務を行っており、平成25年度には沢入第1ため池外1か所の調査設計業務を行い、平成26年度には北斗迫ため池外19箇所のため池、幹線水路の被害調査設計を実施しました。平成27年度は、農道入江線、石熊上江外3用水路、山田迫外3ため池（鶴巻、矢ノ目沢第一、稻荷迫）の被害状況調査を実施しています。 ○平成27年12月16日に、復興庁や国土交通省等に対して、インフラ（社会資本等）施設の早期復旧・整備について次の事項に係る要望活動*を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> *常磐自動車道の4車線化の早期整備、国道6号の全線4車線化及び国道288号の拡幅、整備が決定した（仮称）双葉インターチェンジからのアクセス道路となる県道井手・長塚線の早期整備のための支援、上下水道施設の早期復旧のための支援制度の充実等。 ○被災した国道288号については、道路管理者である県において災害復旧工事に着手しており、平成27年度内に完了する予定です。また、県道の災害復旧工事の完了見通しは次のとおりとなっています。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度完了予定＝「いわき・浪江線」、「長塚・請戸・浪江線」、「井手・長塚線」 ・平成30年度完了予定＝「広野・小高線」 ○上水道施設の被害状況調査等について、事業主体である双葉地方水道企業団が調査に着手しています。 ○下水道管路調査については、避難指示解除準備区域内と県道下の一次調査を実施中です。 ●避難指示解除準備区域内の町道等の災害復旧は、他事業（町内復興拠点整備、復興祈念公園等）との調整が必要となります。 		

《平成28年度の計画》

- 帰還困難区域を含めた災害査定の準備を進めます。
- 避難指示解除準備区域内の町道等の災害箇所は、他事業(町内復興拠点整備、復興祈念公園等)との連携・調整を図りながら復旧を進めます。
- 町道等の災害査定に向けて、引き続き被害箇所の測量設計を実施し査定実施の準備をします。
- 帰還困難区域の重要度の高い町道については、除染終了後、災害査定に向けて被害箇所の測量設計を実施し査定実施の準備をします。
- 避難指示解除準備区域内の下水道管の被害調査を実施します。
- 上水道施設について、事業主体である双葉地方水道企業団と復旧に向けた協議を進めます。
- 下水道施設について、復旧時期及び計画を検討していきます。

《平成29年度の計画》

- 町の復興まちづくり長期ビジョンを受けて、インフラ復旧を実施していきます。

《平成30年度の計画》

- 町の復興まちづくり長期ビジョンを受けて、インフラ復旧を実施していきます。

132	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ③ふるさとの荒廃の防止</p> <p>79ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>農業施設（ため池、水路等）の管理・保全を実施します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ため池、農業施設は、国・県のため池の放射線測定結果や復興計画等の進捗に合わせ、施設の管理保全を行います。 ○ため池や水路の管理に必要な通路の確保に努めます。 ○平成26年度に要望した「福島調査事業」により、避難指示解除準備区域の農地の津波被災調査と、ため池、用水・排水路の調査を行う予定です。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町内68箇所のため池のうち、大きなため池9箇所の管理通路の草刈業務委託を発注しました。台風等の降雨に備え、二次災害防止のため、取水栓を開放して水位を下げたり、ゴミの除去を実施したり、台風や大雨の後にも巡回により水位や堤体の状況確認を行ったりして管理しています。 ○用水路については、人家周辺は、枯葉や枯れ枝等のゴミで水路が閉塞し、大雨時に家屋へ浸水するのを防止するため、道路パトロールと同時にゴミの除去を実施して管理しています。 ○東北農政局では、平成25年度に要望した福島農業基盤復旧再生計画調査事業により、ため池19箇所の被害状況調査を実施しました。また用水路についても羽鳥や下条・請戸川土地改良区が管理する水路被災調査を実施しています。次年度以降の調査箇所についても東北農政局に要望していきます。 ○農道入江線、石熊上江外3用水路、山田迫外3ため池(鶴巻、矢ノ目沢第一、稻荷迫)の被害状況調査を実施しています。 ●今後、農業施設の被災箇所の修繕にあたっては、営農再開が前提となります。まずは、避難指示解除準備区域での営農再開への取組として、復興組合の設立を目指し、復興組合による農地の保全管理と試験栽培などの取組みを進めていく必要があります。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興計画等の進捗に合わせ、施設の管理保全を行います。 ○復興組合の設立を目指し、復興組合などによる農地の保全管理や、福島県による試験栽培などの取り組みへ参加する農業者などを支援していきます。 ○荒廃した農地での火災延焼防止のため、緩衝帯となる防火帯整備事業を行います。 ○ため池、農業施設は、国・県のため池の放射線測定結果や復興計画等の進捗に合わせ、施設の管理保全を行います。 ○ため池の管理に必要な通路の確保に努めます。 ○平成26年度に要望した「福島調査事業」により、避難指示解除準備区域の農地の津波被災調査と、ため池、取水堰・排水路の調査を行う予定です。 		

《平成29年度の計画》

- 復興計画等の進捗に合わせ、施設の管理保全を行います。
- 復興組合などによる農地の保全管理と試験栽培などの取り組みを支援していきます。
- 荒廃した農地での火災延焼防止のため、緩衝帯となる防火帯整備事業を行います。

《平成30年度の計画》

- 復興計画等の進捗に合わせ、施設の管理保全を行います。
- 復興組合などによる農地の保全管理と試験栽培などの取り組みを支援していきます。
- 荒廃した農地での火災延焼防止のため、緩衝帯となる防火帯整備事業を行います。

133	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ③ふるさとの荒廃の防止</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>野生鳥獣（牛、猪豚等）の駆除等の対策を実施します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国、県とも継続事業として、捕獲事業の実施を予定しています。 ○帰還困難区域については、箱ワナ個数の増設を国に要望していくとともに、箱ワナ以外の効果的な捕獲策について国へ検討を求めています。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○イノシシの捕獲については、帰還困難区域は平成26年度に引き続き国から委託を受けた（一財）自然環境研究センターが、平成27年8月1日から箱ワナを10基設置し、平成28年1月末現在83頭を捕獲処分しました。避難指示解除準備区域は、福島県営農再開支援事業により福島県から受託した（一財）自然環境研究センターが平成27年5月23日から箱ワナ5基を設置し、平成28年1月末現在9頭を捕獲処分しました。 ○一方で、平成25年度末頃からイノシシやハクビシ、そして外来種であるアライグマにより家屋のサッシ戸やガラスが壊され、住家や物置へ侵入し、住宅への進入路や住宅敷地、家屋内を荒らす被害も発生しています。 ○次年度以降の事業の継続と箱ワナの増設を国、県へ要望していきます。 ○農地の荒廃を起因とする野生動物からの住宅等の被害防止のための補助事業（資材購入費補助）を創設しました。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、有害鳥獣の駆除と住宅等の被害防止のための事業を継続していきます。 ○国、県とも継続事業として、捕獲事業の実施を予定しています。 ○帰還困難区域については、箱ワナ個数の増設を国に要望していくとともに、箱ワナ以外の効果的な捕獲策について国へ検討を求めています。 ○農地の荒廃を起因とする野生動物からの住宅等の被害防止のため、平成27年度に創設した補助事業（資材購入費補助）について、効果等を踏まえ見直しを行いながら継続していきます。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、有害鳥獣の駆除と住宅等の被害防止のための事業を継続していきます。 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、有害鳥獣の駆除と住宅等の被害防止のための事業を継続していきます。 	

134	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組 【ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組】 ④町民のきずなの維持</p> <p>80ページ</p>	《進行管理の主担当課》
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>全国各地に避難しバラバラになってしまった町民のきずなを維持・回復させることで、ふるさと双葉町への思いをつなぎ、将来の町の復興を担う人材を確保します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策77～118に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策77～118に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策77～118に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策77～118に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策77～118に同じ</p>	

135 136 137 138	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>①帰還条件の達成に向けた取組</p> <p>（ア）放射線量の低減</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(135) 今後の除染の進め方について国と協議していきます。</p> <p>(136) 避難指示解除準備区域から優先して除染の実施を要求します。</p> <p>(137) 帰還困難区域では除染モデル事業の実施を国と協議していきます。</p> <p>(138) 田畑・森林を含めて双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○避難指示解除準備区域内の除染作業の早期完了を目指していきます。</p> <p>○帰還困難区域内の復興拠点、重要な施設・地区の除染を国に要求していきます。</p> <p>○実施されたモデル除染事業等の結果を検証しながら、双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成25年度に帰還困難区域内でモデル除染*を実施した結果、空間線量について除染直後では5.1～6.6%程度の低減が見られました。さらに環境省において平成26年に実施した1回目の追跡調査によれば、除染前に比べ6.6～7.3%程度、平成27年に実施した2回目の追跡調査では、除染前に比べ6.9～7.7%の低減が見られました。</p> <p>*モデル除染は、双葉厚生病院一帯、ふたば幼稚園、双葉町農村広場で実施しました。</p> <p>○平成26年度から帰還困難区域において拠点除染*を実施しています。</p> <p>*拠点除染は、役場、双葉中学校、町コミュニティセンター、携帯電話基地局、県道、国道、町道等の一部で実施済みです。今後は、双葉駅周辺町道の一部の除染が実施されます。</p> <p>○平成26年7月に環境省が策定した特別地域内除染実施計画に基づき、避難指示解除準備区域約200haの除染を実施中です。平成27年度中の完了を予定しています。</p> <p>○国に対しては、除染の推進に関して次の内容について要望しています。</p> <p>①政府・与党への要望活動（平成26年7月16・17日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国直轄による帰還困難区域の先行除染を町と十分協議して実施すること。 ・帰還困難区域のうち町内復興拠点が構想される地域については、本格的な除染を先行して実施すること。 <p>②復興大臣への要望活動（平成26年11月26日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興拠点の整備には、道路・上水道等のインフラ復旧が不可欠であることから、帰還困難区域であっても道路の優先的な除染を行い、早期に復旧工事が可能となるように措置すること。 		

- ③自由民主党福島県議会議員会ふくしま復興本部への要望活動（平成27年4月16日）
- ・「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の早期実現のため、町内の帰還困難区域の除染を早期に実施すること。
- ④復興大臣への要望活動（平成27年6月29日）
- ・町内復興拠点の早期整備に向け、帰還困難区域の除染を早期に実施すること。
- ⑤環境大臣・復興大臣等への要望活動（平成27年12月16日）
- ・双葉駅周辺の「町内復興拠点」について、面的除染を優先的に実施すること。
 - ・（仮称）双葉インターチェンジ建設予定地、水道管理設町道、町内共同墓地候補地についても優先的に除染を実施すること。

《平成28年度の計画》

- 帰還困難区域内の復興拠点、重要な施設・地区の除染に着手するとともに、その区域拡大を国に要求していきます。
- 実施されたモデル除染事業等の結果を検証しながら、双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求していきます。

《平成29年度の計画》

- 町の復興まちづくり長期ビジョンに基づき、帰還困難区域の除染区域拡大を国に要求していきます。
- 実施されたモデル除染事業等の結果を検証しながら、双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求していきます。

《平成30年度の計画》

- 町の復興まちづくり長期ビジョンに基づき、町内の除染区域拡大を国に要求していきます。
- 実施されたモデル除染事業等の結果を検証しながら、双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求していきます。

139	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>①帰還条件の達成に向けた取組</p> <p>（ア）放射線量の低減</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>住民生活課</p>								
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町内の放射性物質や放射線量の状況を継続的にモニタリングして、町民に公表していきます。</p>										
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町独自の「環境放射線モニタリング事業」を継続して実施し、その結果を福島県のインターネットサイト上の福島県放射線測定マップに市町村独自測定データとして登録し、随時公表していきます。</p>										
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成24年度から町独自の「環境放射線モニタリング事業」を実施し、その結果を福島県のインターネットサイト上の福島県放射線測定マップに市町村独自測定データとして登録し、随時公表しています。（町公式ホームページの放射線モニタリング情報中「福島県内市町村独自調査測定マップ」から確認できます）</p> <p>○平成27年度は、定点モニタリングとして下記を実施してきました。</p> <table border="0" data-bbox="212 821 1187 957"> <tr> <td>① 町内全体定点放射線量当量率測定</td> <td>1km²毎62メッシュ160箇所</td> </tr> <tr> <td>② 住宅地定点放射線量当量率測定</td> <td>100mメッシュ218箇所</td> </tr> <tr> <td>③ 町内主要地域土壌中放射能濃度測定</td> <td>25箇所</td> </tr> <tr> <td>④ 町内主要地域土壌中放射性プルトニウム測定</td> <td>13箇所</td> </tr> </table>			① 町内全体定点放射線量当量率測定	1km ² 毎62メッシュ160箇所	② 住宅地定点放射線量当量率測定	100mメッシュ218箇所	③ 町内主要地域土壌中放射能濃度測定	25箇所	④ 町内主要地域土壌中放射性プルトニウム測定	13箇所
① 町内全体定点放射線量当量率測定	1km ² 毎62メッシュ160箇所									
② 住宅地定点放射線量当量率測定	100mメッシュ218箇所									
③ 町内主要地域土壌中放射能濃度測定	25箇所									
④ 町内主要地域土壌中放射性プルトニウム測定	13箇所									
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町独自の「環境放射線モニタリング事業」の委託・測定結果の公開を継続するとともに、測定回数及び測定地点の追加を検討します。</p> <p>○町内の放射線の環境影響を継続して監視します。</p>										
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○委託測定業務・公開を継続して実施します。</p> <p>○町内の放射線の環境影響を継続して監視します。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○委託測定業務・公開を継続して実施します。</p> <p>○町内の放射線の環境影響を継続して監視します。</p>									

140 141 142 143	<p> 《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》 3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組 【ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組】 ①帰還条件の達成に向けた取組 （イ）福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保 </p>	<p> 《進行管理の主担当課》 復興推進課 </p>
<p> 《復興まちづくり計画（第一次）の内容》 (140) 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保の徹底を国・東京電力に要求していきます。また、廃炉作業中の災害・事故への危機管理体制の構築を要求していきます。 (141) 複数の避難道路の確保を国・県に要請していきます。 (142) 福島県及び周辺町村と連携して、廃炉措置の監視を行います。 (143) 廃炉措置の進捗状況の幅広い情報公開を東京電力に要求していきます。 </p>		
<p> 《平成27年度の計画》 ○原子力発電所の廃炉作業については、町への帰還を判断する大前提となることから、引き続き、新たな安全協定に基づき「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」において、取組状況の検証及び現地調査等により、東京電力に対し安全管理の徹底を強く要求していきます。 ○とりわけ、凍土遮水壁の運用開始、3号機の使用済燃料取り出し、1号機のカバー解体及びガレキ撤去作業など重要な取組が予定されていることから、住民の立場に立った安全管理の徹底を求めています。 ○国に対しても定期的に要請を行い、国が前面に立った廃炉措置の安全確保及び危機管理体制の徹底を求めています。 ○今後、新・増設等が計画されている施設等については、新しい安全協定に基づき、福島県、関係機関、専門家等と連携しながら、技術的な検討はもとより、周辺環境に及ぼす影響や作業員の安全性等についても検討し、安全確保を図っていきます。 ○道路の新設をはじめとする複数の避難道路の確保についても、国・県等に要請し、復旧・復興の加速化を図っていきます。 ○広報紙への折込みによってホームページを閲覧できない高齢者等にも廃炉作業の進捗状況が伝わり、原発に対する不安解消につながり、ひいては帰還への道しるべとなることから、継続した取組を求めています。 </p>		

《取組の現状》

- 「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」において、福島第一・1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ等に基づく国及び東京電力の取組状況について確認するとともに、現地調査等を通じて東京電力の危機管理態勢の強化と国の積極的な関与を要求しています。
 - 福島県の原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会の開催状況（平成28年1月末現在）
 - ・平成25年度16回
 - ・平成26年度12回
 - ・平成27年度10回（4/27（※）、5/26、6/23（※）、7/15、7/28（※）、8/26（※）、9/14（※）、11/5（※）、11/24（※）、1/8）※は現地調査
 - 福島県の原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会）の開催状況（平成28年1月末現在）
 - ・平成25年度 3回
 - ・平成26年度 各4回 労働者安全衛生対策部会、環境モニタリング評価部会
 - ・平成27年度 各3回 労働者安全衛生対策部会（6/3、9/2、12/3）、環境モニタリング評価部会（6/3、9/2、12/8）
 - 東京電力における廃炉作業の進捗状況（平成27年10月末現在）
 - ・平成27年7月28日に、1号機建屋カバー屋根パネルの取り外し作業を開始し、10月5日に全ての屋根パネルの取り外しが完了。
 - ・3号機使用済燃料プール内の燃料取り出しのため、大型ガレキ撤去作業を行うとともに、同機原子炉格納容器の内部調査を実施。
 - ・多核種除去設備（全系統）及び増設多核種除去設備、高性能多核種除去設備は現在ホット試験中（本格稼働は未定）
（多核種除去設備で約257,000 m³、増設多核種除去設備で約235,000 m³、高性能多核種除去設備で約92,000 m³を処理）（平成27年12月17日時点）
 - ・地下水バイパスからの地下水の汲み上げ・排水開始（平成26年5月21日～平成27年12月21日まで154,012 m³排水。）
 - ・サブドレン・地下水ドレンからの地下水の汲み上げ・浄化・排水開始（平成27年9月3日～平成27年12月21日まで36,376 m³排水。）
 - ・凍土遮水壁（陸側遮水壁）の工事（平成27年10月に山側、海側の削孔工事完了。現在、海側のブライン配管敷設中。）
（凍結管用：1,568本／1,568本、測温管用：359本／359本、凍結管1,568本／1,568本建込（設置）完了）
 - ・平成27年10月26日に、海側遮水壁（鋼管矢板打設）の閉合作業が終了。
- 平成27年4月22日に、町において、福島第一原子力発電所視察を実施し、併せて福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全かつ確実な実施、作業員の健康管理、教育・訓練等のさらなる充実及び住民の安心・安全のための迅速な情報提供を行うよう要求しました。
- 平成27年4月27日に、全国原子力発電所所在市町村協議会において、国に要請活動を行い、「安全の確保、放射性廃棄物等の処理・処分」、「立地市町村への持続的振興」、「原子力発電に対する国民理解の促進」の重点項目3項目（具体的事項7事項）について要請しました。
- 平成27年5月28日に、全国原子力発電所所在市町村協議会総会が開催され、国と意見交換を行い、事故収束に向けた確実な処理と安全管理の徹底、高線量ガレキの処理・処分に係る方針の早急な打ち出し、廃炉措置のリスク評価とその安全性について説明を行うよう要望しました。
- 平成27年6月24日に、政府関係機関並びに自民党東日本大震災復興加速化本部長、衆議院議長に対して、過去に類の見ない極めて過酷な原子力災害であるという特殊事業を再度認識し、原子力発電所の安全対策や除染作業等を強力に進展させるとともに、東京電力から迅速、公平かつ適正な賠償を促すなど諸課題に総力を挙げて取り組み、双葉郡の復興・再生に向け国の責務として対応するよう、双葉地方町村会及び双葉地方町村議長会より強く要望しました。

- 避難道路の確保について、町内に常磐自動車道の追加インターチェンジの設置が決定し、平成27年6月23日に、常磐自動車道と町道双葉インター線の連結許可書が手交されました。
- 東京電力に廃炉措置の進捗状況の幅広い情報公開を要求するなど、下記の取組を実施しました。
 - 平成26年2月から、福島第一原発における廃炉作業と汚染水対策の現況について周辺自治体や関係団体などから要望や意見を聞く国の「廃炉・汚染水対策福島評議会」が開催され、東京電力に対し、受け手側に立ったわかりやすい情報発信を求めています。(延べ10回開催。平成27年度4/9、6/15、9/29、12/22)
 - 広報(ふるさとふくしま帰還支援事業広報物)の発行(毎月1回15日発行)に合わせて、東京電力において廃炉作業の進捗状況を周知するための「壁新聞」を発行・折込みが行われています。(平成24年12月～平成28年1月までに延べ38回 113,700部発行)
- 国立研究開発法人日本原子力開発研究機構(JAEA)が、福島第一原子力発電所廃炉措置推進のため、遠隔操作機器・装置の開発・実証試験を行う「櫛葉遠隔技術開発センター」を整備し、平成27年10月に一部運用を開始しました。
- 平成28年1月4日に、東京電力に対して、事故の原因者として誠意ある対応を求め「福島第一原子力発電所の廃炉、双葉町の復旧・復興、原子力損害賠償の完全実施に関する要求書」を手交しました。

《平成28年度の計画》

- 廃炉作業の進捗状況に応じて、廃炉安全監視協議会での監視等を通じて、引き続き、国や東京電力に要求していきます。
- 原子力発電所の廃炉作業については、町への帰還を判断する大前提となることから、引き続き、新たな安全協定に基づき「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」において、取組状況の検証及び現地調査等により、東京電力に対し安全管理の徹底を強く要求していきます。
- とりわけ、凍土遮水壁の運用開始、3号機の使用済燃料取り出しに向けたカバー設置作業、1号機の原子炉建屋カバー解体作業など重要な取組が予定されていることから、住民の立場に立った安全管理の徹底を求めています。
- 国に対しても定期的に要請を行い、国が前面に立った廃炉措置の安全確保及び危機管理体制の徹底を求めています。
- 今後、新・増設等が計画されている施設等については、新しい安全協定に基づき、福島県、関係機関、専門家等と連携しながら、技術的な検討はもとより、周辺環境に及ぼす影響や作業員の安全性等についても検討し、安全確保を図っていきます。
- 道路の新設をはじめとする複数の避難道路の確保についても、国・県等に要請し、復旧・復興の加速化を図っていきます。
- 広報紙への折込みによってホームページを閲覧できない高齢者等にも廃炉作業の進捗状況が伝わり、原発に対する不安解消につながり、ひいては帰還への道しるべとなることから、継続した取組を求めています。

《平成29年度の計画》

- 廃炉作業の進捗状況に応じて、廃炉安全監視協議会での監視等を通じて、引き続き、国や東京電力に要求していきます。

《平成30年度の計画》

- 廃炉作業の進捗状況に応じて、廃炉安全監視協議会での監視等を通じて、引き続き、国や東京電力に要求していきます。

144 145	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>①帰還条件の達成に向けた取組</p> <p>(ウ) インフラ等の復旧</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(144) 町内のインフラ等の被害状況調査を実施します。</p> <p>(145) 道路などの基本的なインフラについては、避難指示解除準備区域とされたところから除染の進捗を踏まえつつ、順次復旧を進めていきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策131に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策131に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策131に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策131に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策131に同じ</p>	

146	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組】</p> <p>①帰還条件の達成に向けた取組</p> <p>(ウ) インフラ等の復旧</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課 (産業建設課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>双葉町で生活できるようになるには、保健・医療・福祉・教育のほか郵便・商業など生活関連サービスの再開が不可欠ですが、これらの施設の再開については、町への帰還見通しや町の復興の在り方と密接に関わるため、その見通しや在り方を見極めながら施設再開の進め方を検討します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○双葉町復興まちづくり長期ビジョンの具体化に向けた取組を行います。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>(復興推進課)</p> <p>○復興シンボル軸の形成と合わせて新市街地ゾーンに「新たな生活の場」を構築し、生活関連施設や公共施設を整備することを検討しています。</p> <p>○既存の中心市街地を活用し、歴史のある建造物の保存、再建を図るなど、古き良き町並みを再生しながら商店や住宅等を中心とした町の再整備を行い、ふるさとでの暮らしを感じられるような場の創出について検討しています。</p> <p>○まちづくり長期ビジョンの具現化に向けて、双葉町復興町民委員会、復興産業等拠点部会*等で検討を進め、提言をいただきました。提言を踏まえて、具体的な事業化に向けた検討をしています。</p> <p>*部会の開催 8月26日/9月28日/10月29日/11月25日/12月8日</p> <p>(産業建設課)</p> <p>○双葉町大字寺沢地内に、(仮称)双葉インターチェンジが整備されることになりました。平成31年度末の完成に向けて、地権者の方々の御理解と御協力をいただきながら関係機関等と調整しています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町の復興まちづくり長期ビジョンを踏まえて、施設再開の進め方を検討します。</p> <p>○(仮称)双葉インターチェンジについて、平成31年度末の完成に向けて、関係機関等と調整しながら工事を進めていきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町の復興まちづくり長期ビジョンを踏まえて、施設再開の進め方を検討します。</p> <p>○(仮称)双葉インターチェンジについて、平成31年度末の完成に向けて、関係機関等と調整しながら工事を進めていきます。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○町の復興まちづくり長期ビジョンを踏まえて、施設再開の進め方を検討します。</p> <p>○(仮称)双葉インターチェンジについて、平成31年度末の完成に向けて、関係機関等と調整しながら工事を進めていきます。</p>	

147	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>②津波被災地域の復旧・復興への取組</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>地域住民が参画する検討の場を設置し、津波被災地域の今後の在り方について早急に議論を開始し、同地域の復興事業計画を策定します。隣接する浪江町の津波被災地域の復興計画とも連携して検討します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画（両竹・浜野地区復興計画）に基づいて事業の具体化を検討していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策149、150に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策149、150に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策149、150に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策149、150に同じ</p>	

148	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>②津波被災地域の復旧・復興への取組</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>産業建設課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興事業計画に基づき、除染、道路・海岸堤防などのインフラ復旧を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成27年5月から年度末にかけて本格除染が実施されます。 ○災害復旧事業に採択された森合橋の本格復旧に向けて詳細設計を行っていきます。 ○県事業である海岸防災林造成事業について、県では平成27年度から調査に着手し平成32年度の工事完了を目標としています。 ○避難指示解除準備区域内の下水道管の被害調査を実施します。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年7月に双葉町における特別地域内除染実施計画が策定され、平成27年5月から本格除染が実施されています。 ○被害調査を受けて、津波により流失した森合橋の国による災害査定が平成26年8月に実施・採択され、現在詳細設計を行っています。 ○県事業である海岸堤防、県道、河川についても平成26年8月に災害査定が終了しました。今後、事業概要説明会の開催、用地調査、用地買収等を順次行い、平成30年度の工事完了を目標としています。 ○同様に県事業である海岸防災林については、平成27年度から測量・調査・設計を実施しており、平成32年度の工事完了を目標としています。 ○JR常磐線を跨ぐ深谷跨線人道橋について、災害査定を受検し災害復旧事業に認められました。 ●避難指示解除準備区域内の町道等の災害復旧は、他事業(町内復興拠点整備、復興祈念公園等)との調整が必要となります。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難指示解除準備区域内の町道等の災害箇所は、他事業(町内復興拠点整備、復興祈念公園等)との連携・調整を図りながら復旧を進めます。 ○県事業である海岸防災林造成事業について、県では平成27年度から調査に着手し平成32年度の工事完了を目標としています。 ○避難指示解除準備区域内の下水道管の被害調査を実施します。 ○町道等の災害査定に向けて、引き続き被害箇所の測量設計を実施し査定実施の準備をします。 ○下水道施設について、復旧時期及び計画を検討していきます。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町の復興まちづくり長期ビジョンを受けて、インフラ復旧を実施していきます。 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町の復興まちづくり長期ビジョンを受けて、インフラ復旧を実施していきます。 	

149 150	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の復興に向けた取組】</p> <p>②津波被災地域の復旧・復興への取組</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課 産業建設課（除染・インフラ） 住民生活課（廃棄物）</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(149) 除染・インフラの目途がついた浜野・両竹地区を双葉町全体の復興拠点として、除染・インフラ復旧のための拠点、復興モデル事業等の拠点として必要な施設の整備を進めます。</p> <p>(150) 将来にわたって土地利用に規制をする災害危険区域の指定など、将来の土地利用の在り方については、地域住民のみなさんの意向を十分に踏まえながら、検討します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>(復興推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興産業拠点の整備に向けた基本構想の策定に取り組みます。 ○再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンの事業展開に向けた検討を進めます。 ○復興祈念公園、アーカイブセンターの誘致を県に強く働きかけます。 <p>(産業建設課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難指示解除準備区域内の除染作業の早期完了を目指していきます。 ○災害復旧事業に採択された森合橋の本格復旧に向けて詳細設計を行っていきます。 ○避難指示解除準備区域内の町道等の災害査定に向けて、被害箇所の測量設計を実施し査定実施の準備をします。 ○避難指示解除準備区域内の下水道管の被害調査を実施します。 ○上水道施設について、事業主体である双葉地方水道企業団と復旧に向けた協議を進めます。 ○下水道施設について、復旧時期及び計画を検討していきます。 <p>(住民生活課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○両竹公民館脇等に積み上げられている「津波がれき等」の分別・選別の後、流出品の整理を行い「思い出の品」として自由に内覧できる対応を講じます。 <p>※がれき処理・除染事業の間中は、環境省で内覧経費を確保します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>(復興推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年10月から双葉町津波被災地域復興小委員会で審議が行われ、双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画(両竹・浜野地区復興計画)を策定されました。また、同年11月にはアンケートを行い、その後の住民説明会では住宅再建・営農・墓地についての住民意向の把握に努めました。結果として、住宅再建の意向については両竹地区を中心に10世帯、営農の再開については1世帯、墓地の再建には17世帯で希望がありました。 		

○平成27年7月には、双葉町復興町民委員会が立ち上げられ、復興産業等拠点部会・新産業創出分科会が設けられました。復興産業等拠点部会では、復興産業等拠点についての議論が行われ、分科会では再生可能エネルギー・農業再生モデルについての基本構想の策定に取り組みました。委員会と復興産業等拠点部会、分科会、勉強会では浜野両竹地区の土地利用計画について委員会として構想をまとめていただいたところであり、再生可能エネルギー活用・推進計画及び中野地区の復興拠点基本構想を今年度末までに策定します。

双葉町復興町民委員会 4回実施

双葉町復興町民委員会 復興産業等拠点部会 5回実施、

双葉町復興町民委員会 新産業創出分科会 3回実施(視察研修1回)

再生可能エネルギー活用推進プロジェクト勉強会 3回実施

○町の復興事業の実施に向けて、復興庁・経済産業省、環境省に要望しました。

○復興産業拠点の整備に向けて町内地元企業に対するアンケートを双葉町商工会と連携しながら行いました。また、町外の企業に対しても同様に復興産業拠点に進出する意向の可否について説明会及びアンケートを実施しました。

○平成27年4月に復興祈念公園の候補地として双葉町と浪江町が正式に決定し、基本構想をまとめる段階に入っています。10月からは有識者会議始まっており、今後、基本計画、基本設計に町の意向が反映されるよう働きかけを続けていきます。

○アーカイブセンターの誘致にあたっては、東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議が(5月14日/5月21日/6月3日/8月25日)が開催されているため、原子力災害の特殊性が反映されるよう働きかけを強めていきます。

(産業建設課)

○平成26年7月に環境省が双葉町における特別地域内除染実施計画を策定しました。これは避難指示解除準備区域約200haの除染の実施計画であり、これにより環境省では放射線モニタリング、事前調査、説明会、同意取得を実施し、平成27年度除染作業の完了を目指しています。

○避難指示解除準備区域内の福島県管理である郡山・中野・中浜海岸堤防、前田川・中田川堤防、県道、及び町道橋の森合橋の災害査定が実施され、平成30年度までの完成を目指しています。

○避難指示解除準備区域内の下水道管の被害の一次調査を実施中です。

●避難指示解除準備区域内の町道の災害復旧は、他事業(町内復興拠点、復興祈念公園等)との調整が必要となります。

(住民生活課)

○避難指示解除準備区域内において「津波がれき等」の収集作業を実施しています。

○そのための仮置場を平成26年度中に設置し、遺留品の確認、行方不明者の手がかり等も確認しながら集積を行うこととし、被災住宅周辺の放射性物質の濃縮集積等がある場合は、これを除去しながら進めています。(環境省直轄事業)

○「思い出の品」の閲覧を2回実施しました。

○「思い出の品」が時間の経過と共に劣化が心配されることから、写真データでの管理を行い、今後、役場いわき事務所・郡山支所・埼玉支所で自由に専用のタブレットで閲覧できるよう準備を進めています。(環境省直轄事業)

≪平成28年度の計画≫

(復興推進課)

- 双葉町復興まちづくり長期ビジョン、津波被災地域復旧・復興事業計画や国の帰還の見通し等を踏まえつつ、継続して必要な施設整備を進めていきます。
 - ・再生可能エネルギー、農業再生モデル基本構想の実現に向けて関係機関との調整を進めます。
 - ・中野地区復興拠点基本構想の実現に向けて、事業の発注や関係機関との調整を進めます。
- アーカイブセンターの誘致及び計画策定に関わっていくと同時に、町の記録の保存に努めます。

(産業建設課)

- 実施された除染事業等の結果を検証しながら、双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう国等に要求していきます。
- 上下水道施設の復旧について検討を進めます。
- 避難指示解除準備区域内の町道等の災害箇所は、他事業（町内復興拠点、復興祈念公園等）との連携・調整を図りながら復旧を進めます。

(住民生活課)

- 「思い出の品」を写真データ化し、役場いわき事務所・郡山支所・埼玉支所で自由に専用のタブレットで閲覧できるよう対応します。

≪平成29年度の計画≫

(復興推進課)

- 双葉町復興まちづくり長期ビジョン、津波被災地域復旧・復興事業計画や国の帰還の見通し等を踏まえつつ、継続して必要な施設整備を進めていきます。
 - ・再生可能エネルギー、農業再生モデル基本構想の実現に向けて関係機関との調整を進めます。
 - ・中野地区復興拠点基本構想の実現に向けて、事業の発注や関係機関との調整を進めます。

(産業建設課)

- 町の復興まちづくり長期ビジョンを受けて、インフラ復旧を実施していきます。

(住民生活課)

- 「思い出の品」の写真データ専用タブレットを役場いわき事務所・郡山支所・埼玉支所に配備し自由に閲覧できるよう対応します。

≪平成30年度の計画≫

(復興推進課)

- 双葉町復興まちづくり長期ビジョン、津波被災地域復旧・復興事業計画や国の帰還の見通し等を踏まえつつ、継続して必要な施設整備を進めていきます。
 - ・再生可能エネルギー、農業再生モデル基本構想の実現に向けて関係機関との調整を進めます。
 - ・中野地区復興拠点基本構想の実現に向けて、事業の発注や関係機関との調整を進めます。

(産業建設課)

- 町の復興まちづくり長期ビジョンを受けて、インフラ復旧を実施していきます。

(住民生活課)

- 「思い出の品」の写真データ専用タブレットを役場いわき事務所・郡山支所・埼玉支所に配備し自由に閲覧できるよう対応します。

151	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組</p> <p>【ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組】</p> <p>③双葉町の復興・再興へ向けた考え方</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>双葉町への帰還には長い時間がかかることが見込まれます。また、既存のインフラなどの荒廃が進むことや、帰還しない町民も見込まれるため、町民のみなさんの意見を十分に踏まえて、これまでの双葉町の良さを継承しつつ、事故前の町を完全に再現するのではなく、線量が早期に低下した一定の地域に都市機能を集約させ、そこでインフラや住居などを再構築する「新たな街」を建設することを視野に入れて検討を進めていきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復興まちづくり長期ビジョンに示されている町内復興拠点の整備に向けて国・県等への要望や調整を進めます。 ○長期ビジョンの具体化に向けて、帰還困難区域の除染、インフラ復旧について、国・県と具体化に向けた協議を進めていきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○双葉町復興まちづくり長期ビジョンは昨年度に町の将来像について11回にわたる熱心な審議が行われ、平成27年2月24日に双葉町復興推進委員会最終報告が提出されたことを受け、平成27年3月12日に復興まちづくり長期ビジョンが策定されました。今年度は復興町民委員会が立ち上げられ引き続き具現化に向けた議論が行われています。 ○今後の復興まちづくりを進めるにあたっては、実現に向けて要する期間を国・県に明示させながら、財源の確保や厳しい現実を踏まえた特段の措置を求めています。今後は、ビジョンを実行に移していくため、部会を立ち上げるなど検討体制を整備し、議論を進めながら順次実行に移していきます。また、継続的に住民意向調査を実施するほか、若い世代の活動を充実させると同時に意見をまちづくりに反映させていきます。合わせて町のホームページやタブレット端末による情報発信を積極的に行っていきながら、必要に応じ町民の意見を伺い、随時計画案の見直しを行っていきます。 ○平成27年度は、ビジョンを実行に移していくため双葉町復興町民委員会を立ち上げ、本委員会、高齢者等福祉部会、町民コミュニティ部会、復興産業等拠点部会、新産業創出分科会の3部会、1分科会の体制で議論を進めてきました。また、継続的に住民意向調査を実施するほか、若い世代の活動を充実させると同時に意見をまちづくりに反映させていきます。合わせて町のホームページやタブレット端末による情報発信を積極的に行っていきながら、必要に応じ町民の意見を伺い、随時計画案の見直しを行っていきます。 ○平成27年12月16日に国に対して区域の帰還時期と区域見直しの早期提示、町内の早期除染の実施について要望しました。 ●今後の復興まちづくりを進めるにあたっては、帰還困難区域の除染、インフラ復旧等の実現に要する期間を国・県に明示させながら、財源の確保や厳しい現実を踏まえた特段の措置を求めています。 		

《平成28年度の計画》

- 長期ビジョンの具体化に向けて、国・県等と具体化に向けた協議を進めます。
- 復興まちづくり長期ビジョンに示されている町内復興拠点の整備に向けて国・県等への要望や調整を進めます。
 - ・除染実施エリアの拡大やインフラの早期復旧を働きかけていきます。
- 長期ビジョンの具体化に向けて、帰還困難区域の除染、インフラ復旧について、国・県と具体化に向けた協議を進めていきます。
 - ・駅西新市街地ゾーンの整備について具体的なイメージの提案を構築してきます。(医療・福祉施設・住宅地・商業施設・公共施設等)

《平成29年度の計画》

- 長期ビジョンの具体化に向けて、国・県等と具体化に向けた協議を進めます。

《平成30年度の計画》

- 長期ビジョンの具体化に向けて、国・県等と具体化に向けた協議を進めます。

152	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて</p> <p>①復興の取組への町民の参画</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>住民意向調査（アンケート）の継続的な実施</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民の意向を反映した復興事業を推進するため、関係部署と連携して継続的に意向調査を適宜実施します。</p> <p>○紙を媒体としたアンケートのほかに、タブレット端末を活用した意見聴取の実施について検討します。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成27年12月に復興庁、福島県と共同で住民意向調査を実施*しました（回収率49.51%）。この調査は、住民の帰還意向や住宅再建の意向、復興公営住宅への入居希望などについての意向を確認しており、今後、町の復興事業施策に役立てられます。</p> <p>*速報値は平成28年2月に公表</p> <p>○住民意向調査の回収率向上を図るため、広報誌やホームページ、タブレット端末で調査への協力を依頼するとともに、必ず開封していただけるように封筒を工夫しました。</p> <p>○上記の住民意向調査と併せて、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」及び「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」に関する意見や、営農に関する意向、墓地の必要性に関する意向を確認しました。この調査結果は町の復興事業施策に反映されます。</p> <p>●タブレット端末を活用した意見聴取の実施については、回答方法や集約方法のあり方が課題です。</p> <p>・平成27年12月実施の住民意向調査について、調査協力依頼をタブレット端末及び町公式HPで周知しました。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町民の意向を反映した復興への取組を実施するため、適宜、意向調査を継続して実施します。</p> <p>○紙を媒体としたアンケートのほかに、タブレット端末を活用した意見聴取の実施について検討します。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町民の意向を反映した復興への取組を実施するため、適宜、意向調査を継続して実施します。</p> <p>○紙を媒体としたアンケートのほかに、タブレット端末を活用した意見聴取の実施について検討します。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○町民の意向を反映した復興への取組を実施するため、適宜、意向調査を継続して実施します。</p> <p>○紙を媒体としたアンケートのほかに、タブレット端末を活用した意見聴取の実施について検討します。</p>	91ページ

153	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ①復興の取組への町民の参画</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>ホームページや広報紙等を活用した事業の進捗状況の情報提供</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○今後も町の復興に向けた重要課題への取組状況に加え、国、県の動きについても適時適切に広報を行います。 ○情報提供にあたっては、結論としての報告だけでなく中間的な報告も行うなど、進捗状況が分かる内容となるよう配慮していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○双葉町の復興へ向けた取組については、双葉町復興町民委員会、復興公営住宅、国への要望活動などの記事を、ホームページや広報ふたばに掲載しています。</p> <p>〈主な掲載実績〉 平成27年度の双葉町復興町民委員会及び部会の会議資料、議事概要について、ホームページで公開しています。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○引き続き、町民の意見を踏まえて記事内容の充実を図ります。 ○今後も町の復興に向けた重要課題への取組状況に加え、国、県の動きについても適時適切に広報を行います。 ○情報提供にあたっては、結論としての報告だけでなく中間的な報告も行うなど、進捗状況が分かる内容となるよう配慮していきます。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○引き続き、町民の意見を踏まえて記事内容の充実を図ります。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○引き続き、町民の意見を踏まえて記事内容の充実を図ります。</p>	

154	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて</p> <p>①復興の取組への町民の参画</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>秘書広報課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>ソーシャルメディアを活用した町と町民間の双方向コミュニケーションを可能とする仕組みの構築</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>施策95に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>施策95に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>施策95に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策95に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策95に同じ</p>	

155	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて</p> <p>①復興の取組への町民の参画</p> <p style="text-align: right;">91 ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課 (秘書広報課)</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>計画・事業に関する説明会・ワークショップの定期的な開催</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>(復興推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町民の意向を反映した復興事業を推進するため、説明会やワークショップ等の意見聴取の機会を必要に応じて設けていきます。 ○町民が参加しやすいワークショップ等のあり方について工夫していきます。 <p>(秘書広報課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町政全般について町民の意見を聴く町政懇談会*を引き続き開催するとともに、自治会の会合などでの町民との対話の機会の確保にも努めます。 <li style="padding-left: 20px;">*町政懇談会のあり方（開催時期、懇談会形式など）について検討することとします。 ○町政懇談会で出された意見と回答について、ホームページ等で公開していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>(復興推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年4月から開催された双葉町復興推進委員会では、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」等へ町民の意向を反映させるため各委員のアイデアや意見を幅広く聴取しました。これら委員から出されたアイデアや意見を基礎資料として、事業施策や方針の検討を実施しました。また、平成26年11月20日から12月5日まで計12回開催された町政懇談会において「双葉町復興まちづくり長期ビジョン中間報告」の概要について説明し、町民のみなさんから意見を伺い長期ビジョンの策定等へ反映されました。 ○合わせて、平成26年11月には津波被災地域（両竹・浜野地区）の住民を対象とした説明会を開催し、土地利用のあり方などについて住民の意見を聴取しました。それらの意見は津波被災地域復興小委員会へ報告され、津波被災地域復旧・復興事業計画へ反映されました。 ○平成27年7月から運営されている双葉町復興町民委員会では3つの部会と1つの分科会で討論が進められています。各部会等は基本的にワークショップ形式で会議が進められましたが、10月23日に開催された高齢者等福祉部会では仮設住宅、交流拠点を活用して一般町民のみなさんにも参加してもらった会議を行い、広く意見を求めました。 ○平成27年10月14日から11月17日まで計14回開催された町政懇談会において「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の概要について説明し、町民のみなさんから意見を伺いました。それらの意見は今後の具体的な事業計画の策定に反映される予定です。 		

(秘書広報課)

- 町政全般について町民の意見を聴く町政懇談会を平成27年10月14日から11月17日まで、福島県内7箇所、福島県外7箇所の計14箇所で開催しました。(議題:「双葉町復興まちづくり長期ビジョン(確定版)、双葉町内家庭内片付ゴミ回収、防犯、防災、町政全般についての懇談」)
- このほか行政区や自治会総会へ出席し、町政の現状や懇談を行っています。
- 町政懇談会で出された意見と回答について、ホームページ等で公開しました。

≪平成28年度の計画≫

(復興推進課)

- 町民の意向を反映した復興事業を推進するため、説明会やワークショップ等の意見聴取の機会を必要に応じて設けていきます。
- 町民が参加しやすいワークショップ等のあり方について工夫していきます。

(秘書広報課)

- 町政全般について町民の意見を聴く町政懇談会*及び各種説明会を引き続き開催するとともに、自治会の会合などでの町民との対話の機会の確保にも努めます。
- *町政懇談会のあり方(開催時期、懇談会形式など)について検討することとします。
- 町政懇談会で出された意見と回答について、ホームページ等で公開していきます。

≪平成29年度の計画≫

- 事業の進捗に応じて、適宜、町民が参加しやすい説明会やワークショップの開催を継続します。

≪平成30年度の計画≫

- 事業の進捗に応じて、適宜、町民が参加しやすい説明会やワークショップの開催を継続します。

156	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて</p> <p>①復興の取組への町民の参画</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>若い世代の復興まちづくりへの参画の仕組みの構築</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○SNS（facebook）のグループを活用し、若手の協議会*等の設立を検討します。</p> <p>*「若者の“やりたい”を実現する」「若者の声を町に届ける」ために、イベント企画、まちづくりへの参加等を検討していく協議会です。運営・関係者調整等は復興支援員が中心となり実施します。</p> <p>○若手の協議会等から出された意見等については、復興まちづくり計画等の策定や施策の検討などへ反映させます。</p> <p>○若手の交流会等を開催し、若手の集まる場を提供していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○復興支援員の企画により、若者が町の魅力や想いを再発見することの大切さを共有する場として「ふたばしゃべり場」を平成26年度に開催（2回）しました。「ふたばしゃべり場」では復興推進課職員も参加し町の長期ビジョンについて説明しました。これに参加した若者を中心として、復興支援員のサポートにより双葉町ダルマ市への出店を主な目的とした「ぐるぐるユニット」（若者企画推進協議会）を設立しました。町のイベント等へ関わることにより、若者が町に関われることの意義や楽しさを見出す取組みを進めています。</p> <p>・「ぐるぐるユニット」は平成28年1月9日、10日に開催された双葉町ダルマ市へ出店し、震災前に町内のお祭りの露店で販売されていた「よっちゃんスルメ」を再現して販売しました。</p> <p>○復興支援員の企画により、若者が世代間・地域間の交流を通じて双葉町の今を感じられる機会として平成27年5月30日に「ふたば×いわきスタディツアー」を開催しました。参加した若者が、いわき地区の被災者支援団体などと交流し、自分たちができることを発見する取組みを進めています。</p> <p>●若い世代が復興まちづくりへ参画する仕組みを構築する取組みを進めていますが、その若者の意見等をどのように吸い上げ、復興まちづくり計画等の策定や施策へどのように反映させるかが課題です。</p> <p>●若い世代の復興まちづくりへの参画を促進させるため、若い世代の関心を踏まえた企画を検討し参加者を増やすことが課題です。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○事業の進捗に応じて、若い世代の参画を促進させるための企画を検討します。</p> <p>○立ち上がった若い世代の集まりを支援するとともに、交流会開催して若い世代の集まる場を提供していきます。</p> <p>・平成27年度に立ち上げた「ぐるぐるユニット」については、復興支援員が参加する若者の意向を確認しながら継続して活動を支援します。</p> <p>○若手の協議会等から出された意見等については、復興まちづくり計画等の策定や施策の検討などへ反映させます。</p> <p>○若手の交流会等を開催し、若手の集まる場を提供していきます。</p>		

《平成29年度の計画》

○事業の進捗に応じて、若い世代の参画を促進させるための企画を検討します。

《平成30年度の計画》

○事業の進捗に応じて、若い世代の参画を促進させるための企画を検討します。

157 158	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて</p> <p>②町民による復興の取組への支援</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(157) 町民有志による勉強会の開催を支援します。</p> <p>(158) 町民の自主的な取組を推進するため、様々な分野の学識者・専門家からの協力支援ネットワークの構築に取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○町民の潜在的なニーズの把握に努めながら、町民の要望があれば専門的な学識経験者を派遣するなどして、勉強会の開催要望を継続的に支援します。</p> <p>○学識者や専門家のリスト化や協力支援ネットワークの構築と活用促進を図ります。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○復興支援員と教育総務課が連携し、婦人学級の開級を支援しました。また、婦人学級を運営する中で大変なことなどを共有するため「婦人学級のお役立ちBOK」を作成しました。復興支援員の支援により、婦人学級が自走できるための取り組みを進めています。</p> <p>○復興支援員などを通じて町民の潜在的なニーズの把握に努めましたが、これまで町民ニーズにより学識経験者を派遣した実績はなく、今後、町民の具体的な要望に応じて対応します。</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○町民の要望に応じて専門的な学識経験者を派遣するなどして、勉強会の開催に対する支援を継続して実施します。</p> <p>○協力支援ネットワークの充実を図り、活用促進を継続して実施します。</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>○町民の要望に応じて専門的な学識経験者を派遣するなどして、勉強会の開催に対する支援を継続して実施します。</p> <p>○協力支援ネットワークの充実を図り、活用促進を継続して実施します。</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>○町民の要望に応じて専門的な学識経験者を派遣するなどして、勉強会の開催に対する支援を継続して実施します。</p> <p>○協力支援ネットワークの充実を図り、活用促進を継続して実施します。</p>	<p>92ページ</p>

159	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて</p> <p>②町民による復興の取組への支援</p> <p style="text-align: right;">67ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民有志によるNPO法人等の設立を支援します。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策78に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策78に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策78に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策78に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策78に同じ</p>	

160	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ②町民による復興の取組への支援</p> <p style="text-align: right;">92ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>復興支援員制度を活用して、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策85に同じ</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p style="text-align: center;">施策85に同じ</p>		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p style="text-align: center;">施策85に同じ</p>		
<p>《平成29年度の計画》</p> <p>施策85に同じ</p>	<p>《平成30年度の計画》</p> <p>施策85に同じ</p>	

161	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ③行政と町民等の協働による計画の推進体制</p> <p style="text-align: right;">92ページ</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>町民の要望に根ざしたこの復興まちづくり計画を実行していくため、国、県に対して、特段の財政措置を講ずるように要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>○事業計画に沿った的確なる財政措置により、町民の要望に根ざした復興まちづくり計画を実行していきます。</p> <p>○復興まちづくり計画の実行、実現に向けて、国、県に対して特段の財政措置を要請していきます。</p>		
<p>《取組の現状》</p> <p>○復興まちづくり計画を実行、実現するためには的確なる財政措置が必要です。そのため、国、県に対して特段の財政措置を図るよう要請しています。</p> <p>＜要望活動の実績＞</p> <p>◆復興大臣への要望（平成27年6月29日）</p> <p>【主な要望項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内復興拠点の早期整備、双葉インターチェンジ及びアクセス道路等の早期整備、復興祈念公園等の整備への財政措置を講ずること。 <p>◆復興庁、財務省への要望（平成27年12月16日）</p> <p>【主な要望項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」を始め、双葉町への帰還が可能となり、町の復興が図られるまで、復興財源の長期確保を図ること。 ・復興庁は平成33年3月までに廃止されるが、廃止後においても、国の被災地支援体制を引き続き確保すること。 <p>◆双葉地方町村会との復興庁、総務省への要望活動（平成27年6月24日）</p> <p>【主な要望項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度以降の復興に向けて確実の財源を確保すること（震災復興特別交付税の措置の継続、国勢調査等に係る普通交付税算定の特例措置、など） <p>◆自民党福島県議会議員会ふくしま復興本部での要望聴取（平成27年4月17日）</p> <p>【主な要望項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・双葉町への帰還・復興が可能となるまで、安定的な財源の確保が可能となるよう、震災復興特別交付税の延長をはじめ特段の財政措置を講ずること。 ・国勢調査の実施に伴う地方交付税算定等への特例措置を設けること、など 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <p>○事業計画に沿った的確なる財政措置により、町民の要望に根ざした復興まちづくり計画を実行していきます。</p> <p>○復興まちづくり計画の実行、実現に向けて、国、県に対して特段の財政措置を要請していきます。</p>		

《平成29年度の計画》

○事業計画の進捗に応じて、必要な財政措置を講ずるよう、国、県に対して継続して要望します。

《平成30年度の計画》

○事業計画の進捗に応じて、必要な財政措置を講ずるよう、国、県に対して継続して要望します。

162	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ③行政と町民等の協働による計画の推進体制</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>92ページ</p> <p>総務課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>この復興まちづくり計画を着実に推進していくためにはマンパワーの確保が課題であり、国・県等に対して、人材の確保に向けた支援を要請していきます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在の取組を継続するとともに、定期的な職員の採用及び既存職員のスキルアップ及びモチベーションの向上のため研修等により図っていきます。 ○計画的な職員採用を実施します。（福祉・健康支援関連職員の重点的確保） ○国・県に対する職員派遣要請及び全国の他町村職員派遣要請の継続及び各省庁スキームによる職員派遣制度の活用を図ります。 ○県・町を含めた任期付職員の登用を図ります。 ○緊急雇用創出基金事業の継続要請を実施していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職員のスキル及びモチベーション向上のための研修を実施（参加）しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ふくしま自治研修センター研修会（新規採用職員等） ・東北地区用地対策連絡会用地職員等中級研修会 ・双葉地方八町村自治体若手職員研修会 ・特定線量下業務特別教育講習会 ・メンタルヘルス研修会（平成27年12月に職場での「ストレスチェック」が義務化されます。それを踏まえ、平成27年度は6月にストレスチェックを実施し、7月27・28日には心理カウンセラーによる個別面談を実施しました。また、平成28年2月にも個別面談を実施する予定です） ・平成27年度に町独自の取組みとして、町職員を対象とした研修会を2回開催することとしました。（平成27年8月3日には、「転機を自分の生き方・働き方にどうつなげるか」と題し、全職員を対象として開催しました。また、平成27年11月17日には、「地方公務員制度」と題し、中堅・若手職員を対象に開催しました。） ○国・県に対して職員派遣要請（平成27年度：経済産業省派遣2名）を行うとともに、全国の自治体からの派遣職員（平成27年度：県2名、市町村4名）についてはトップセールスを行い、要請しています。 ○職員採用を定期的に行っています。（年2回実施、募集分野：一般行政職・技術職・保健師） ○臨時職員を雇用しています。（平成27年度：緊急雇用創出基金事業31人、消費者行政活性化交付金（自家消費野菜等放射能検査維持管理補助金）事業1人、被災者健康支援体制整備事業1人、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業8人、町単事業3人、嘱託員3人） ○国の各省庁スキームによる職員派遣制度を活用しています。（平成27年度：復興庁からの職員派遣3人） ●今後の課題として以下の点が挙げられます。 <ul style="list-style-type: none"> ・長期化する避難生活における町民の福祉、健康管理対策を担う人材の確保 ・復旧・復興を担う人材の確保 		

- ・バランスのとれた組織体制づくり（職員構成の高齢化）
- ・緊急雇用基金制度等を活用した臨時職員の確保
 - *これまで活用してきた緊急雇用創出事業の見直しが行われている。新たに創出される「（仮称）原子力災害対応雇用支援事業」や「被災者支援総合交付金事業（拡大分）」への切替等も検討し、人員の確保に努めていく必要があります。

《平成28年度の計画》

- 現在の取組を継続するとともに、定期的かつ計画的な職員（保健福祉職・建築土木職）の採用を図っていきます。
- 既存職員のスキルアップ及びモチベーションの向上のため研修等により図っていきます。
- 国・県に対する職員派遣要請及び全国の他町村職員派遣要請の継続及び各省庁スキームによる職員派遣制度の活用を図ります。（復旧・復興を担う人材の確保）
- 県・町を含めた任期付職員の登用を図ります。

《平成29年度の計画》

- 現在の取組を継続するとともに、計画的な職員（技術専門職）の採用及び職員のスキルアップを図っていきます。

《平成30年度の計画》

- 現在の取組を継続するとともに、計画的な職員（技術専門職）の採用及び職員のスキルアップを図っていきます。

163	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて ③行政と町民等の協働による計画の推進体制</p> <p style="text-align: right;">92ページ</p>	<p>《進行管理の担当課》</p> <p style="text-align: center;">復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>役場内において、各課横断的に取り組むため、計画の推進組織を立ち上げます。また、この計画を実施していくため、計画に記載された施策をより具体化していくための実施計画（事業計画）の策定に取り組みます。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町復興まちづくり計画推進会議」及び「双葉町復興まちづくり計画推進会議幹事会」を推進組織として継続します。 ○上記を推進組織として、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」策定後の進捗管理と、町の復興まちづくり長期ビジョンの推進などについて議論を進めます。 		
<p>《取組の現状》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」の進捗管理と「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」を策定するため、双葉町復興まちづくり計画推進会議及び双葉町復興まちづくり計画推進会議幹事会を推進組織として審議しました。 ○双葉町復興まちづくり計画推進会議では、主に上記事業計画（実施計画）の進捗管理と双葉町復興まちづくり長期ビジョン」で盛り込まれた「双葉町内復興拠点構想の検討」「双葉町再生可能エネルギー活用・推進計画の検討」について審議しました。 		
<p>《平成28年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町復興まちづくり計画推進会議」及び「双葉町復興まちづくり計画推進会議幹事会」において、復興まちづくり計画（第一次）の見直しや事業計画（実施計画）の進捗管理を実施します。 		
<p>《平成29年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町復興まちづくり計画推進会議」及び「双葉町復興まちづくり計画推進会議幹事会」において事業計画（実施計画）の進捗管理を継続します。 	<p>《平成30年度の計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「双葉町復興まちづくり計画推進会議」及び「双葉町復興まちづくり計画推進会議幹事会」において事業計画（実施計画）の進捗管理を継続します。 	

164 165	<p>《復興まちづくり計画（第一次）の見出し》</p> <p>4. 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて</p> <p>③行政と町民等の協働による計画の推進体制</p>	<p>《進行管理の主担当課》</p> <p>92ページ</p> <p>復興推進課</p>
<p>《復興まちづくり計画（第一次）の内容》</p> <p>(164) 計画の進捗管理や計画の推進方策について審議するため、町民代表者や有識者等からなる委員会組織を設置します。</p> <p>(165) 計画に記載された施策の進捗状況を定期的に町民のみなさんにお知らせするとともに、進捗が思わしくない施策については、その原因を把握して、その改善に努めます。社会情勢の変化や町民の意識の変化に応じて、計画に記載された施策についても検証を行います。</p>		
<p>《平成27年度の計画》</p> <p>(164)</p> <p>○事業計画の進捗評価や復興のあり方等を審議するため、町民代表者や有識者等からなる新たな委員会組織を設置します。</p> <p>○平成26年度に策定される「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」及び「双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画」に示された事業を具体化するため、新たな委員会組織の中に「部会」などを設置し、分野ごとに特化した議論を進めます。</p> <p>(165)</p> <p>○復興推進委員会に替わる委員会を立ち上げ、引き続き双葉町の復旧・復興に向けた施策の検討を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルメディア等の情報通信基盤を活用して町と町民間の双方向コミュニケーションを図りながら町民の意見を反映させます。 ・計画・事業に関する説明会を定期的に開催します。 ・若い世代の復興まちづくりへの参画を促進するため、若い世代の関心を踏まえた企画を検討していきます。 		
<p>《取組の現状》</p> <p>○平成25年10月に設置された「双葉町復興推進委員会」では、11回にわたって審議が行われ、「双葉町復興長期ビジョン」が策定され、合わせて「双葉町復興まちづくり計画（第一次）に基づく事業計画（実施計画）」の進捗状況について検証を行ってきました。</p> <p>○また、平成25年10月28日に双葉町復興推進委員会に設置された「津波被災地域復興小委員会」（平成26年4月から3回開催）では「津波被災地域復旧・復興事業計画」が策定されました。</p> <p>○平成27年7月からは、復興推進委員会の議論を踏まえて、計画の具現化に向けて、双葉町復興町民委員会（4回）、高齢者等福祉部会（5回）、町民コミュニティ部会（5回）、復興産業等拠点部会（5回）、新産業創出分科会（3回）、視察研修（1回）、再生可能エネルギー活用推進プロジェクト勉強会（3回）を開催し、具体的な検討を行いました。</p> <p>○上記の3部会においては、取組の進捗状況について説明したうえで意見をとりまとめ、ワークショップ形式で検証を行いました。部会ではワークショップで課題の整理やそれに対する意見、計画の構想案の策定などの議論を行いました。</p> <p>○これに加えて平成27年12月に住民意向調査を実施し、町民の意向把握に努めました。</p>		

《平成28年度の計画》

- 引き続き、町民代表者や有識者等の協力を得ながら、町民を主体とした委員会を設置し、事業計画の進捗評価や復興のあり方等の検討を進めていきます。
- 継続して計画の進捗状況を公表しながら、PDCAの流れに沿って検証をしていきます。

《平成29年度の計画》

- 引き続き、町民代表者や有識者等の協力を得ながら、町民を主体とした委員会を設置し、事業計画の進捗評価や復興のあり方等の検討を進めていきます。
- 継続して計画の進捗状況を公表しながら、PDCAの流れに沿って検証をしていきます。

《平成30年度の計画》

- 引き続き、町民代表者や有識者等の協力を得ながら、町民を主体とした委員会を設置し、事業計画の進捗評価や復興のあり方等の検討を進めていきます。
- 継続して計画の進捗状況を公表しながら、PDCAの流れに沿って検証をしていきます。